

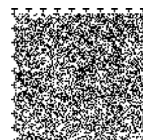
港社協の事業概要

気づき、つながり・支えあう

令和6年度（2024年度）版



社会福祉法人 港区社会福祉協議会



社会福祉法人 港区社会福祉協議会 法人理念

1 法人理念

みんなとともに「つながり・支えあうまち」をつくるため、
私たちは行動します。

2 行動指針

港区は、高層マンションや昔ながらの住宅地、地域密着型の商店街や多くの人が訪れる商業地、企業や大使館が多数あるなど、さまざまな地域特性を有しています。

また、子育て世代や一人暮らし高齢者等の人口の増加に伴い、地域における福祉課題も多様化しています。

このような中、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会をつくるためには、共助・互助の醸成が重要です。

港区社会福祉協議会は、港区に住み、働き、学びみなさんと共に、一人ひとりの自己決定を尊重し、地域の身近な存在として「つながり・支えあうまち」をつくるため、4つの指針を掲げ、行動します。

- 1 私たちは、地域の福祉課題を解決するための話し合いや学び合う場をつくり、地域の福祉力を高めます。
- 2 私たちは、住民や団体、企業、関係機関と連携・協働し、地域福祉を推進する活動を広げます。
- 3 私たちは、地域の実情にあった事業や活動を提案し、積極的に取り組むことで地域福祉の基盤をつくります。
- 4 私たちは、共感力・発想力・創造力を豊かにし、一体となって地域福祉の推進に取り組めます。

3 制定日

平成27年10月1日

目 次

1 港区社会福祉協議会の概要	1
(1)港区社会福祉協議会の目的・性格・役割	1
(2)港区社会福祉協議会のあゆみ	2
(3)港区社会福祉協議会の組織・機構	7
① 組織・機構図	7
② 評議員名簿	8
③ 役員等名簿	9
④ 評議員選任・解任委員会委員名簿	10
⑤ 部会員・委員会委員名簿	11
⑥ 評議員会・理事会等開催状況	13
⑦ 事務局組織と主な分掌事務	14
⑧ 職員配置状況	16
2 第5次港区地域福祉活動計画	17
3 第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画	20
4 令和6年度資金収支予算総括表	22
5 令和6年度資金収支予算前年度比較(科目別総括表)	23
6 令和6年度事業計画	24
7 情報公開制度	34
8 苦情解決制度	35
9 個人情報及び特定個人情報保護制度	36
10 情報セキュリティ対策	40
11 令和5年度決算	41
(1)資金収支決算	41
(2)貸借対照表	41
(3)事業別決算 概要	42
12 事業別概要	45
(1)高齢者福祉事業	45
① ふれあい通信“かんがり”	47
② 長寿を祝う集い	48
③ 介護相談員派遣等事業	49
④ 港区老人クラブ連合会事務局運営等支援	52
(2)障害者福祉事業	53
① 障害者(児)ボウリング大会	55
② 在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業	56
③ 手話通訳者派遣事業	57
④ 手話講習会	59
(3)高齢者・障害者福祉事業	61
① 車いす貸出事業	63
② 車いすステーション	64
③ 有償在宅福祉サービス事業(おむすびサービス)	66
④ 総合的な福祉サービス利用援助事業	69
⑤ 成年後見制度利用促進事業(制度利用に向けた相談支援)	72
⑥ 成年後見制度利用促進事業(成年後見人等候補者の推薦)	74
⑦ 成年後見制度利用促進事業(成年後見制度の経費助成)	76
⑧ 成年後見制度利用促進事業(地域連携ネットワークの推進)	77
⑨ 成年後見制度利用促進事業(区民後見人等候補者の養成)	79

⑩ 成年後見制度利用促進事業(親族後見人等への支援).....	80
⑪ 成年後見制度利用促進事業(成年後見制度の周知啓発).....	81
⑫ 成年後見制度利用促進事業(成年後見人等への支援).....	86
⑬ 法人後見監督の受任	88
⑭ 法人後見事業.....	89
⑮ 港区バリアフリーマップ充実支援業務	90
(4) 子ども・子育て家庭福祉事業	91
① 要支援世帯入学・卒業祝品贈呈事業	93
② 育児サポート事業(育児サポート子むすび)	94
③ 子ども食堂ネットワーク運搬支援	96
(5) 地域福祉活動推進事業	97
① 小地域福祉活動推進事業(みんなと地域の福祉活動).....	99
② 地域福祉活動参加促進講座	103
③ 港区生活支援体制整備事業	104
④ コミュニティソーシャルワーク推進事業.....	107
⑤ 障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業.....	109
⑥ 港区重層的支援体制整備事業実施準備支援業務	110
⑦ 港区ひきこもり支援専用相談窓口	111
(6) 福祉資金の貸付	113
① 生活福祉資金貸付事業.....	115
② 臨時特例つなぎ資金貸付事業	119
③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	120
(7) ボランティア活動推進事業	123
① 災害ボランティア活動の推進.....	125
② 災害ボランティア活動本部体制の確立	127
③ ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流	128
④ 施設ボランティアコーディネーター連絡会	129
⑤ 共に生きるみんなの歌と踊りのつどい	130
⑥ ボランティア活動参加促進事業(ボランティア入門講座)	131
⑦ ボランティア活動参加促進事業(ボランティアスキルアップ講座).....	132
⑧ ボランティア活動参加促進事業(夏！体験ボランティア)	133
⑨ ふれあい講習会	134
⑩ 地区ボランティアコーナーの活用・整備等	135
⑪ ボランティアの相談・活動支援	137
⑫ ボランティア保険受付・手続	138
⑬ 使用済み切手・カード・書き損じはがき等の寄付受領.....	139
⑭ 「ボランティア情報」の発行.....	140
⑮ 「みなとネット」社会貢献活動支援事業.....	141
⑯ ひとり暮らし高齢者フランス料理昼食会.....	142
(8) その他の事業・法人運営	143
① 社会福祉法人の連携による社会貢献事業.....	145
② 地域福祉推進協議会.....	147
③ 福祉総合相談・調査研究・連絡調整	148
④ 歳末たすけあい運動	149
⑤ 港区地域福祉フォーラム	150
⑧ 普及啓発.....	151
⑨ 情報スタンド設置	152
⑩ 後援等名義使用承認.....	154

⑪ 赤い羽根共同募金運動への協力	155
⑫ 港地区配分推せん委員会への協力	156
⑬ 地域福祉貢献賞・地域福祉功労賞 表彰	157
(9)事業開始時期一覧表	159
① 現在の実施事業	161
② 廃止等した事業	163

資 料

資料1 会員数・会費収入の推移	167
資料2 寄付金収入の推移	168
資料3 「社会福祉法」における社会福祉協議会の規定	169

港区社会福祉協議会 マスコットキャラクター「み～しゃ」プロフィール

み～しゃは、レインボーブリッジのカラーをイメージしたドレスを着た、虹のように明るくて優しい、笑顔がチャームな女の子です。頭は東京タワーと芝公園、耳は東京湾の海を表しています。

み～しゃの名前は、港区とみんなの「み」、社会福祉協議会の「しゃ」から名付けたものです。



平成23年(2011年)9月誕生

港区社会福祉協議会 法人章のデザインイメージ

港区の地図の上に「港」の頭文字のアルファベットの「M」をデザインしています。

「M」の5つの輪は港区の5地区を表し、5地区の人々がゆるやかに手をつなぎ合って「みんなとともに『つながり・支えあうまち』をつくる」という港社協の法人理念を表しています。



平成30年(2018年)9月制定

(凡 例)

- 1 各事業は、編集時点での最新の内容を記載しています。
- 2 実績表は、原則として過去5年間の実績を掲載しています。
- 3 実績表の数値は、特段の記載がない限り「各年度末日現在」を基準とします。
- 4 港区社会福祉協議会の組織・機構に掲載の名簿は、令和6年8月1日現在です。
- 5 実績表の「―(ダッシュ)」は、当該区分事業が対象外・廃止等を意味します。
- 6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一部または全部中止、延期とした事業等は、「一部(◎)」「中止(◎)」「延期(◎)」と記載しています。

1 港区社会福祉協議会の概要

(1)港区社会福祉協議会の目的・性格・役割

[目的]

港区社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設置された社会福祉法人で、次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体です。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業等

[性格]

地域住民の福祉増進を図るための公共性と自主性をもった非営利の民間団体です。

[役割]

港区社会福祉協議会の役割は、港区の住民等の地域福祉への関心を高め、その自主的な取り組みへの協力と支援を行うとともに、行政及び地域福祉団体や施設、専門機関等との連携のもと、誰もが安心していきいきと暮らすことができるように「つながり・支えあうまち」をつくることにあります。

(2)港区社会福祉協議会のあゆみ

- 昭和28年10月 社会福祉の根本精神である温かい人間愛を基調として、地域の各行政機関、住民団体等の区内有志の発意と努力により、任意団体として港区社会福祉協議会が設立・発足しました。
(昭和28年10月17日設立)
設立当初は、麻布十番に所在した都が所管する港福祉事務所において、福祉事務所職員の兼務によって事務局が設置されました。
- 昭和30年代 法外援護資金や世帯更生資金貸付事業(現・生活福祉資金貸付事業)(昭和30年10月開始)がはじまり、歳末たすけあい運動(昭和39年12月開始)も共同募金の一環として定着し、30年代後半には高度経済成長期を迎え、老人福祉大会(現・長寿を祝い集い)を開始(昭和39年10月)するなど、福祉事業も徐々に拡大しました。
また、「社会福祉協議会の行う事業の補助に対する条例」が制定されました。
しかし、事業規模が拡大し、事業内容が複雑化するにつれて、任意団体では責任の所在が不明確であり、地域社会福祉協議会の主体的性格があいまいで、その円滑な運営が必ずしも図れない実情から、国や都から社会福祉法人化の指導がなされました。
- 昭和39年2月 社会福祉法人 港区社会福祉協議会(以下:港社協)として厚生大臣(当時)から認可を受け法人登記しました。
(昭和39年1月27日法人認可、2月11日法人登記)
- 昭和40年4月 東京都の福祉事務所が区に移管され、同時に港社協事務局が区庁舎内に移転しました。
- 昭和44年5月 法人化5周年記念事業を実施しました。
- 昭和49年11月 創立20周年記念福祉大会を開催しました。
- 昭和40年代 めざましい経済成長を背景として、港社協の財政も驚異的な拡大を続け、福祉事業も順調に拡大し、この10年間に30を越す新たな事業を実施しました。
- 昭和50年代 人口の高齢化がクローズアップされるようになり、港区の65歳以上の人口は、昭和55年に総人口の1割を越え、福祉事業も高齢者への対策に注がれるようになりました。
- 昭和51年5月 東京都からボランティア活動推進モデル地区第1号の指定を受け、同年12月にボランティアコーナーを開設し、福祉まつりやボランティアスクールなどを実施しました。
- 昭和54年5月 芝公園福祉会館の新設に伴い、港社協事務局はその3階に移転し、独立した事務所を設けることができました。
- 昭和54年9月 ボランティアの集いの広場「みなとの見える部屋」を開催したり、情報紙「ボランティア情報」を毎月発行するなど、この時期にボランティア活動推進の基盤づくりが行われました。
- 昭和56年11月 障害者の詩にボランティアが曲をつけてみんなで歌う、第1回共に生きるみんなの歌と踊りのつどいが、福祉まつりの中で開催されました。
- 昭和57年9月 身体障害者の体験談を聞いたり、車いすによる介助体験をする中学校障害者介助講習会(現・ふれあい講習会)を開講しました。
- 昭和58年4月 社会福祉事業法(現・社会福祉法)の一部改正により、区市町村社協の設立根拠が明確になりました。
- 昭和58年11月 創立30周年記念式典を開催しました。

昭和63年4月	東京都社会福祉協議会(以下:東社協)からボラントピア事業(ボランティアのまちづくり推進事業)の地区指定(2年間)を受けました。 ボランティア活動推進事業を拡大するため2億円のボランティア基金を設置し、みなとボランティアセンターを開設しました。 また、少子高齢化社会を迎え、地域社会を支えるマンパワー確保の一環としてボランティア育成に努めました。
平成3年1月	「支えあいのあるまちづくりをめざして～港区におけるボランティア活動のあり方を考えるための提言～」を発行しました。
平成4年3月	「港区ボランティア活動推進基本計画」を策定しました。
平成5年11月	創立40周年記念式典を開催しました。
平成5年以降	住民と社協による直接的なサービス提供が強く求められてきたのに応じて、平成7年度から、支え合い・気づきの活動(小地域福祉活動)をめざした配食サービス事業を開始しました。
平成7年8月	「東京都港区におけるひとり暮らし高齢者の生活と社会的孤立に関する調査」を実施しました。全数調査により、正月三が日をひとりで過ごした人が3割半いることがわかりました。
平成8年3月	地域福祉活動計画「手をつなぐみなとプラン21～学び合い・支え合い・交流し合うまちづくり～」を策定しました。
平成8年以降	平成8年4月東社協からふれあいのまちづくり事業の地区指定(5年間)を受け事業を推進しました。 平成8年度から港区立台場高齢者在宅サービスセンターの委託運営、さらに平成9年度からは住民相互の助け合いによる会員制の有償在宅福祉サービス(おむすびサービス)などを実施し、「事業型社協」へ大きく踏み出しました。
平成12年4月	介護保険制度の実施に伴い、介護保険事業者として指定を受け、ホームヘルパー派遣による「訪問介護事業」と、台場高齢者在宅サービスセンターにおいて「通所介護事業」を実施しました。 同年6月には社会福祉法が施行され、区市町村社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されました。 また、福祉サービス利用援助事業の担い手として社協が期待されるようになりました。
平成12年10月	「港社協の事業概要」を初めて刊行しました。
平成13年1月	育児と仕事の両立をめざして、会員制の育児サポート事業(愛称「育児サポート子むすび」)を開始しました。
平成13年3月	ホームページを開設しました。
平成13年4月	港区商店街連合会の協力を得て、車いすステーション事業を開始しました。 また、同年10月に福祉サービス利用支援センター(愛称「サポートみなと」)を設置し、地域福祉権利擁護事業と介護保険制度利用者の苦情解決の役割を担う介護相談員派遣等事業を開始しました。 みなとコミュニティハウス(都営北青山一丁目アパート3号館地下1階)を、区はNPOなどの活動拠点として、港社協を含む3団体に対し、継続利用団体として決定。港社協は地域の活動拠点として介護教室やホームヘルパー養成講習等に有効活用することになりました。
平成14年4月	より開かれた港社協の運営をめざして、情報公開制度および第三者委員を設置した苦情解決制度を導入しました。
平成14年10月	「港社協の運営と事業展開の方向性」および「ボランティアセンターから

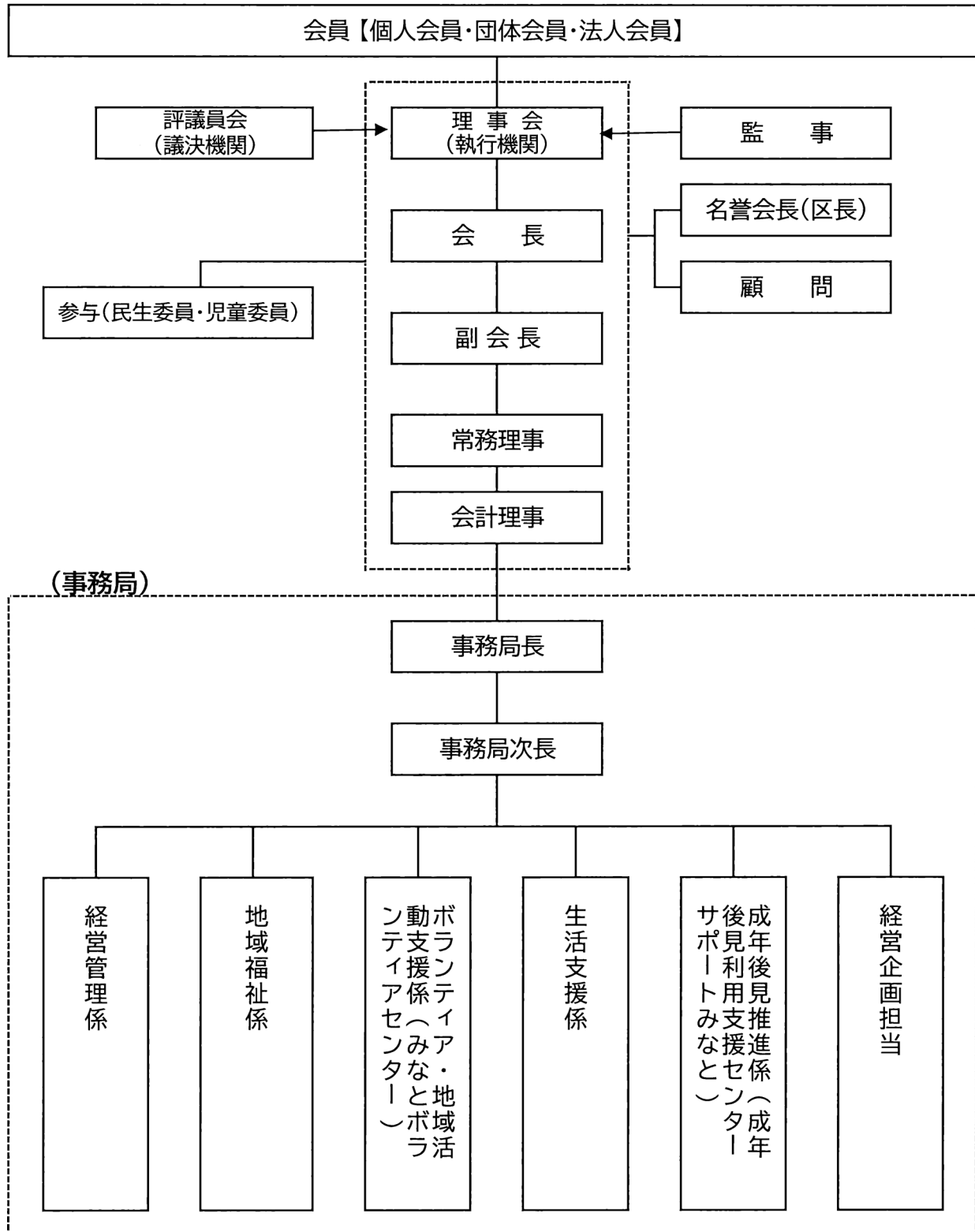
- ボランティア活動センター」を作成し、今後の社協の方向性を示しました。
- 平成15年4月 支援費制度導入に伴い、指定居宅介護事業所として指定を受け、障害者の在宅サービス事業を開始しました。また、東社協から受託している生活福祉資金に新設された、長期生活支援資金貸付制度と緊急小口資金貸付制度を開始しました。
- 平成15年11月 50周年記念式典及び祝賀会を東京プリンスホテルで開催しました。
- 平成16年3月 「第2次港区地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、住民の参画を得て、“社会的な孤立や孤独の解消”“子育て支援”“ボランティア・市民活動の推進”“経営改革”等を座標軸に、住民の自主的・主体的な福祉活動を住民の立場から進めることを目的として、実効性のある計画として作成しました。
- 平成16年4月 地域を拠点に子育て家庭の親子などが、多様な活動を通じて子育てを楽しみながら仲間をつくり、互いに支えあう「子育てサロン」事業を始めました。
- 平成16年6月 車いすステーションの協力を得て、港社協の普及啓発と各種福祉サービスにつなげることを目的として、広報紙「みなと社協」やパンフレット類を置いてもらう「情報スタンド」を区内14カ所に設置しました。
- 平成16年11月 会長、副会長、監事をはじめ、理事、評議員の代表および民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、ボランティアなどの協力を得て、23区内社協・初の「災害ボランティア本部運営訓練」を実施しました。
- 平成17年4月 地域のボランティア活動を促進するため、「高輪地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成18年3月 平成8年から10年間運営してきた、港区立台場高齢者在宅サービスセンターの管理運営から撤退しました。介護保険が創設される前から、新しく生まれた台場地域の介護サービス提供および地域福祉推進の拠点として、先駆的に施設運営を実施し、一定の役割を果たしてきました。しかし、多くの民間企業等による介護保険事業への対応環境が整備されてきたと判断し、撤退しました。
- 平成18年4月 経営改革の一環として、各部門役割の整理、事務分掌の見直しを行い、法人運営総務調整部門(経営管理課)・個別支援部門(在宅サービス課)・活動支援部門(みなとボランティアセンター)・福祉サービス利用支援部門(福祉サービス利用支援センター)を設置する、簡素で効率的な事務局組織に改正しました。
- 平成19年4月 東京都共同募金会港地区協力会が、港区から事務移管されました。2カ所目の地区ボランティアコーナーとなる「赤坂・青山地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成20年1月 成年後見制度推進事業の実施に伴い、「福祉サービス利用支援センター」の名称を改め、新たに「成年後見利用支援センター」として開設しました。
- 平成20年3月 介護保険事業の一方の柱として運営してきた訪問介護事業についても、民間事業者と競合する事業であり、社会環境の変化に対応し、社協の役割等から判断し撤退しました。
- 平成22年3月 「第3次港区地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は、新しい地域福祉推進の仕組みを、区民、地域団体・NPO、企業、行政などと協働しながらつくり、誰もが安心して住むことのできるまちづくりの実現をめざすものです。
- 平成23年9月 区民に親しまれる身近な港社協をめざして、マスコットキャラクター「み

- ～しゃ」を作成しました。
- 平成24年9月 芝公園福祉会館の改築のため、事務局を港区麻布地区総合支所2階へ移転しました。
- また、小地域福祉活動を充実させるため、事務局組織を再編し、経営管理係・地域福祉係・生活支援係・小地域福祉活動担当を設置しました。
- 平成25年11月 創立60周年記念式典・講演会を赤坂区民センターで開催しました。
- 平成26年11月 3か所目の地区ボランティアコーナーとなる「麻布地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成26年12月 4か所目の地区ボランティアコーナーとなる「芝浦港南地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 平成27年4月 事務局組織のうち小地域福祉活動担当を廃止し、事業・企画担当を設置しました。
- 平成27年10月 法人理念「みんなとともに『つながり・支えあうまち』をつくるため、私たちは行動します。」を制定しました。
- 平成28年3月 「第4次港区地域福祉活動計画」を策定しました。港区における地域福祉の課題を踏まえ、『ともに支えあい ともに取り組む地域 思いやりがひろがり 安心して暮らせるまち』をめざして」を基本理念としました。
- 民間事業者の対応環境が整備されてきたのにあわせて、同行援護事業と移動支援事業を終了しました。養成研修、訪問介護事業等も含め20年間にわたり実施してきたヘルパー関連事業から完全に撤退しました。
- 緊急援護資金貸付事業は、東社協から受託している生活福祉資金貸付事業(緊急小口資金)とほぼ同様の事業であり、貸付実績も低迷していることから廃止しました。(貸付中の債権管理は継続。)
- 平成28年11月 福祉講演会を拡充して、第1回港区地域福祉フォーラムを高輪区民センターで開催しました。
- 平成29年3月 社会福祉法人制度の改革に伴い、評議員選任・解任委員会を設置しました。
- 平成29年4月 社会福祉法人制度の改革に伴い、定款を変更しました。社会福祉充実残額があったことから、社会福祉充実計画を策定し実施しました。(平成29年度のみで終了。)さらに、地域における福祉関係団体等による地域福祉の充実に向けた支援や、社会福祉充実計画の意見聴取をするために、地域福祉推進協議会を設置しました。
- 区から港区生活支援体制整備事業を受託し生活支援コーディネーターを配置するため、事務局組織を再編しました。地域福祉係が小地域福祉活動推進と生活支援コーディネーター業務を所掌し、ボランティア・地域活動支援係がボランティア活動や有償在宅福祉サービス、育児サポート事業、福祉機器の貸出等を所掌しました。
- 平成29年10月 「地域福祉貢献賞・地域福祉功労賞」第1回表彰式を開催しました。
- 平成30年9月 法人理念を推進、啓発するとともに、港区の地域福祉推進及び港社協役員等の連帯強調を深めることを目的として法人章を制定しました。
- 平成31年3月 「第4次港区地域福祉活動計画」について、中間の見直しを行い、後期計画を策定しました。
- 平成31年4月 事務局組織のうち事業・企画担当を廃止するとともに、成年後見推進係を設置しました。
- 港区成年後見制度利用促進基本計画に基づき成年後見制度推進事業(区補助事業)から、成年後見制度利用促進事業(区受託事業)となりました。また、法人後見事業、港区老人クラブ連合会事務局運営業務(受託事

- 業)を開始しました。
- 令和2年3月 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付(東社協受託)を開始しました。
- 令和2年4月 ひとり暮らし高齢者バスハイク事業・在宅高齢者回転呼出灯設置費助成事業を廃止しました。
- 障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業と、コミュニティソーシャルワーク推進事業を創設しました。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため多くの事業を中止等する一方、インターネットのオンライン講座や会議等を実施しました。
- 令和2年12月 Twitterによる情報提供を開始しました。
- 令和3年3月 「第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画」を策定しました。地域福祉活動計画の推進力を高め、法人理念を実現していくことを目的に、経営基盤を強化する人材・財政運営に関する一体的な計画です。
- 令和3年4月 財政基盤の強化、人材育成の充実等のために経営企画担当を設置し、情報セキュリティ対策強化等のために経営管理系の事務分掌を改定しました。
- 法人後見事業(後見監督受任含む)を区補助事業から独自事業に移行しました。
- 令和3年5月 募金プラットフォーム「つながる募金」に登録し、スマートフォンやパソコンから、いつでもどこでも寄付を受けられるようにしました。
- 令和4年3月 「第5次港区地域福祉活動計画」を策定しました。港区における地域福祉の課題を踏まえ、「気づき、つながり・支えあうことを育むまち」を基本理念としました。
- 令和4年7月 5か所目の地区ボランティアコーナーとなる「芝地区ボランティアコーナー」を開設しました。
- 令和5年11月 創立70周年記念式典・講演会を赤坂区民センターで開催しました。
- 令和6年3月 「第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画」について、中間の見直しを行い、後期計画を策定しました。
- 令和6年4月 自動販売機設置事業を収益事業とするため、定款を変更しました。
- 港区ひきこもり支援専用相談窓口を開設しました。

(3)港区社会福祉協議会の組織・機構

①組織・機構図



その他、円滑な運営を図るため、評議員選任・解任委員会、小地域福祉活動推進部会、ボランティア活動推進運営委員会、成年後見利用支援センター運営委員会及び経営会議を設置しています。

② 評議員名簿

(任期 令和3年度定時評議員会の終結の時(令和3年6月21日)
～令和7年度定時評議員会の終結の時)

福 田 真 人	港区介護事業者連絡協議会アドバイザー
山 川 純 一	港区介護事業者連絡協議会介護施設部会運営委員代表
村 岡 恵美子	社会福祉法人東京聖ビンセンシオ・ア・パウロ会 愛星保育園園長
岡 尾 良 一	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会 東京都済生会中央病院附属乳児院院長
吉 住 三 男	社会福祉法人港福会 みなと工房所長
針ヶ谷 直 仁	港区保護司会副会長
鈴 木 晴 美	港区更生保護女性会会長
丸 哲 夫	愛宕一之部連合町会会長
清 原 元 輔	麻布町会・自治会連合会会長
竹 中 豊 治	赤坂青山町会連合会会長
杉 浦 英 幸	田島町町会会長
伊 丹 桂	ワールドシティタワーズ自治会会長
吉 田 佳 子	港区心身障害児・者団体連合会副会長
平 井 伸 治	港区心身障害児・者団体連合会理事
吉 田 祥 子	港区心身障害児・者団体連合会理事
佐 藤 伸 弘	港区商店街連合会副会長
齋 藤 徳 子	港区赤十字奉仕団委員長
林 明 美	芝地区民生委員・児童委員協議会副会長
能 城 裕 子	高輪地区民生委員・児童委員協議会副会長
野 村 知 義	麻布地区民生委員・児童委員協議会副会長
三 輪 勉	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会副会長
山 口 博 子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会副会長
片 桐 悠 貴	港区立小学校PTA連合会相談役
篠 田 徹 也	港区立中学校PTA連合会相談役
伊 藤 文 子	認定特定非営利活動法人プラチナ美容塾理事長 (ボランティア団体等)
高 木 千 枝	公益社団法人芝法人会理事
池 田 俊 一	日本電気株式会社(社会貢献関連企業)
重 富 敦	港区保健福祉支援部保健福祉課長
宮 本 裕 介	港区保健福祉支援部障害者福祉課長
石 原 輝 章	港区子ども家庭支援センター所長

③ 役員等名簿

(任期 令和5年度定時評議員会の終結の時(令和5年6月15日)
～令和7年度定時評議員会の終結の時)

名 誉 会 長	清 家 愛	港区長
---------	-------	-----

役 員

会 長	須 永 達 雄	前港区商店街連合会会長
副 会 長	野 尻 三重子	前港区民生委員・児童委員協議会会長
副 会 長	田 中 泉	港区民生委員・児童委員協議会会長 (高輪地区民生委員・児童委員協議会会長)
常 務 理 事	長 谷 川 浩 義	港区社会福祉協議会事務局長
会 計 理 事	高 取 良 雄	公益社団法人芝法人会会員
理 事	田 谷 克 裕	港区教育長職務代理者
理 事	出 野 泰 正	港区保護司会会長
理 事	堀 信 子	港区心身障害児・者団体連合会会長
理 事	伊 藤 孝 昭	芝地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	小 田 切 恵 子	麻布地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	小 林 百 合 子	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	古 角 佐 知 子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会会長
理 事	泥 谷 隆 史	車いすとともに歩く会会長(ボランティア団体)

監 事	古 橋 義 弘	元港区民生委員・児童委員協議会会長
監 事	黒 澤 薫	東京税理士会芝支部幹事

④ 評議員選任・解任委員会委員名簿

(任期 令和3年度定時評議員会の終結の時(令和3年6月21日)
～令和7年度定時評議員会の終結の時)

氏 名	備 考
榑 原 美 樹	明治学院大学社会学部准教授
大 島 研 二	港南地域連合会会長(港区港南町会会長)
古 橋 義 弘	港区社会福祉協議会監事
高 嶋 慶 一	港区社会福祉協議会事務局次長

⑤ 部会員・委員会委員名簿

小地域福祉活動推進部会員

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役 職	氏 名	備 考
部 会 長	小田切 恵子	麻布地区民生委員・児童委員協議会会長
副部会長	林 明 美	芝地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	大 薦 淳 子	芝地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	能 城 裕 子	高輪地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	廣 田 洋 子	高輪地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	金 田 直 美	麻布地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	三 輪 勉	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	長 野 正 晴	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	伊 藤 健 司	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会副会長
部 会 員	山 口 博 子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会副会長

ボランティア活動推進運営委員会委員

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	野 尻 三重子	前港区民生委員・児童委員協議会会長
副委員長	豊 田 晴 彦	個人ボランティア
委 員	伊 藤 孝 昭	芝地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	小 林 百合子	赤坂青山地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	池 田 悦 子	港区赤十字奉仕団高輪台分団分団長
委 員	岩 佐 徳太郎	個人ボランティア
委 員	近 藤 誠	ボランティア団体(港マジック同好会会長)
委 員	山 田 和 雄	特定非営利活動法人日本朗読文化協会 ボランティアグループかもめ代表
委 員	黒 澤 千 種	認定特定非営利活動法人プラチナ美容塾理事
委 員	鈴 木 ひろ子	特定非営利活動法人みなと子ども食堂理事
委 員	中 島 由利子	特定非営利活動法人介護者高齢者支援・ けあポート理事長
委 員	石 原 健 博	社会貢献関連企業(キッコーマン株式会社)
委 員	菅 沼 彰 宏	明治学院大学ボランティアセンタープログラムディレク ター
委 員	吉 田 佳 子	港区心身障害児・者団体連合会副会長
委 員	土 屋 裕 彰	港区立精神障害者支援センター長
委 員	川 副 秀 喜	港区立特別養護老人ホーム サン・サン赤坂副施設長
委 員	橋 本 誠	港区国際交流協会常務理事・事務局長
委 員	重 富 敦	港区保健福祉支援部保健福祉課長

成年後見利用支援センター運営委員会委員

(任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日)

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	今 尾 真	明治学院大学教授
副委員長	八 杖 友 一	港法曹会
委 員	荒 川 千 晶	東京都港区医師会
委 員	矢 尾 渉	東京公証人会
委 員	國 賀 綾	成年後見センター・リーガルサポート東京支部
委 員	鳥 居 理英子	東京社会福祉士会
委 員	田 村 綾 子	東京精神保健福祉士協会
委 員	古 角 佐知子	芝浦港南地区民生委員・児童委員協議会会長
委 員	藤 井 武 彦	赤坂地区高齢者相談センター(北青山地域包括支援センター)施設長
委 員	重 富 敦	港区保健福祉支援部保健福祉課長
委 員	川 口 薫	港区麻布地区総合支所区民課長
委 員	藤 咲 絢 介	港区産業・地域振興支援部産業振興課長

⑥ 評議員会・理事会等開催状況
(令和5年度)

会議等 月日	評議員会	理 事 会	経営会議	監 査	評 議 員 選任・解任 委 員 会	小 地 域 福 祉 活 動 推 進 部 会	ボランティア 活動推進運営 委 員 会	成年後見利用支 援センター運営 委 員 会 (支援検討部会)	経 営 戦 略 計 画 策 定 委 員 会
5月10日				第1回					
5月12日			第1回						
5月17日								(第1回) (リモート)	
5月26日		第1回							
6月6日					第1回				
6月9日									
6月14日						第1回			
6月15日	第1回 (定時評議員会)	第1回臨時							
6月20日								第1回 (リモート併用)	
6月22日							第1回 (リモート併用)		
7月5日									第1回
7月19日								(第2回) (リモート)	
8月24日									第2回
8月31日			第2回						
9月14日		第2回							
9月20日					第2回			(第3回) (リモート併用)	
9月28日	第2回								
11月7日						第2回			
11月15日								(第4回) 休会	
11月20日				第2回					
11月27日			第3回						
11月29日									第3回
12月1日							第2回 (リモート併用)		
12月7日		第3回							
12月21日	第3回								
1月17日								(第5回) 休会	
2月15日								第2回 (リモート併用)	
2月22日									第4回
2月26日			第4回						
3月7日		第4回							
3月13日								(第6回) (リモート併用)	
3月21日	第4回	第2回臨時							
3月22日								(臨時) (リモート併用)	
合 計	4回	6回	4回	2回	2回	2回	2回	2回 (5回)	4回

⑦ 事務局組織と主な分掌事務

＜経営管理係＞

- 1 定款及び諸規程に関すること。
- 2 評議員会及び理事会等に関すること。
- 3 会員、会費及び寄付に関すること。
- 4 文書管理に関すること。
- 5 予算、決算に関すること。
- 6 会計、経理及び財産に関すること。
- 7 職員の人事、服務、勤務、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- 8 社会福祉の調査、研究に関すること。
- 9 関係機関及び諸団体との連絡調整に関すること。
- 10 広報に関すること。
- 11 苦情解決に関すること。
- 12 個人情報保護(特定個人情報含む)に関すること。
- 13 情報システムの管理運営に関すること。
- 14 共同募金に関すること。
- 15 見舞品、祝品、助成金の支給及び敬老行事に関すること。
- 16 他の部門に属しないこと。

＜地域福祉係＞

- 1 小地域福祉活動推進に関すること。
- 2 生活支援コーディネーター事業に関すること。
- 3 重層的支援体制整備事業実施準備支援に関すること。
- 4 港区ひきこもり相談窓口等業務に関すること。

＜ボランティア・地域活動支援係＞

- 1 ボランティア活動に関すること。
- 2 住民参加型の有償在宅福祉サービスに関すること。
- 3 育児サポート事業に関すること。
- 4 福祉機器の貸出に関すること。

＜生活支援係＞

- 1 手話通訳者派遣及び手話講習会に関すること。
- 2 福祉資金の貸付に関すること。
- 3 介護相談員派遣等事業に関すること。

<成年後見推進係>

- 1 成年後見制度における本会の法人受任に関すること。
- 2 成年後見制度利用促進事業に関すること。
- 3 総合的な福祉サービス利用援助事業に関すること。

<経営企画担当>

- 1 港区地域福祉活動計画の策定及び進捗管理に関すること。
- 2 港区社会福祉協議会経営戦略計画の策定及び進捗管理に関すること。
- 3 人材育成に関すること。
- 4 区内社会福祉法人との連絡調整に関すること。

⑧ 職員配置状況

(単位:人)

事務局長(常務理事)常勤										1														
事務局次長										常勤		1												
所 属 別	経営管理係				地域福祉係				ボランティア・ 地域活動支援係				生活支援係				成年後見推進係				経営企画担当			
	係長 常 勤 1 係員 常 勤 6				係長 常 勤 1 係員 常 勤 5 係員 非常勤 1				係長 常 勤 1 係員 常 勤 8				係長 常 勤 1 係員 常 勤 4				係長 常 勤 1 係員 常 勤 8 係員 非常勤 1				係長 常 勤 - (事務局次長事務取扱)			
	計 7				計 7				計 9				計 5				計 10				計 -			
総 計 内 訳		常 勤 38 非常勤 2 合 計 40																						
資 格 保 有 状 況		社会福祉士 25 介護福祉士 9 精神保健福祉士 5 ※ 一人で複数の資格を保有している場合があります。																						

令和6年4月1日現在

※地域福祉係係員(非常勤)1人を追加配置(令和6年5月1日)

※派遣職員配置状況

・生活支援係 3人

2 第5次港区地域福祉活動計画

令和4年3月策定

(1)地域福祉活動計画とは

区民や地域の多様な活動団体等が連携・協働して主体的に地域福祉活動を推進するための計画です。地域福祉活動を通した様々な地域の生活課題の解決に向けて、区民等と港社協が連携しながら取り組みます。

(2)第5次地域福祉活動計画策定の背景と目的

社会的孤立や社会的排除を生まず、地域生活課題への気づきや解決に取り組むためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域をともにつくる『地域共生社会』の実現が求められており、地域住民等による地域福祉活動の役割が一層重要となっています。

区民が主体となり、地域の様々な団体や関係機関、行政等と連携・協働しながら取り組む地域福祉活動を一層推進することを目的として、第5次港区地域福祉活動計画を策定しました。

(3)計画期間

計画期間は、令和4年度から9年度までの6年間です。

計画期間の中間年である3年目に見直しを行うとともに、港区や東京都、国の動向や社会経済情勢、福祉ニーズの変化により必要となった場合にも見直します。

(4)地域福祉の課題

【課題1】生きづらさや課題を抱える人が、地域の中で活動や支援につながる仕組みづくり

【課題2】地域の状況や特性にあわせた多様なつながりの構築

【課題3】多様な主体による地域活動の促進

(5)基本理念

気づき、つながり・支えあうことを育むまち

人と人、人と地域が普段からつながりをもつことで、身近な地域に住む人が課題を抱えることに気づき、地域で課題を発見すること、お互いに支えあう意識や活動が広がるのが大切です。

(6)めざす地域の姿

多様なつながりと支えあいがあり、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域

多様なつながりや支えあいが地域にあり、それを日常的に感じられ、自分にあった場や仕組み、支援とつながることができ、さらに地域に活動の輪が広がるなど、誰もが安心して暮らせる地域をめざします。

(7)基本方針

【基本方針1】認めあい暮らす

お互いが認めあい、誰もが自分らしく暮らすことができる

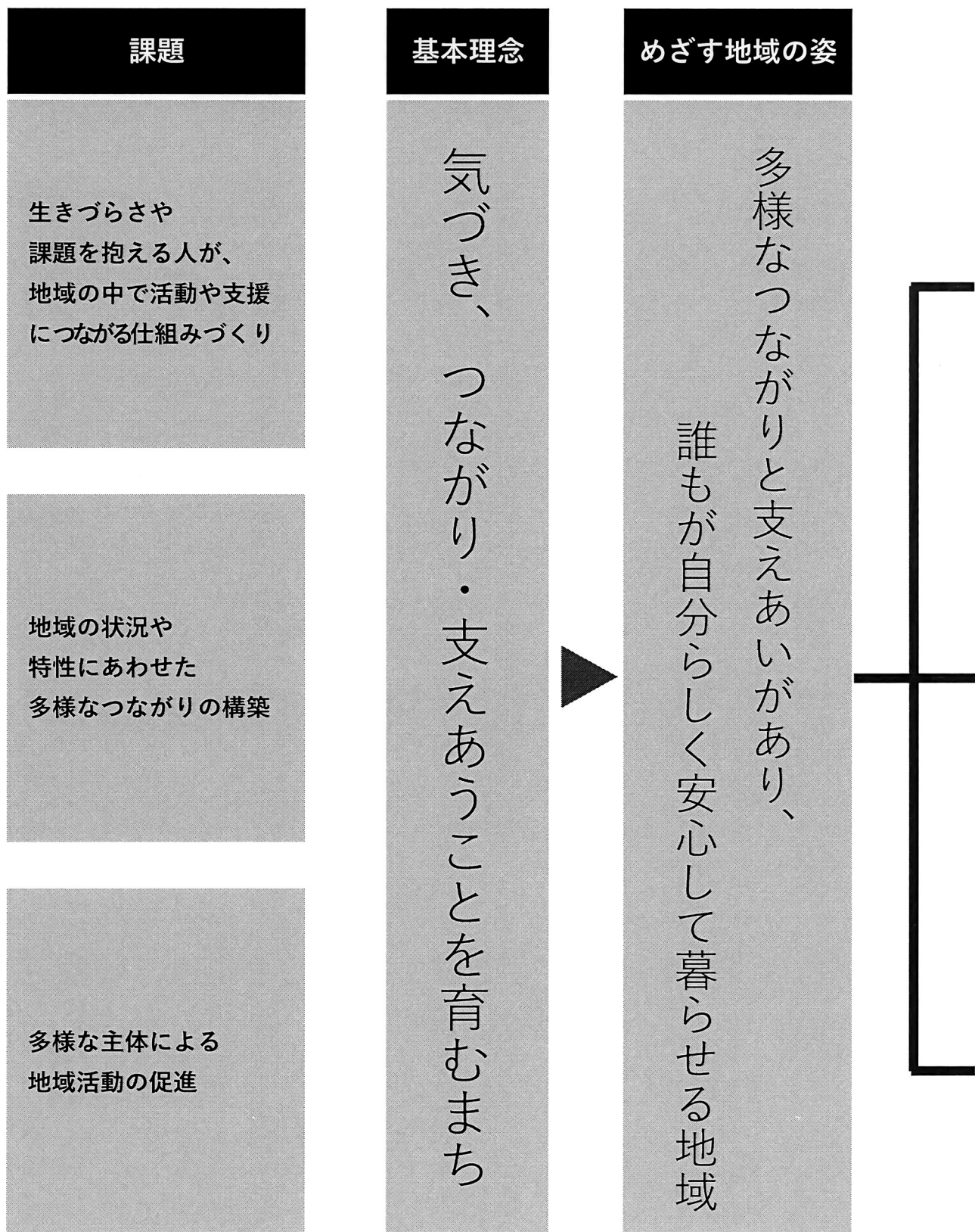
【基本方針2】支えあいを広げる

多様なつながりや支えあいの取組が広がっている

【基本方針3】活動をつなげる

活動に参加しやすく、連携が進んでいる

《計画の体系》



基本方針	活動目標		事業計画における活動目標
基本方針 1 認めあい暮らす ～お互いが認めあい、 誰もが自分らしく暮らすこ とができる～	1	生きづらさや課題に気づき、受けとめ、地域で支える体制ができる	1 - 1
	2	誰もが自分らしく過ごせる場がある	1 - 2
	3	生きづらさや課題を抱えていても自分らしく暮らせる	1 - 3
基本方針 2 支えあいを広げる ～多様なつながりや支えあ いの取組が広がっている～	1	地域を知る機会があり、地域に関心をもち考える人が増える	2 - 1
	2	交流し、つながりをもつことができる場が地域に増える	2 - 2
	3	どのようなときもつながりや支えあいがとぎれないための取組が進む	2 - 3
基本方針 3 活動をつなげる ～活動に参加しやすく、連 携が進んでいる～	1	活動のきっかけがあり、参加する人や団体等が増える	3 - 1
	2	活動が生まれ、継続し、次世代につながる	3 - 2
	3	地域で多様な主体がつながり、連携できる	3 - 3

3 第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画

令和3年3月策定
令和6年3月改定

(1) 港区社会福祉協議会経営戦略計画とは

組織基盤を強化する人材、財政および運営に関する一体的な計画です。

(2) 第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画の背景と目的

少子高齢化や単身世帯が増加する中、社会的孤立や生活困窮、8050問題等、地域の課題が多様化・複雑化し、複合的な課題を抱える人も増えています。社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に地域住民や関係機関、行政等と連携し、地域生活課題の解決のために取り組んでいくことが求められています。

様々な状況の変化の中でも、今日的な地域生活課題に対して、港社協がその役割を果たしていくためには、より積極的に活動を進め、課題に対する迅速かつ的確な対応を図ることができるよう、安定的かつ持続的な組織経営を強化することが必要となります。

こうした状況を背景に、地域福祉活動計画の推進力を高め、法人理念を実現させていくことを目的に、組織基盤を強化する人材、財政および運営に関する一体的な計画として、第1次港区社会福祉協議会経営戦略計画を策定しました。

(3) 計画期間

計画の期間は、令和3年度から8年度までの6年間です。

計画期間3年目に見直しを行うとともに、今後の社会経済状況や港区の人口推計、区民の福祉ニーズの変化により、修正が必要となった場合にも見直します。

(4) 後期計画について

コミュニティソーシャルワーク機能を充実することにより、複雑化・複合化した地域の福祉課題の解決に取り組む体制を強化します。また、港区が計画している重層的な支援体制整備や成年後見制度利用促進の取組なども着実に行える体制を強化するなど、持続的な経営基盤をつくるため、必要な人材の確保と育成に向けた計画とします。

また、機能強化や人材育成に向けた効率的な予算措置に努めるとともに、経常経費については継続的に見直すなどさらなる効率化を図り、併せて会員会費や寄付の増加に努めるなど自主財源確保に寄与する計画とします。

(5) 経営理念

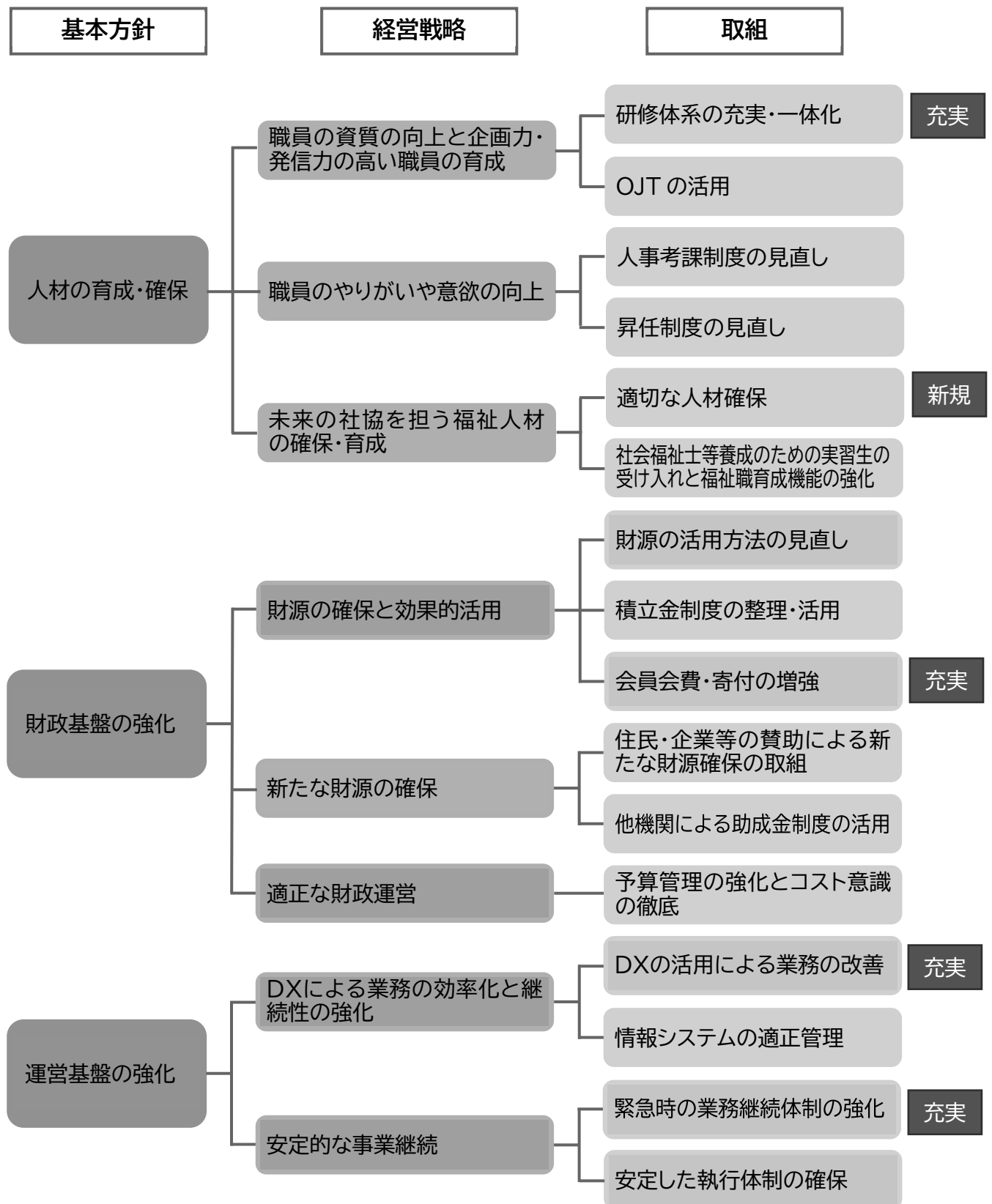
港区社会福祉協議会は、職員が希望ややりがいを持ち働くことができる組織の運営および安定的な財政運営を図り、地域福祉活動の持続と発展に取り組めます。

(6) 基本方針

経営理念に基づき組織基盤を強化するために、次の3つを基本方針としています。

- 1 人材の育成・確保
- 2 財政基盤の強化
- 3 運営基盤の強化

《後期計画の体系》



4 令和6年度 資金収支予算総括表

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日
(単位:千円)

事業区分／拠点区分	事業活動による収支			施設整備等による収支			その他の活動による収支			予備費④	当期資金 収支差額	前期未支払 資金残高	当期末支払 資金残高	本年度予算 ①+②+③ +④	前年度予算	比較増減	備考
	収入	支出①	収支差額	収入	支出②	収支差額	収入	支出③	収支差額								
社会福祉事業区分																	
地域福祉活動推進事業拠点区分	403,046	428,818	△ 25,772	0	540	△ 540	43,612	12,750	30,862	4,550	0	0	0	446,658	430,197	16,461	
緊急支援資金貸付事業拠点区分	32	30	2	0	0	0	30	0	30	0	32	0	32	30	30	0	
歳末たすけあい運動事業拠点区分	3,151	3,250	△ 99	0	0	0	199	0	199	100	0	0	0	3,350	3,283	67	
(内部取引消去)	0	0	0	0	0	0	△ 229	△ 229	0	0	0	0	0	△ 229	△ 162	△ 67	
社会福祉事業区分 合計	406,229	432,098	△ 25,869	0	540	△ 540	43,612	12,521	31,091	4,650	32	0	32	449,809	433,348	16,461	
収益事業区分																	
自動販売機設置事業拠点区分	1,152	5	1,147	0	0	0	0	1,147	△ 1,147	0	0	0	0	1,152	0	1,152	
収益事業区分 合計	1,152	5	1,147	0	0	0	0	1,147	△ 1,147	0	0	0	0	1,152	0	1,152	
(内部取引消去)	0	0	0	0	0	0	△ 1,147	△ 1,147	0	0	0	0	0	△ 1,147	0	△ 1,147	
総 合 計	407,381	432,103	△ 24,722	0	540	△ 540	42,465	12,521	29,944	4,650	32	0	32	449,814	433,348	16,466	

5 令和6年度資金収支予算前年度比較(科目別総括表)

(単位:千円)

	予 算 額	本年度 当初予算額	前年度 当初予算額	比較増減
科 目				
収 入	会費収入	5,200	5,200	0
	寄附金収入	10,000	10,000	0
	経常経費補助金収入	190,934	183,976	6,958
	受託金収入	127,660	103,963	23,697
	貸付事業収入	31	31	0
	事業収入	6,205	5,921	284
	介護保険事業収入	23,399	22,388	1,011
	障害福祉サービス等事業収入	39,821	34,561	5,260
	受取利息配当金収入	3,325	675	2,650
	その他の収入	806	1,678	△ 872
	積立資産取崩収入	42,465	64,987	△ 22,522
	収入合計	449,846	433,380	16,466
支 出	人件費支出	316,240	305,182	11,058
	事業費支出	64,628	59,542	5,086
	事務費支出	49,119	46,640	2,479
	分担金支出	559	639	△ 80
	助成金支出	1,557	1,566	△ 9
	固定資産取得支出	540	4,400	△ 3,860
	積立資産支出	12,521	10,729	1,792
	支出合計	445,164	428,698	16,466
予備費		4,650	4,650	0
当期資金収支差額合計		32	32	0
前期末支払資金残高		0	0	0
当期末支払資金残高		32	32	0

6 令和6年度事業計画

※(1)高齢者福祉事業～(8)その他の事業・法人運営までの事業のほか、職員人件費、経常的事務経費等を予算計上しているため、(1)～(8)の総額は 法人全体の収支予算総額とは一致しません。

(1)高齢者福祉事業 6,265千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
ふれあい通信“かんがり”	区内在住で希望する75歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者施設の利用者に対し、ボランティアの協力で暑中見舞いや年賀状を送付することにより、地域における社会的孤立の防止を推進します。	3-1 3-2	130
長寿を祝う集い	区内在住の75歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康を祝うため、港区と共催で開催します（年1回）。	2-1 2-2	200
介護相談員派遣等 [区受託]	区民公募により選ばれ、所定の養成研修を修了した介護相談員が、区内の介護保険サービス提供の場（特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、グループホーム等）を訪問し、利用者等から介護保険サービスに関する不安・不満・疑問・要望等を聞き、その「声」や「思い」を施設や港区（保険者）に「橋渡し」をし、サービスの質の向上につなげます。	2-1 2-3 3-1 3-3	3,876
港区老人クラブ連合会 事務局運営業務 [受託]	港区老人クラブ連合会の活動が円滑に進められるよう、事務局運営に係る業務を支援します。	2-2 3-1	2,059

(2)障害者福祉事業 30,670千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
障害者（児）ボウリング大会	障害者同士や障害者団体相互、ボランティアとの交流を通じて、障害者の理解や社会参加の促進を図るとともに、レクリエーションや情報交換などの機会とし、障害者福祉の向上につなげるため、開催します（年1回）。	1-2 1-3 2-2 3-3	660
在宅重度障害者（児）見舞品贈呈	区内在住の重度障害者（児）の在宅生活を支援するため、希望する人に見舞品を贈呈します。	1-3	2,516
手話通訳者派遣 〔区受託〕	聴覚障害者及び言語機能障害者等に手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進します。 また、円滑な事業実施のため、手話通訳者の技術の向上を目的とした研修や、利用者・通訳者との意見交換会（懇談会）を開催します。	1-3 3-1	13,933
手話講習会 〔区受託〕	聴覚障害者及び言語機能障害者への理解の促進とコミュニケーションの向上、並びに手話通訳者の養成を図るため、7つのクラス（入門・初級・中級・上級・養成・受験・体験）により開催します。	1-3 3-1 3-2	13,561

(3)高齢者・障害者福祉事業 19,122千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
【充実】 車いす貸出	一時的に車いすが必要となった人の日常生活を支援するとともに、学校や企業等が実施する社会福祉に関する研修会等に、車いすを貸し出します。 また、車いすを必要とする人の利便性等を考慮し、より身近な場所で借りられるよう地域の商店・企業・施設等の協力を得て、車いすステーションを設置します。 令和6年度は、昨年度に引き続き、子ども用車いすを整備し、児童が利用する施設等で貸し出します。	1-1 1-3 2-3 3-1	1,541
	充実内容 ・子ども用車いすの整備 ・子ども用車いすを配置する車いすステーションの新設		
有償在宅福祉サービス (おむすびサービス)	住民相互の助けあいを推進する会員制の事業として、日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)をむすび、住民同士の助け合いの輪を広げ、地域の人々が交流を持ちながら、自立した生活を続けられるよう支援します。 活動の輪を広げていくために、会員研修会や登録説明会の開催を通して事業の普及啓発及び協力会員の増強に努めます。	1-3 2-2 3-1	3,481
総合的な福祉サービス 利用援助 [一部東社協受託]	住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス・書類等の預かりサービスを提供します。また、一般相談や弁護士による福祉専門相談を実施し、相談支援活動を通して、事業の普及啓発に努めます。 区民が地域の高齢者や障害者等を支える、登録型生活支援員を積極的に活用します。	1-3 3-1 3-3	2,217
成年後見制度利用促進 [区受託]	認知症・精神障害・知的障害等により判断能力が不十分であっても、安心して生活が送れるよう、権利擁護支援・成年後見制度の理解促進に向けて港区の計画に基づき、相談支援、後見人等の支援、普及啓発等の取り組みを港区と共に一体的・総合的に推進します。	1-3 3-1 3-3	9,323
法人後見	港社協による支援が必要なケースを法人として受任し、成年後見制度を活用したセーフティネットの役割を担います。また、法人後見支援員として経験を蓄積してもらうほか、社会貢献型後見人へケースをリレーするなど、区民の活躍の場も広がります。このほか、社会貢献型後見人の監督人として、社会貢献型後見人の活動を支援することによって、区民がより安心して成年後見制度を利用できるよう取り組みます。	1-3	2,040
港区バリアフリーマップ 充実支援業務 [区受託]	誰もが安心して外出できるよう、区内のバリアフリー状況や主要施設と最寄り駅をつなぐルート等をボランティアの協力を得ながら調査し、港区のホームページで公開します。	1-3 2-1 3-1	520

(4)子ども・子育て家庭福祉事業 5,340千円

車いす貸出は、(3)高齢者・障害者福祉事業の再掲のため、(4)子ども・子育て家庭福祉事業の総額には含みません。

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
要支援世帯入学・卒業 祝品贈呈	支援が必要な世帯の小学校入学者・卒業者及び中学校卒業者に対して、祝品を贈呈します。	1-3	472
育児サポート (育児サポート子むすび) [区受託]	子育ての手助けが必要な人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)をむすび、地域全体で子どもの成長を支えていきます。 子育てひろば「あいぽーと」との連携による協力会員を養成する講座「港区子育て支援員研修」(年2回)や、会員研修会(年2回)、交流会(年2回)を実施し活動を支えるとともに、子ども家庭支援センターと連携して推進します。	1-3 2-2 3-1	4,349
子ども食堂ネットワーク 運搬支援	企業・団体等からの食材・食品の寄付があった際に、車両による運搬が困難な子ども食堂等に対し、港社協が運搬業務を調整・実施することで、活動の継続や発展を支援します。	2-3 3-3	519
《再掲》 【充実】 車いす貸出	一時的に車いすが必要となった人の日常生活を支援するとともに、学校や企業等が実施する社会福祉に関する研修会等に、車いすを貸し出します。 また、車いすを必要とする人の利便性等を考慮し、より身近な場所で借りられるよう地域の商店・企業・施設等の協力を得て、車いすステーションを設置します。 令和6年度は、昨年度に引き続き、子ども用車いすを整備し、児童が利用する施設等で貸し出します。	1-1 1-3 2-3 3-1	(1,541)
充実内容	・子ども用車いすの整備 ・子ども用車いすを配置する車いすステーションの新設		

(5)地域福祉活動推進事業 11,365千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
小地域福祉活動推進	地域で気軽に集まれる場をつくる「サロン活動」、普段から顔の見える関係づくりを行う「声かけ見まもり活動」、地域の課題を話し合い、必要な活動で地域の福祉力向上を目指す「みんなの会議」の取り組みを広げます。登録団体の活動スキルの向上や団体同士の交流を図るスキルアップ研修、活動を始めるための知識やスキルを身につける地域つながりづくり講座を開催し、地域の福祉力の向上を図ります。	1-2 2-2	2,425
地域福祉活動参加促進	地域福祉活動やボランティア活動への参加促進を図るため多様なプログラムを用意するとともに、参加者同士の交流の機会を設けるなど、体系的に学べる講座を開催します。	2-1 2-2 3-1 3-2	137
生活支援体制整備 〔区受託〕	生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズや地域資源の状況把握・発信、不足するサービス・支援の創出、担い手（ボランティア等）の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発を実施し、高齢者の生活支援の基盤整備を推進します。 港社協が地域住民や団体等と協働で進めている小地域福祉活動やボランティア活動等の取り組みと連携し、地域づくりを支援します。また地域活動情報サイト「スタミナ！」の運営やスマホ・タブレットマイスターの派遣を行い、地域活動への参加を促進します。	2-1 2-3	3,071
障害者スポーツの振興と 地域福祉活動推進	障害者スポーツの振興と地域福祉活動の推進のため、障害者スポーツの理解促進を目的とした担い手づくり講座や、広く普及啓発を図るイベントを開催します（年3回）。	1-1 1-2 2-1 2-2	1,548
コミュニティソーシャル ワーク推進	コミュニティソーシャルワーカーを配置し、制度の狭間で支援を受けることができない住民や困難ケース等の個別の相談支援に関わり、地域住民や関係機関等と連携して解決に向けた支援や新しい仕組みづくりを行います。 また、ひきこもり当事者、家族支援のための学習会等を開催し、地域で困ったときにSOSを発信できる人や、困っている人に気づくことができる人を地域に増やすなど、区民等の「受援力」「支援力」を高めるための取り組みを進めます。	1-1 1-3	340
【新規】 重層的支援体制整備事業 実施準備支援業務 〔区受託〕	地域での生活において課題を抱える区民が適切な支援を受けられるよう、相談、社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「港区重層的支援体制整備事業」の令和7年度からの本格実施に向けて、検討・試行する業務の支援を行います。	1-1 1-3	1,791
【新規】 ひきこもり相談窓口等業務 〔区受託〕	ひきこもりの状態にある人やその家族を支援する相談窓口を開設します。相談内容に応じて訪問をするなど、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。	1-1	2,053
	新規内容 ・参加支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業の試行実施支援		
	新規内容 ・ひきこもり支援相談窓口の設置 ・訪問相談の実施 ・講演会の開催		

(6)福祉資金貸付事業 16,574千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
生活福祉資金貸付 [東社協受託]	低所得世帯や、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行い、その世帯の生活の安定と経済的自立を支援します。また、新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付の償還免除対象者等生活困窮世帯に対しても、生活状況等を把握し、関係機関とともに自立を支援します。	1-3	16,549
臨時特例つなぎ資金貸付 [東社協受託]	離職者支援のための公的給付制度（失業給付、住居確保給付金など）を申請している住居のない人に対して、給付開始までの当面の生活費を貸し付けて支援します。		
ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金貸付 [東社協受託]	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け資格取得を促進するとともに、併せて、住宅支援資金の貸付を行い自立を支援します。	1-3	25

(7)ボランティア活動推進事業 4, 287千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
災害ボランティア活動の推進	災害ボランティア活動の普及啓発や登録制度を推進するとともに、港区内外で災害等が発生した際、迅速に被災地を支援できるよう地域の関係機関や災害ボランティア等と平常時から災害時に備えたネットワークの強化を図ります。	2-1 2-3 3-1 3-3	409
ボランティア団体・NPO・地域活動団体の発表・交流	ボランティア（団体）、NPO、地域活動団体などの活動発表や交流会を通じて、団体活動の周知や交流を図り、ボランティア活動の推進や連携・協働の場づくりを行います。また、活動紹介パネル展（5地区）を開催します。	2-1 2-2 3-1 3-2 3-3	36
施設ボランティアコーディネーター連絡会	施設のボランティア受け入れが円滑に進むように連絡会を開催し、ボランティアが継続的に活動できる環境づくりや受け入れにあたっての課題等について、情報交換や学習会の機会を提供します（年2回）。	3-1 3-3	35
共に生きるみんなの歌と踊りのつどい	障害のある人もない人も、共に歌い、踊ることを通して「共に生きる」喜びを分かち合うことを目的に、ボランティアや参加団体による実行委員会で企画・準備し、開催します（年1回）。	1-2 1-3 2-2 3-1 3-2 3-3	101
ふれあい講習会	区内の保育園、学校、企業、団体等を対象に、障害のある人からの話や福祉体験（車いす体験、ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等）を通して福祉教育の充実に取り組み、障害のある人や高齢者の気持ちや接し方を理解することでノーマライゼーションや心のバリアフリーを広めます。	2-1 3-1 3-2	62
地区ボランティアコーナーの活用・整備等	身近な地域でボランティア活動や地域福祉活動ができるよう、5地区にボランティアコーナーを設置し、地域住民の活動や交流、情報交換、相談の場として活用します。	1-2 2-2 3-1	872
ボランティアセンターの運営	ボランティア活動推進運営委員会を設置・開催し、区内のボランティア活動を推進します。ボランティア活動に関する相談・情報提供、ボランティア団体や関係施設等とのコーディネートを行うとともに、ボランティア保険の加入手続き等の必要な支援を実施します。使用済み切手やカード等を収集し、売却を行い、センター運営に役立てます。	2-1 2-2 3-1 3-2 3-3	1,496

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
「ボランティア情報」の発行	ボランティアに関する情報や各種助成金の情報などを周知するとともに、一般の人へのボランティア活動の紹介や啓発を行うため、情報紙を発行します（年6回）。 また、ボランティアの募集情報をより効率的に周知するため、募集情報を集約した別冊を発行します（年2回）。 広く速やかに情報が行きわたるように社協ホームページ、SNS等を活用した情報発信を行います。	2-1 3-1	1,206
「みなとネット」 社会貢献活動支援	港区に立地する企業各社が、地域での社会貢献活動の推進や企業間の交流による情報交換、活動実践の場としてネットワーク「みなとネット」を形成しています。「みなとネット」と地域活動団体等とのボランティア活動の推進に取り組みます。	2-3 3-2 3-3	2
ひとり暮らし高齢者 フランス料理昼食会	職能団体の社会貢献活動の支援の一環として、（公社）全日本司厨士協会東京地方本部城南地区港支部との共催で、区内在住70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としたフランス料理の昼食会を開催し、ひとり暮らし高齢者に交流の機会を提供します（年1回）。	1-2 1-3 2-2	5
【再構築】 ボランティア活動参加促進	ボランティア活動を始めたい人やさらに活動を広めていきたい人向け、ボランティア入門講座（2回）や夏体験ボランティア（1回）、ボランティアスキルアップ講座（2回）を実施します。 再構築 内容 各種講座や体験をボランティア活動の参加促進の取り組みとして明確に位置付け、区民が参加しやすくなるよう整理・周知するなど体系的に実施	1-1 2-1 2-2 3-1 3-2 3-3	198

(8)その他の事業・法人運営 17,456千円

(単位：千円)

事業名	事業内容等	活動目標	予算
社会福祉法人の連携による社会貢献事業	区内社会福祉法人の参画により、地域における公益的な取組について話し合い、実施します（連絡会 年2回）。	1-3 3-3	350
地域福祉推進協議会	地域福祉活動の情報共有や連携等にととも意見交換とともに、地域福祉の充実に向けた支援等を行います。また、社会福祉法に基づき、社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画（地域公益事業）に対して地域協議会の役割を担います（年2回）。	3-2 3-3	138
歳末たすけあい運動	共同募金の一環として、歳末たすけあい運動募金を行います。募金は、在宅の重度障害者（児）への見舞品や地域福祉活動費として、港区の地域福祉推進のために役立てます。	2-1 3-1 3-2	834
港区地域福祉フォーラム	講演会や、区内で活動するさまざまな地域活動団体等と連携した企画等を通じて、地域福祉推進を図ります（年1回）。	2-1 3-2 3-3	1,152
緊急援護資金（債権管理）	すでに貸し付けた債権を適切に管理します。	1-3	30
普及啓発	港社協の活動や地域福祉活動の推進に関する取り組みを広く周知するため、ホームページによる情報提供、広報紙「みなと社協」（年6回）、社協案内パンフレット等を発行します。 周知にあたってはマスコットキャラクターを活用します。 また、ホームページやSNSを効果的に活用するとともに、地域貢献型自動販売機の設置をすすめ、港社協の事業周知や地域福祉活動推進のための普及啓発を強化します。	1-1 2-1 3-1 3-3	10,352
情報スタンド設置	港社協の普及啓発の拠点として、身近な場所で情報を得ることができるよう車いすステーションや商店街などの協力を得て、広報紙「みなと社協」や各種事業などのパンフレット類を置き、港社協への理解と福祉サービスの利用促進をします。	1-1 2-1 3-1 3-3	373

(単位：千円)

事業名	事業内容等		活動目標	予算
評議員会・理事会	評議員会は、運営に係る重要事項の議決機関として、法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督をします（年４回程度）。 理事会は、意思決定機関として業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督等をします（年４回程度）。 評議員選任・解任委員会は、評議員の選任や解任について審議・決定をします（年３回程度）。		—	1,244
【臨時】 第５次港区地域福祉活動計画(後期)策定	第５次港区地域福祉活動計画策定委員会を設置・開催し、計画の見直しをします。		—	2,983
	内 容	策定委員会による計画の見直し		

7 情報公開制度

社会福祉法では、第24条で社会福祉法人の事業経営の透明性の確保を図ることが規定され、また第75条で「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。」と、情報公開制度の整備を求めています。

さらに、港区の財政援助団体として、港区情報公開条例の趣旨に沿い、本会は、その保有する情報の積極的な公開及び提供の促進に努めることが要請されています。

このため、港区社会福祉協議会では、「社会福祉法人 港区社会福祉協議会 情報公開規程」を制定し、平成14年4月1日から施行しています。

- 情報公開の目標
 - ・知る権利の保障
 - ・開かれた社協運営の推進
 - ・区民との信頼関係の確保
 - ・区民の積極的な参加の促進
- 本会の責務
 - ・所有する情報について、区民に説明する責任を果たし、公開請求する区民の権利を十分尊重します。
 - ・個人に関する情報をみだりに公にされないよう最大限の配慮をします。
(「社会福祉法人 港区社会福祉協議会 個人情報保護規程」平成7年4月1日制定施行済)
- 請求者の責務
 - ・情報の公開を受けたときは、これによって得た情報は適正に使用しなければなりません。
- 非公開情報
(一定の制約で非公開)
 - ・個人情報 ・犯罪予防情報
 - ・法人等情報 ・法令等秘情報
 - ・事務事業情報 ・部分公開
 - ・任意提供情報 ・時限情報
 - ・存否を応えないことができる情報
- 不服申立て
 - ・公開の可否又は存否応答拒否の決定に不服があるときは、不服申立てをすることができます。
 - ・不服申立てがあったときは、再決定にあたり第三者委員の意見を聴取するとともに、必要に応じて、港区長に助言を求め、再決定し通知します。
- 実施状況の公表
 - 毎年1回、制度の実施状況を公表します。
- 刊行物・パンフレット
 - 「情報公開規程の解釈運用基準」
 - 「みなと社協の情報公開」パンフレット

8 苦情解決制度

社会福祉法第82条では、「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定され、事業者段階における「苦情解決」の体制整備が、各事業者に求められています。

このため、港区社会福祉協議会では、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付、厚生省関係局長通知)等を踏まえ、「社会福祉法人 港区社会福祉協議会 苦情解決規程」を制定し、平成14年4月1日から施行しています。

- 苦情解決制度の目的
 - ・本会事業の利用者の権利の擁護
 - ・事業の迅速な改善
 - ・本会事業に対する社会的な信頼の向上



福祉サービスの質の向上

- 対象とする苦情
 - ・本会定款第2条に規定する事業
 具体的には、各年度の事業計画に基づき実施するすべての事業。
 ただし、当該苦情の事実を知ってから1年以上経過した苦情は対象としないことがあります。
- 対象としない苦情
 - ・法令等により、制度改善を目的とする苦情
 - ・会員である個人、法人、団体、施設が固有に行う事業に関する苦情

- 苦情解決の体制

苦情受付担当者	各係に職員1名配置
苦情解決責任者	長谷川 浩義(常務理事)
第三者委員	脇 奈穂子(弁護士)
	金田 直美(民生委員・児童委員)
	柴崎 加代子(地域住民)

- 実施状況の公表
 - 苦情解決の対応状況を事業報告書及び広報紙に掲載し公表します。

- 刊行物等
 - 「苦情解決制度ガイドライン」
 - 「みなと社協の苦情解決制度」リーフレット

- 苦情処理件数 (単位:件)

区分 \ 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
説明情報不足	0	0	0	1	0
職員の態度	1	0	1	0	0
サービス内容	1	0	0	0	0
サービス量	0	0	0	0	0
権利侵害	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	0
合 計	2	0	3	1	0

※苦情受付書の原因区分引用

9 個人情報及び特定個人情報保護制度

港区社会福祉協議会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)が平成17年4月1日に施行されたことに伴い、平成7年4月に制定した「個人情報保護規程」を平成17年4月1日に一部改正するとともに、その規程を踏まえた「個人情報保護方針」を平成17年4月1日に制定しました。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)が、平成27年10月5日に施行されたことに伴い、特定個人情報の取扱いについて規定するため、本会では、平成28年1月1日に「特定個人情報取扱規程」を制定し、その規程を踏まえた「特定個人情報等保護基本方針」を平成28年1月1日に制定しました。

(1)個人情報保護制度

- 個人情報保護制度の目的 ・個人情報の保護



・基本的人権の擁護



・適正な事業の推進

- 個人情報保護方針 P.37参照

- 規程における個人情報

プライバシーは、主観的で相対的な概念であり保護対象があいまいであるため、プライバシーを含む客観的で一義的な概念である「個人情報」を保護対象としています。

個人情報とは(個人情報保護規程第2条第1項から)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2)個人識別符号が含まれるもの

- 個人情報保護管理者の設置

個人情報保護管理者	事務局長
-----------	------

- 刊行物
「個人情報保護Q&A集」

個人情報保護方針

社会福祉法人 港区社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、地域福祉事業、相談事業、福祉サービス提供など、事業を通して多くの個人情報を取得、管理しています。

これらの情報は、一人ひとりの個人にとって重要な守るべきものであるとともに、本会にとっても事業推進のうえで大切な情報です。

以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めてまいります。

第1 個人情報保護に関する法令等の遵守

本会は、基本的人権の尊重の理念の下、個人情報の保護に関する法律を始めとする法令、その他の規範を遵守し、実施するあらゆる業務を通じて、個人情報を慎重かつ適正に取り扱います。

第2 利用目的の明確化

本会は、個人情報の取り扱いにあたっては、利用目的を明確にし、その範囲内でのみ利用します。

第3 個人情報の適法・公正な取得

本会は、個人情報を、適法かつ公正な手段で取得します。

第4 個人情報の取得の制限

本会は、不必要な個人情報をむやみに取得しません。個人情報を取得するときは、個人情報を取り扱う業務の目的を明確にし、業務の目的を達成するために必要な最小限の範囲に限定します。

第5 個人情報の本人同意による第三者提供

本会は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。

第6 個人情報の管理

本会は、個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、適正に管理するとともに、個人情報の漏洩、滅失、き損等を防止するための必要かつ適正な措置を講じます。

第7 個人情報の開示等

本会は、本人が自己情報について、開示、訂正、削除、利用停止などを請求できることを認識し、これらの請求があった場合には速やかに対応します。

第8 個人情報の苦情対応

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情には、適切かつ迅速な対応に努めます。

第9 個人情報の保護体制

本会は、個人情報保護管理者の設置など、個人情報の適正管理のための適切な体制を構築するとともに、役職員の意識啓発に努めます。

第10 規程の整備

本会は、この方針を実行するため、「社会福祉法人 港区社会福祉協議会個人情報保護規程」を改正し、これを役職員に周知徹底します。

平成17年4月1日制定

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

(2)特定個人情報保護制度

- 特定個人情報等保護基本方針 P.39参照
- 規程における特定個人情報

特定個人情報とは(特定個人情報取扱規程第2条より)

- ①「個人番号」とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- ②「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- ③「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

- 特定個人情報管理責任者等の設置

特定個人情報管理責任者	事務局長
事務取扱責任者	経営管理係長
内部監査責任者	事務局次長

特定個人情報等保護基本方針

社会福祉法人港区社会福祉協議会(以下「港社協」という。)は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)等に基づき個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)の取扱いに関する基本方針を次のとおり定め厳守します。

第1 関係法令等の遵守

港社協は、特定個人情報等を取扱うにあたり、港社協が策定している個人情報保護規定を遵守すると共に、このたび、番号法および「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令・ガイドライン等に基づき策定しました特定個人情報取扱規程(平成28年1月1日施行)により、特定個人情報を厳格に取扱います。

また、港社協は、特定個人情報等の取扱い等について継続的な改善に努めます。

第2 個人番号の利用目的

港社協は、個人番号を取得するにあたり、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内においてこれを取扱うこととします。よって、個人番号については、番号法で認められている利用目的以外では利用いたしません。

第3 安全管理措置

港社協は、特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業者や委託先(再委託先等を含む。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

第4 ご意見等への対応

港社協の特定個人情報等の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、適切かつ迅速な対応を行うよう努めてまいります。

港社協は、地域福祉を推進する重要な役割を担う立場からも、特定個人情報等の取扱いを含め、区民等からのご意見・ご要望につきましては、真摯に受け止め地域福祉の充実に取組んでいきます。

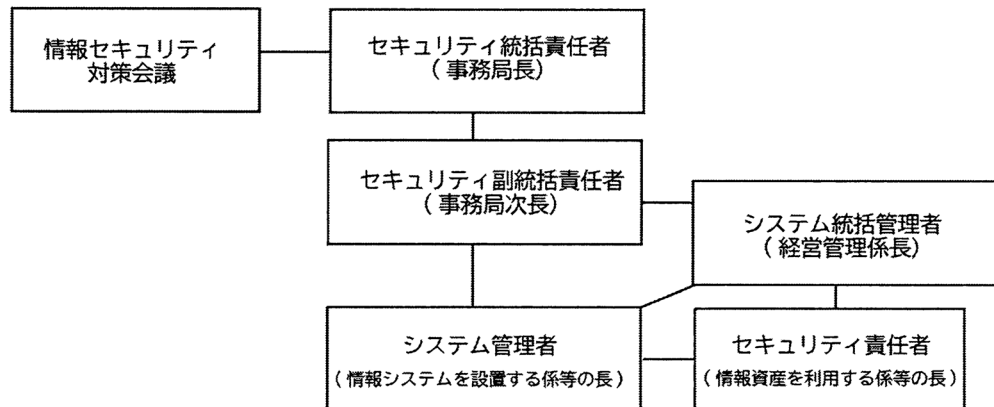
平成28年1月1日制定

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

10 情報セキュリティ対策

港区社会福祉協議会では、当会が保有する情報、個人情報（以下「情報資産」という。）を故意、過失、事故、災害、犯罪等の脅威から保護し、区民に信頼されるICT環境を実現するために「情報セキュリティ基本方針」を令和4年3月に制定するとともに、それを踏まえた「情報セキュリティ対策基準」「情報セキュリティ対策実施手順」もあわせて制定しました。

○ 情報セキュリティ管理体制



情報セキュリティ対策基本方針

社会福祉法人港区社会福祉協議会（以下「当会」という。）は、地域福祉を推進するための情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、区民ならびに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき情報セキュリティ対策に取り組めます。

1 法人としての責任

当会は、組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2 体制の整備

当会は、情報セキュリティの維持及び改善のための体制を整備し、情報セキュリティ対策に関する安全基準等を定めます。

3 職員の取組み

当会の全職員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4 法令及び契約上の要求事項の遵守

当会は、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守するとともに、区民の期待に応えます。

5 違反及び事故への対応

当会は、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

令和4年3月31日制定

社会福祉法人 港区社会福祉協議会

11 令和5年度決算

(1)資金収支決算

(単位:円)

区分	収 入	支 出	当期資金 収支差額	前期末支払 資金残高	当期末支払 資金残高
社会福祉事業	544,243,132	543,319,072	924,060	73,711,827	74,635,887
地域福祉活動 推進事業	542,005,590	541,079,143	926,447	64,303,773	65,230,220
緊急援護資金 貸付事業	2,092	4,476	△ 2,384	9,408,046	9,405,662
歳末たすけあい 運動事業	2,515,804	2,515,807	△ 3	8	5
(内部取引消去)	△ 280,354	△ 280,354	0	0	0
総 合 計	544,243,132	543,319,072	924,060	73,711,827	74,635,887

(2)貸借対照表

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	107,373,307	流 動 負 債	32,737,420
現金預金	103,400,340	固 定 負 債	87,963,805
そ の 他	3,972,967	負債の部合計	120,701,225
固 定 資 産	569,433,785	純資産の部	
基 本 財 産	1,300,000	基 本 金	1,300,000
その他の固定資産	568,133,785	その他の積立金	473,726,663
		次期繰越活動増減差額	81,079,204
		純資産の部合計	556,105,867
資産の部合計	676,807,092	負債及び純資産の部合計	676,807,092

(3) 事業別決算 概要

(単位:円)					(単位:円)		
事業名	予算現額 (A)	決算額 (B)	執行残(A)-(B)	執行率 (B)/(A)*100	前年度決算額(C)	差異(B)-(C)	事業別概要
1 高齢者福祉事業	6,200,000	4,680,109	1,519,891	75.49%	3,934,417	745,692	
ふれあい通信 “かんがり”	261,000	39,130	221,870	14.99%	236,668	△ 197,538	p.47
長寿を祝う集い	200,000	144,508	55,492	72.25%	194,426	△ 49,918	p.48
介護相談員派遣等 【区受託】	3,792,000	3,355,119	436,881	88.48%	2,454,490	900,629	p.49
港区老人クラブ連合会事務局運営業務【受託】	1,947,000	1,141,352	805,648	58.62%	1,048,833	92,519	p.52
2 障害者福祉事業	27,809,000	23,867,911	3,941,089	85.83%	19,751,379	4,116,532	
障害者（児）ボウリング大会	598,000	529,184	68,816	88.49%	8,882	520,302	p.55
在宅重度障害者（児）見舞品贈呈	2,470,000	2,013,356	456,644	81.51%	2,117,287	△ 103,931	p.56
手話通訳者派遣 【区受託】	13,502,000	11,982,289	1,519,711	88.74%	8,412,792	3,569,497	p.57
手話講習会 【区受託】	11,239,000	9,343,082	1,895,918	83.13%	9,212,418	130,664	p.59
3 高齢者・障害者福祉事業	18,543,000	10,089,818	8,453,182	54.41%	14,478,504	△ 4,388,686	
車いす貸出	1,181,000	1,063,265	117,735	90.03%	943,658	119,607	p.63
有償在宅福祉サービス（おむすびサービス）	3,994,000	2,830,269	1,163,731	70.86%	2,565,343	264,926	p.66
総合的な福祉サービス利用援助【一部東社協受託】	2,197,000	1,293,998	903,002	58.90%	1,336,460	△ 42,462	p.69
成年後見制度利用促進【区受託】	8,956,000	3,382,700	5,573,300	37.77%	8,274,163	△ 4,891,463	p.72
法人後見	1,744,000	1,120,372	623,628	64.24%	1,009,625	110,747	p.89
港区バリアフリーマップ充実支援業務【区受託】	471,000	399,214	71,786	84.76%	349,255	49,959	p.90
4 子ども・子育て家庭福祉事業	5,876,000	3,188,891	2,687,109	54.27%	5,030,000	△ 1,841,109	
要支援世帯入学・卒業祝品贈呈	472,000	222,862	249,138	47.22%	394,318	△ 171,456	p.93
育児サポート（育児サポート子むすび）【区受託】	4,474,000	2,836,669	1,637,331	63.40%	4,635,682	△ 1,799,013	p.94
子ども食堂ネットワーク運搬支援	930,000	129,360	800,640	13.91%	-	-	p.96
5 地域福祉活動推進事業	8,374,000	4,928,428	3,445,572	58.85%	4,079,278	849,150	
小地域福祉活動推進	2,618,000	2,168,932	449,068	82.85%	1,619,886	549,046	p.99
地域福祉活動参加促進講座	149,000	127,781	21,219	85.76%	173,893	△ 46,112	p.103
港区生活支援体制整備 【区受託】	3,006,000	1,181,292	1,824,708	39.30%	1,257,756	△ 76,464	p.104
障害者スポーツと地域福祉活動推進	1,990,000	1,122,257	867,743	56.39%	685,796	436,461	p.109
コミュニティソーシャルワーク推進	611,000	328,166	282,834	53.71%	341,947	△ 13,781	p.107
6 福祉資金の貸付	16,560,000	12,348,691	4,211,309	74.57%	2,599,538	9,749,153	
生活福祉資金貸付（東社協受託）	16,510,000	12,342,787	4,167,213	74.76%	2,599,538	9,743,249	p.115
臨時特例つなぎ資金貸付（東社協受託）							p.119
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付【東社協受託】	50,000	5,904	44,096	11.81%	0	5,904	p.120

事業名	予算現額 (A)	決算額 (B)	執行残(A)-(B)	執行率 (B)/(A)*100	前年度決算額(C)	差異(B)-(C)	事業別概要
7 ボランティア活動推進事業	4,844,000	3,942,992	901,008	81.40%	4,052,245	△ 109,253	
災害ボランティア活動の推進	415,000	357,843	57,157	86.23%	293,599	64,244	p.125
ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流	57,000	26,119	30,881	45.82%	27,432	△ 1,313	p.128
施設ボランティアコーディネーター連絡会	36,000	32,727	3,273	90.91%	23,566	9,161	p.129
共に生きるみんなの歌と踊りのつどい	103,000	91,159	11,841	88.50%	90,502	657	p.130
夏！体験ボランティア	60,000	14,687	45,313	24.48%	13,751	936	p.133
ふれあい講習会	67,000	55,675	11,325	83.10%	33,521	22,154	p.134
地区ボランティアコーナーの活用・整備等	862,000	803,550	58,450	93.22%	906,381	△ 102,831	p.135
ボランティアセンターの運営	1,314,000	820,914	493,086	62.47%	844,977	△ 24,063	p.137～139
「ボランティア情報」の発行	1,724,000	1,553,218	170,782	90.09%	1,559,504	△ 6,286	p.140
ボランティア入門講座	30,000	24,531	5,469	81.77%	21,803	2,728	p.131
ボランティアスキルアップ講座	169,000	158,634	10,366	93.87%	234,043	△ 75,409	p.132
「みなとネット」社会貢献活動支援	2,000	1,000	1,000	50.00%	0	1,000	p.141
ひとり暮らし高齢者フランス料理昼食会	5,000	2,935	2,065	58.70%	3,166	△ 231	p.142
8 その他の事業・法人運営	18,984,000	16,029,362	2,954,638	84.44%	11,824,920	4,204,442	
社会福祉法人の連携による社会貢献	360,000	141,849	218,151	39.40%	125,296	16,553	p.145
地域福祉推進協議会	128,000	47,686	80,314	37.25%	54,785	△ 7,099	p.147
歳末たすけあい運動	813,000	502,451	310,549	61.80%	503,070	△ 619	p.149
港区地域福祉フォーラム	1,394,000	881,365	512,635	63.23%	524,133	357,232	p.150
緊急援護資金（債権管理）	30,000	4,476	25,524	14.92%	2,108	2,368	-
普及啓発	10,624,000	9,740,449	883,551	91.68%	9,425,066	315,383	p.151
情報スタンド設置	373,000	252,529	120,471	67.70%	263,038	△ 10,509	p.152
評議員会・理事会	1,238,000	763,267	474,733	61.65%	927,424	△ 164,157	-
創立70周年記念事業	3,500,000	3,346,864	153,136	95.62%	-	-	-
第1次経営戦略計画（後期）策定委員会	524,000	348,426	175,574	66.49%	-	-	-

事業別決算（1～8） 合計	107,190,000	79,076,202	28,113,798	73.77%	65,750,281	13,325,921	
---------------	-------------	------------	------------	--------	------------	------------	--

※前年度決算額（C）については、前年度の予算執行がない事業は【0】、令和5年度に新たに実施した事業は【-】と記載しています。

※1～8までの事業のほか、職員人件費、経常的事務経費等を予算計上しているため、1～8の合計は資金収支予算総額及び決算総額と一致しません。

12 事業別概要

(1) 高齢者福祉事業

① ふれあい通信“かんがり”	担当係	ボランティア・地域活動支援係																														
目 的 ボランティアの協力で暑中見舞い、年賀状のはがきをひとり暮らし高齢者に贈り、あたたかい気持ちを届ける活動により、地域における社会的孤立の防止を推進することを目的とします。 “かんがり”とは、「〈ほんのり〉というよりもっと明るく、〈こんがり〉というほど熱くはない、東の空に赤みのかかるその微妙な色合い」(金田一春彦「ことばの歳時記」)とあり、その言葉の意味がこの活動の「温度」・「明るさ」・「距離」をも伝えられる言葉として、ふれあい通信“かんがり”と名付けました。 事業内容 1 内 容 年賀状、暑中見舞いのはがきの募集、発送の作業等 2 対 象 区内在住75歳以上のひとり暮らし高齢者のうち希望する人や区内高齢者施設を利用する人 3 協 力 (1)はがき書きボランティア 区内の小中学校、高校、企業、個人ボランティア等 (2)宛名書きボランティア(令和3年度まで、令和5年度は施設送付分) 企業、個人ボランティア等 開始時期 昭和55年9月 令和5年度 希望制を導入 実績表(元年度～5年度) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="text-align: left;">区分 \ 年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>暑中見舞 (枚)</td> <td>4,361</td> <td>中止(◎)</td> <td>2,996</td> <td>3,289</td> <td>中止</td> </tr> <tr> <td>暑中見舞い宛名書き (延人)</td> <td>48</td> <td>中止(◎)</td> <td>52</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年賀状 (枚)</td> <td>5,541</td> <td>5,483</td> <td>5,068</td> <td>5,382</td> <td>3,577</td> </tr> <tr> <td>年賀状宛名書き (延人)</td> <td>52</td> <td>58</td> <td>47</td> <td>—</td> <td>18</td> </tr> </table> ※ 令和5年度の「暑中見舞い」は、個人情報取扱いの調整のため、中止しました。 ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。			区分 \ 年度	元	2	3	4	5	暑中見舞 (枚)	4,361	中止(◎)	2,996	3,289	中止	暑中見舞い宛名書き (延人)	48	中止(◎)	52	—	—	年賀状 (枚)	5,541	5,483	5,068	5,382	3,577	年賀状宛名書き (延人)	52	58	47	—	18
区分 \ 年度	元	2	3	4	5																											
暑中見舞 (枚)	4,361	中止(◎)	2,996	3,289	中止																											
暑中見舞い宛名書き (延人)	48	中止(◎)	52	—	—																											
年賀状 (枚)	5,541	5,483	5,068	5,382	3,577																											
年賀状宛名書き (延人)	52	58	47	—	18																											
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																								

② 長寿を祝う集い		担当係	経営管理係																			
目 的 区内在住の76歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康を祝い、「敬老の日」の前後に長寿を祝う集いを開催します。 事業内容 1 対 象 9月15日現在、76歳以上の港区内在住者 2 内 容 式典のほか、芸能人、老人クラブ会員等による演芸 3 共 催 港区 4 協 力 港区民生委員・児童委員協議会 開始時期 昭和39年10月 (経過) 平成11年度 名称を「敬老福祉大会」から「長寿を祝う集い」に変更 令和5年度 対象年齢の見直しを実施 令和5年度以降、2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年度以降は80歳以上対象 実績表(元年度～5年度) <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>開 催 日</td> <td>9月3日</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>9月1日</td> <td>10月24日</td> </tr> <tr> <td>参加者数 (人)</td> <td>2,604</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,048</td> <td>2,052</td> </tr> </table>					年度 区分	元	2	3	4	5	開 催 日	9月3日	中止(◎)	中止(◎)	9月1日	10月24日	参加者数 (人)	2,604	—	—	2,048	2,052
年度 区分	元	2	3	4	5																	
開 催 日	9月3日	中止(◎)	中止(◎)	9月1日	10月24日																	
参加者数 (人)	2,604	—	—	2,048	2,052																	
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他														

目 的

区民が利用する介護保険サービスを、区民である介護相談員が、利用者とともに区民の視点で考え、事業者や港区(保険者)とともに介護保険サービスの質の向上を図ることを目的とします。

事業内容

1 内 容

区民公募により選ばれ、所定の養成研修を修了した介護相談員が、区内の介護保険サービス提供の場(特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、グループホーム)を訪問し、利用者等から介護保険サービスに関する不安、不満、疑問、要望等を聞き、その「声」や「思い」を施設や港区(保険者)に「橋渡し」する活動です。また、介護相談員連絡会や派遣先施設等との連絡会を定期的に行い意見交換を行います。

2 介護相談員の主な活動内容

(1) 介護相談員派遣を希望する施設等への訪問

(特養:概ね 1 施設あたり2か月間に3回程度、高齢者在宅サービスセンター・グループホーム:概ね1施設あたり 1 か月間に 1 回程度)

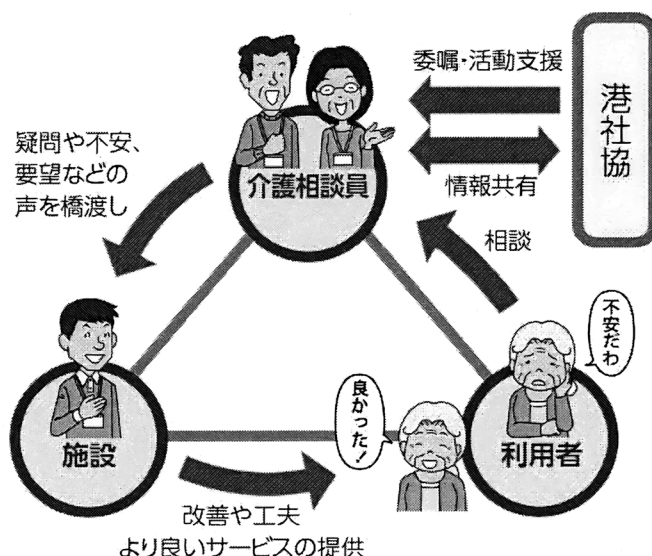
(2) 施設等において

- ・ 利用者の話を聞き、相談にのる
- ・ 利用者家族からの話を聞く
- ・ サービスの現状把握に努める
- ・ 施設等の管理者や従事者と意見交換をする
- ・ 利用者等からの声や介護相談員自身が気付いたことなどがある場合には、施設等の管理者などに伝える

(3) 活動状況について、事業運営を行う港社協(事務局)に報告を行う

3 対 象 介護保険サービス利用者等

介護相談員派遣等事業のしくみ



根拠規定等 介護相談員派遣等事業の実施について(国)
港区介護相談員派遣等事業実施要綱(区)

開始時期 平成13年4月

介護相談員派遣実施施設

特別養護老人ホーム 麻布慶福苑
特別養護老人ホーム ベル
港区立特別養護老人ホーム 白金の森
港区立特別養護老人ホーム 港南の郷
港区立特別養護老人ホーム サン・サン赤坂
特別養護老人ホーム 新橋さくらの園
特別養護老人ホーム ありすの杜きのか南麻布
特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ南麻布
特別養護老人ホーム 南麻布シニアガーデンアリス
港区立南麻布高齢者在宅サービスセンター
港区立北青山高齢者在宅サービスセンター
港区立芝高齢者在宅サービスセンター
港区立台場高齢者在宅サービスセンター
港区立虎ノ門高齢者在宅サービスセンター
港区立高齢者在宅サービスセンター 港南の郷
グループホームみたて
グループホームありすの杜きのか南麻布
せらび有栖川
小規模多機能型居宅介護施設 ありすの杜きのか南麻布

実績表(元年度～5年度)

活動実績

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
介護相談員数(人)	20	22	18	21	22
派遣対象施設数(か所)	15	15	15	15	17
施設への訪問(回)	577	中止 (◎)	中止 (◎)	58	211
施設との連絡会(回)	35	中止 (◎)	中止 (◎)	4	13

相談件数 (単位:件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
問合せ・相談	45	—	—	2	31
要 望	80	—	—	10	27
不 満	44	—	—	19	29
好意的意見	235	—	—	40	174
介護相談員の気づき	1,134	—	—	105	314
その他	628	—	—	75	245
合 計	2,166	—	—	251	820

社協独自

区補助

区受託

○

東社協受託

その他

④ 港区老人クラブ連合会事務局運営等支援		担当係	ボランティア・地域活動支援係						
目 的 港区老人クラブ連合会運営支援並びに高齢者のいきがづくり、健康づくり、コミュニティ活動及び仲間づくり健康推進事業等の各事業実施支援を目的とします。 事業内容 (1)港区老人クラブ連合会事務局運営支援 ア 港区老人クラブ連合会総会等開催支援業務 年1回開催 イ 港区老人クラブ連合会理事会開催支援業務 年1回開催 ウ 港区老人クラブ連合会常任理事会開催支援業務 月1回開催 エ 全国老人クラブ連合会大会及び各種大会・研修会等参加支援業務 オ 港区老人クラブ連合会補助金等申請及び清算等支援業務 カ 会計事務補助 キ 庶務事務支援業務 (2)いきがづくり事業実施支援 (3)健康づくり事業実施支援 (4)コミュニティ活動事業実施支援 (5)仲間づくり健康増進事業実施支援 (6)その他関係事業参加支援 根拠規定等 ・港区老人クラブ活動助成要綱 ・港区老人クラブ連合会補助金交付要綱 ・港区老人クラブ連合会会則 開始時期 平成31年4月									
社協独自		区補助		区受託		東社協受託		その他	○

(2) 障害者福祉事業

① 障害者(児)ボウリング大会		担当係	ボランティア・地域活動支援係																						
目 的 障害者同士や障害者団体相互の交流の機会を提供することで、障害者の社会参加の促進を図るとともに、レクリエーションや情報交換等の機会とし、障害者福祉の向上につなげることを目的とします。 事業内容 1 対 象 区内在住で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの人とその介護者 2 協 力 港区民生委員・児童委員協議会 3 会 場 品川プリンスホテルボウリングセンター 開始時期 昭和48年12月 (経過) 令和3年3月 「心身障害者(児)ボウリング大会」の名称を「障害者(児)ボウリング大会」に変更 実績表(元年度～5年度) (単位:人) <table border="1"> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>開催日</td> <td>8月24日</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>8月19日</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>112</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>115</td> </tr> </table>								区分 \ 年度	元	2	3	4	5	開催日	8月24日	中止(◎)	中止(◎)	中止(◎)	8月19日	参加者数	112	—	—	—	115
区分 \ 年度	元	2	3	4	5																				
開催日	8月24日	中止(◎)	中止(◎)	中止(◎)	8月19日																				
参加者数	112	—	—	—	115																				
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																	

② 在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業		担当係	経営管理係													
目 的 港区内在住の重度障害者(児)の在宅生活を支援するため、希望する人に見舞品を贈呈します。 事業内容 1 対 象 区内在住(9月15日現在)の、心身障害者福祉手当の受給者または児童育成手当の(障害手当)受給中の対象児童で、身体障害者手帳1・2級もしくは愛の手帳1・2度の人、及び脳性マヒ又は進行性筋萎縮症の人 2 被贈呈者 対象者のうち希望する人 3 贈呈方法 対象者のうち、申請(申込)のあった人に、区内共通商品券3,000円分を贈呈 開始時期 昭和46年度 (経過) 平成17年度 希望制を導入 実績表(元年度～5年度) (単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被贈呈者数</td> <td>751</td> <td>659</td> <td>611</td> <td>565</td> <td>531</td> </tr> </tbody> </table> ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。					年 度	元	2	3	4	5	被贈呈者数	751	659	611	565	531
年 度	元	2	3	4	5											
被贈呈者数	751	659	611	565	531											
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他								

③ 手話通訳者派遣事業-1	担当係	生活支援係
目 的	聴覚障害者等に手話通訳者を派遣し、日常生活の利便と社会参加を促進することを目的とします。	
事業内容		
1 対 象	①港区在住の身体障害者手帳を持ち、手話通訳を必要とする人等 ②行政や港区内で活動している団体等	
2 利用範囲	日常生活活動の範囲内または手話通訳を必要とする事業(講演会、講習会、研修会、懇談会、委員会など)。 ただし、次の(1)～(4)を除きます。 (1) 営業活動に関すること。 (2) 政党活動に関すること。 (3) 宗教活動に関すること。 (4) その他専門的な知識を必要とするもの(例:事件・事故等や、訴訟に関する対応等、専門的な対応が必要となる場合)	
3 利用手続	①事前に港社協窓口で利用登録が必要。申込書に日時・場所・通訳内容などを明記し、申し込みます。 ②登録不要。申込書に日時・場所・通訳内容などを明記し、申し込みます。	
4 利用料金	①無料 ※ 活動中(待ち合わせ場所に集合してから解散するまで)の手話通訳者の交通費・入場料などはすべて利用者負担 ②通訳活動にかかる謝礼・交通費・入場料などを依頼者が全額負担	
手話通訳者登録	・登録更新 過去2年間に活動のあった手話通訳者のうち希望する人を登録更新しています。 ・登録試験 毎年度、港区手話講習会上級クラス修了者等を対象に、新規登録試験を実施しています。	
研修・意見交換会	手話通訳技術の向上を目的に、通訳者研修を実施しています。 利用者・通訳者と意見交換会(懇談会)を行い、円滑な手話通訳者派遣事業実施に努めています。	
根拠規定等	港区聴覚障害者等意思疎通支援事業実施要綱(区)	
開始時期 (経過)	平成8年4月1日 区から港社協に事務移管(補助事業) 平成24年4月1日 区受託事業になる。「手話通訳員」から「手話通訳者」に名称変更 令和2年4月1日 港社協独自事業として実施していた紹介通訳派遣を、区受託事業である個人通訳派遣に統合 令和3年4月1日 団体派遣を開始 令和5年4月1日 映像通訳派遣を開始	

③ 手話通訳者派遣事業-2				担当係	生活支援係			
実績表(元年度～5年度)								
年度		元	2	3	4	5		
区分								
手話通訳者数(人)		26	25	27	27	28		
手話通訳者 派遣回数 (回)	利用登録者	209	199	296	345	293		
	行政等	186	93	134	264	326		
映像通訳監修者 派遣回数(回)						23		
※ 手話通訳者数は4月1日現在								
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他

④ 手話講習会-1		担当係	生活支援係	
目 的 聴覚障害者及び言語機能障害者への理解の促進とコミュニケーションの向上、並びに手話通訳者の養成を図ることを目的とします。				
事業内容 1 対象 港区在住・在勤・在学の15歳以上(中学生不可)で、聴覚障害者及び言語機能障害者の福祉の向上に熱意を有し、期間中継続的に受講できる見込みがある健聴者 2 内容(令和6年度)				
クラス	対象	曜日・時間	講習回数 (回)	定員 (人)
入門	手話を基礎から学び、あいさつや自己紹介ができるよう学習したい人	隔週(火) 午前10時～正午	20	35
初級	手話を基礎から学び、簡単な会話ができるよう学習したい人	毎週(火) 午後 6 時45分～ 8 時 45 分	35	35
中級	聴覚障害者及び言語機能障害者との日常会話ができるよう学習したい人	毎週(火) 午前 10 時～正午	35	35
上級	手話通訳者を目指す学習をしたい人。中級クラス修了程度の手話学習経験のある人	毎週(火) 午後 6 時45分～ 8 時 45 分	35	20
養成	上級クラス修了者等が対象で手話通訳者を目指す学習をしたい人	毎週(火) 午前 10 時～正午	35	20
受験	養成クラス修了者が対象で手話通訳者登録試験の合格をめざす人	毎週(月) 午後 6 時45分～ 8 時 45 分	15	40
体験	入門クラスもしくは初級クラスの受講を希望し受講できなかった人	未定	5	未定
根拠規定等 港区手話通訳者養成事業実施要綱(区)				
開始時期 (経過) 平成8年度 区から港社協に事務移管 平成17年度 港区手話講習会実施委員会(※)に委託 ※港区手話通訳者の会、手話サークル「て」、港区手話サークル麦の会、港区聴覚障害者協会(平成19年度から参画)が合同で設置した団体 平成28年度 区受託事業となり、引き続き実施運営				

④ 手話講習会-2		担当係	生活支援係				
実績表(元年度～5年度) 講習会修了者 (単位:人)							
年度 クラス	元	2	3	4	5		
入門	18	中止(◎)	27	36	27		
初級	24	中止(◎)	25	36	34		
中級	22	中止(◎)	14	11	31		
上級	20	中止(◎)	18	13	11		
養成	18	中止(◎)	16	9	7		
受験		14	8	9	10		
体験				5	12		
合計	102	14	108	119	132		
※ 受験クラス・体験クラスの実績は修了者数ではなく受講者数 ※ 令和3年度はコロナ禍による開講回数減のため、修了の扱いとはしない。(翌年度へ継続受講) 実績は令和3年度のみ受講者数							
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託	その他

(3) 高齢者・障害者福祉事業

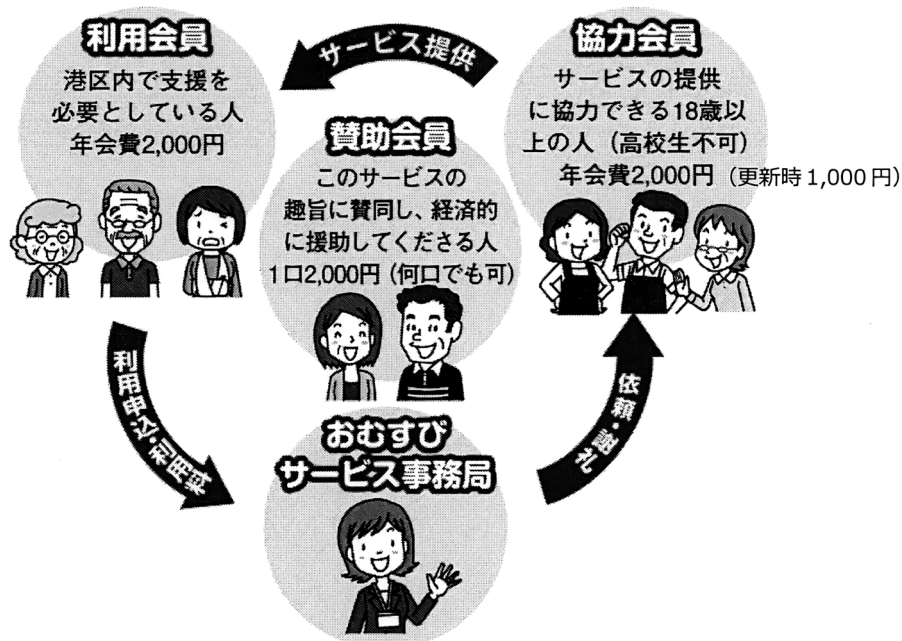
① 車いす貸出事業		担当係	ボランティア・地域活動支援係																																														
目 的 一時的に車いすが必要となった人に対して貸し出し、日常生活を支援するほか、社会福祉に関する研修会への貸し出しなど、港社協が所有する車いすを有効に活用することにより地域福祉の増進を図ることを目的とします。 事業内容 1 貸出対象 (1)使用者または借受者が港区在住で、使用者は在宅で生活し、次の①から③のいずれかに該当する一時的に車いすを必要とする歩行困難な人 ①高齢 ② 身体障害等 ③ 病気・ケガ ※ 要介護認定で「要介護2～5」と認定されている人は、介護保険の福祉用具貸与(レンタル)をご利用ください。 (2)主に港区民等を対象として営利を目的としない社会福祉に関する研修会等や、ボランティア活動などを行う人 2 貸出期間・維持管理協力費 短期貸出 7日以内(無料) 一般貸出 3か月以内(1,000円) 延長貸出 3か月以内(500円) ※ 短期貸出の期間を超えてしまった場合は、一般貸出へと自動的に変更され維持管理協力費を負担していただきます。 ※ 使用者又は借受者が港社協会員、使用者の世帯が住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の人については、維持管理協力費が免除となります。 ※ 使用者が介護保険証や身体障害者手帳の交付を受けていても免除にはなりません。 3 必要書類 ・健康保険証や運転免許証等使用者及び借受者の住所が証明できものの(原本とその写し) ・使用者が交付を受けている場合は介護保険証や身体障害者手帳(原本とその写し) 根拠規定等 車椅子貸出事業要綱 開始時期 昭和53年度 (経過) 平成12年8月1日 有料化開始 平成22年4月1日 短期貸出(無料)開始 実績表(元年度～5年度) (単位:台) <table><tr><th colspan="2">年度</th><th>元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><th colspan="2">区分</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td colspan="2">保有台数</td><td>145</td><td>146</td><td>147</td><td>151</td><td>166</td></tr><tr><td rowspan="2">貸出 台数</td><td>社 協</td><td>188</td><td>137</td><td>197</td><td>224</td><td>203 (うち子ども用1)</td></tr><tr><td>車いすステーション</td><td>247</td><td>228</td><td>314</td><td>379</td><td>312 (うち子ども用5)</td></tr></table> ※ 保有台数は社協及び車いすステーションの合計 ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。 <tr><td>社協独自</td><td>○</td><td>区補助</td><td></td><td>区受託</td><td></td><td>東社協受託</td><td></td><td>その他</td><td></td></tr>						年度		元	2	3	4	5	区分							保有台数		145	146	147	151	166	貸出 台数	社 協	188	137	197	224	203 (うち子ども用1)	車いすステーション	247	228	314	379	312 (うち子ども用5)	社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	
年度		元	2	3	4	5																																											
区分																																																	
保有台数		145	146	147	151	166																																											
貸出 台数	社 協	188	137	197	224	203 (うち子ども用1)																																											
	車いすステーション	247	228	314	379	312 (うち子ども用5)																																											
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																																									

② 車いすステーション-1		担当係	ボランティア・地域活動支援係	
目 的 車いす貸出事業の一環として、一時的に車いすを必要とする人が、より身近な場所で借りられるように、地域の商店街・町会自治会・事業所・福祉施設等から、社会貢献活動として協力を得て、車いすステーションを設置し、地域福祉の推進を図ることを目的とします。				
事業内容 貸出対象は車いす貸出事業での貸出対象者(1)の人 貸出期間、維持管理協力費等の手続きは車いす貸出事業と同じ ※維持管理協力費の支払い方法は、払込取扱票にてゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口から港社協への払い込み				
開始時期 平成13年4月 (経過) 令和5年7月 子ども用車いすの貸し出し開始				
車いすステーション一覧				(単位:台)
No.	車いすステーション名	所 在 地	電話番号	配置台数
1	ヒューマンぶらざ	芝1-8-23 障害保健福祉センター6階	5439-2511	4
2	東京ガスライフバルみなと	芝1-15-5	5439-6491	2
3	芝高齢者在宅サービスセンター	芝3-24-5	5232-0848	3
4	清水薬局	芝大門2-3-15	3431-0877	1
5	新橋亭 新館	新橋2-4-2	3580-2211	1
6	福祉プラザ さくら川	新橋6-19-2	3433-0180	5
7	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	虎ノ門1-21-10 3階	3539-3710	3
8	神明子ども中高生プラザ	浜松町1-6-7 プラザ神明5階	5733-5199	2※
9	南麻布高齢者在宅サービスセンター	南麻布1-5-26	5232-9672	1
10	特別養護老人ホーム 麻布慶福苑	南麻布5-1-20	3446-5501	1
11	麻布十番商店街振興組合	麻布十番2-3-10	3451-5812	3
12	東麻布商店会	東麻布1-18-11	3582-8982	3
13	赤坂みすじ通り会	赤坂3-15-4 パリ島ビル1階	3583-2457	1
14	特別養護老人ホーム サン・サン赤坂	赤坂6-6-14	5561-7833	3
15	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山1-6-1	5410-3410	6
16	赤坂子ども中高生プラザ青山館	北青山3-4-1-201	5786-6567	2※
17	やまぶきケア	南青山2-27-8 I・Bハイツ203	6432-9321	1
18	認定NPO法人 世界の子どもにワ クチンを日本委員会	三田4-1-9 三田ヒルサイドビル8階	5419-1081	1

② 車いすステーション-2			担当係	ボランティア・地域活動支援係	
19	豊岡いきいきプラザ	三田5-7-7	3453-1591	1	
20	あいは一と・みなと	高輪1-4-8	5449-6455 (平日) 5449-6457 (土日)	2	
21	高輪子ども中高生プラザ	高輪1-4-35	3443-1555	2※	
22	(有)はなみずき	高輪2-15-31-204 高輪グランドパームス	5792-5874	1	
23	高輪親睦会内 安田自転車店	高輪3-3-6	3447-0769	1	
24	ステップリハビリ・高輪	高輪3-6-23 エステート高輪101	5449-2930	2	
25	高輪いきいきプラザ	高輪3-18-15	3449-1643	1	
26	白金商店会	白金1-6-14	3441-6434	1	
27	白金いきいきプラザ	白金3-10-12	3441-3680	1	
28	みつ蛭	白金6-1-8	6277-0821	1	
29	白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5	3440-4627	2	
30	高齢者在宅サービスセンター 港南の郷	港南3-3-23	3450-5571	1	
31	すこやかの家 みたて	港南4-5-3	5783-5120	5	
32	みなと工房	芝浦1-14-8 ベルハイム田町201	3455-8140	2	
33	芝浦アイランド児童高齢者交流プラザ	芝浦4-20-1	5443-7338	3※	
34	台場高齢者在宅サービスセンター	台場1-5-5	5531-0520	5	
合計				74	
※うち1台は子ども用車いす					
実績表(元年度～5年度)			(単位:か所)		
年 度	元	2	3	4	5
車いすステーション数	33	33	34	33	37
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他

目 的

住民相互の助け合いを推進する会員制の事業で、日常生活を営む上で支援を必要とする人(利用会員)と支援できる人(協力会員)、運営を経済的に支えてくださる人または団体(賛助会員)をむすび、住民相互の助け合いの輪を広げ、地域の人々が交流を持ちながら自立した生活を続けられるよう支援することを目的とします。



事業内容

1 会員区分

- (1) 利用会員: 港区内で高齢や障害、病気・ケガなど何らかの理由により日常生活を営む上で支援を必要とする人(原則港区在住)
年会費2,000円
- (2) 協力会員: サービスの提供に協力できる18歳以上の人(高校生不可)
年会費2,000円(更新時1,000円)
- (3) 賛助会員: この事業の趣旨に賛同し、経済的に支援して下さる人または団体
年会費1口2,000円(何口でも可)
※利用会員・協力会員と賛助会員の両方の登録も可能

2 活動時間

月～金曜日(土日、祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後5時

※1回の活動時間は原則2時間以内(通院の付添いについては応相談)

3 活動の種類

区 分	内 容	料 金
家事などのサービス	・一緒に行う日常の家事として掃除・買物・食事の支度などをします。 ・通院や外出の付添いなどをします。 ・その他、話し相手・見守り・入院中の洗濯などをします。	800 円／時間
高齢者等世帯支援サービス	高齢者や障害者のみの世帯等を限定に、世帯単位での日常生活の家事などをします。	1,200 円／時間
ワンポイントサービス	・トイレ・浴室等水回りの掃除、普段できない掃除や片付け、季節の変わり目の衣替えなどを行います。 ※特殊な技術が必要な場合や場所や状況、時間がかかるなどの特別な掃除は内容によっては受けられない場合があります。	1,200 円／時間

※ 協力会員の交通費がかかった場合は利用会員の負担になります。

※ 依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります。

※ 入会前のおためし利用もご相談ください。

4 そ の 他

各種研修会(2回)、登録説明会(2回)等を開催
会報紙「おむすびコロリン」(2回)発行

根拠規定等 有償在宅福祉サービス事業規程

開始時期(経過)

平成9年7月	
平成11年4月	おむすびサービス運営委員会発足(平成24年度末廃止)
平成12年3月	会員コーディネーター設置
平成30年3月	おためし利用開始

実績表(元年度～5年度)

会員登録者数

(単位:人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
利 用 会 員	76	60	49	43	47
協 力 会 員	54	46	40	35	37
賛 助 会 員	13	11	10	9	9

サービス提供時間

(単位:時間)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
サ ー ビ ス 提 供 時 間	2,414	1,296	1,220	1,354	1,193

サービス内容別活動件数実績表

(単位:件)

区 分 \ 年 度		元	2	3	4	5
家事などのサービス	食事の支度	15	0	65	112	23
	洗濯	0	0	1	0	0
	掃除・整理整頓	285	188	244	291	301
	買物・薬取り	116	70	41	47	65
	衣類の補修	16	0	0	0	0
	外出介助	190	88	126	111	91
	散歩付添い	127	30	1	0	8
	代読・代筆	1	1	1	0	0
	精神的援助(話し相手)	364	36	1	3	32
	見守り	0	0	0	0	0
高齢者等世帯支援サービス		279	198	187	170	183
ワンポイントサービス		495	364	374	369	337
合 計		1,888	975	1,041	1,103	1,040

おためし利用実績表

(単位:件)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
件 数	4	0	1	1	1

※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。

社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	
------	---	-----	--	-----	--	-------	--	-----	--

④ 総合的な福祉サービス利用援助事業-1	担当係	成年後見推進係
----------------------	-----	---------

目 的

高齢者や障害者が、福祉サービスを適切に利用して、地域で自分らしく安心した生活がおくれるよう、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談などの支援を総合的・一体的に実施します。

事業内容

1 一般相談(随時、無料)

福祉サービスに関する情報提供や、利用する際の手続き、権利擁護に関する相談などを受けています。

2 専門相談(事前予約制、無料)

一般相談で受けた相談のうち、成年後見制度(法定後見・任意後見)、財産管理、権利侵害などの相談で、専門的なアドバイスが必要と思われる場合、希望に応じて弁護士による無料相談を実施しています。
総合的な福祉サービス利用援助事業と成年後見制度利用促進事業と合同で月2回実施しています。

3 福祉サービス利用援助・支援事業(有料)

(1)対象

区内で在宅生活をされていて、高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのため、福祉サービスの利用援助が必要な人(ご本人の意思で契約を結ぶことができる人が対象です)

(2)サービス内容

① 福祉サービスの利用援助

福祉サービス利用に関する情報提供や助言、利用援助、福祉サービス利用料金の支払手続きの代行、福祉サービスに関する苦情申し立ての援助など

② 日常的金銭管理サービス

預貯金の出入金や公共料金・各種保険料の支払い援助など

③ 書類等の預かりサービス

預金通帳、権利証、印鑑、大切な書類などのお預かり

(3)利用料

①福祉サービスの利用援助	1回1時間まで1,500円 (1時間を超えた場合は、30分単位で600円を加算します。)
②日常的金銭管理サービス	*①を基本に②、③のサービスを提供します。 *①+②を利用する場合は、両方のサービス提供にかかった時間をもとに、あわせて計算します。
③書類等の預かりサービス	1ヵ月 500円

※ 生活保護受給世帯等には減免制度があります。

※ サービス提供時に必要な交通実費は利用者の負担になります。

※ 令和6年10月1日から利用料の改定(各サービスとも200円増額)を予定しています。

④ 総合的な福祉サービス利用援助事業-2		担当係	成年後見推進係				
根拠規定等 東京都日常生活自立支援事業実施要綱(都) 東京都福祉サービス総合支援事業実施要綱(都) 東京都社会福祉協議会地域福祉権利擁護事業実施要領(東社協) 福祉サービス利用援助事業実施要領 福祉サービス利用支援事業実施要綱 福祉サービス利用支援事業実施要領 登録型生活支援員及び法人後見支援員設置要綱 登録型生活支援員及び法人後見支援員登録要綱							
開始時期(経過) 平成11年10月1日 地域福祉権利擁護事業を協力社協として開始 平成13年4月1日 福祉サービス利用支援センターを設置 平成13年10月1日 総合的な福祉サービス利用援助事業として運営開始 平成14年4月1日 地域福祉権利擁護事業を東社協から受託し、東京都福祉サービス総合支援事業を港区補助事業として開始 平成20年1月1日 名称を変更し、成年後見利用支援センターを開設 平成29年5月1日 登録型生活支援員制度を導入							
実績表(元年度～5年度) 一般相談件数 (単位:件)							
		年度	元	2	3	4	5
利用福祉サービス 援助事業	認知症高齢者		642	1,112	896	1,052	849
	知的障害者		2	1	32	41	46
	精神障害者		146	139	295	233	252
	その他		39	41	40	31	22
利用福祉サービス 支援事業	高齢者		14	33	40	13	5
	身体障害者		40	64	49	64	28
	その他		2	0	8	10	36
合 計			885	1,390	1,360	1,444	1,238
専門相談件数 (単位:件)							
年度		元	2	3	4	5	
法定後見		21	11	13	12	11	
任意後見		3	1	0	4	5	
権利侵害		1	6	4	2	4	
その他(遺言・相続・財産管理等)		24	29	41	40	36	
合 計		49	47	58	58	56	
※総合的な福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度利用促進事業との合計							

④ 総合的な福祉サービス利用援助事業-3

担当係

成年後見推進係

実利用者数

(単位:人)

年度			元	2	3	4	5
区分							
新規契約者数			6	22	20	18	27
契約終了者数			25	15	22	15	18
年度末現在実契約者数			47	54	52	55	64
内 訳	事 業 助	認知症高齢者	30	34	39	36	45
		知的障害者	2	2	2	4	4
		精神障害者	6	7	6	11	12
		その他	1	1	1	1	1
	事 業 援	高齢者	1	1	1	1	1
		身体障害者	7	6	5	2	1
		その他	0	0	0	0	0

区民向け講演会

年度	区分	開催日	参加者数 (人)	テーマ
元		11月26日	32	事例で知ろう！老い支度～手遅れになる前に～

※令和2年度より成年後見制度利用促進事業にて実施

登録型生活支援員

(単位:人)

年度		元	2	3	4	5
区分						
登録者数		6	8	11	13	14
実活動者数 (年度末時点)		6	8	9	9	9

社協独自

○

区補助

区受託

東社協受託

○

その他

⑤ 成年後見制度利用促進事業 (制度利用に向けた相談支援-1)	担当係	成年後見推進係			
目 的 区民等からの権利擁護に関する相談に当たって、成年後見制度や関連する事業等について総合的に対応し、制度の利用しやすきの向上を図ります。					
事業内容					
1 一般相談(随時、無料) 成年後見制度などについての相談を受けます。					
2 専門相談(事前予約制、無料) 一般相談で受けた相談のうち、成年後見制度(法定後見・任意後見)、財産管理、権利侵害などの相談で法律的なアドバイスが必要と思われる場合、希望に応じて弁護士による無料相談を実施します。 成年後見制度利用促進事業と総合的な福祉サービス利用援助事業と合同で月2回実施します。					
3 訪問相談 相談者個々の状況に応じて、個別の訪問相談を行います。					
4 成年後見制度申立支援(成年後見制度の利用支援) 成年後見制度や家庭裁判所への申立手続きの説明などを行い、申立ての支援を実施しています。必要に応じて、弁護士会等の適切な専門機関へつなぎます。					
根拠規定等 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区)					
開始時期 平成20年1月1日 「福祉サービス利用支援センター」の名称を変更し、 (経過) 「成年後見利用支援センター」を開設 平成31年4月1日 区受託事業として実施					
実績表(元年度～5年度)					
一般相談件数 (単位:件)					
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
法定後見	2,176	3,289	3,070	3,516	3,023
任意後見	74	71	111	127	124
その他(権利侵害・遺言・相続・財産管理等)	82	103	—	—	—
合 計	2,332	3,463	3,181	3,643	3,147
※令和2年度の「法定後見」は法人後見事業の相談対応件数含む。 ※令和3年度から「その他」の項目は除外					

⑤ 成年後見制度利用促進事業 (制度利用に向けた相談支援-2)				担当係	成年後見推進係	
専門相談件数(再掲)				(単位:件)		
年 度 区 分		元	2	3	4	5
法定後見		21	11	13	12	11
任意後見		3	1	0	4	5
権利侵害		1	6	4	2	4
その他(遺言・相続・ 財産管理等)		24	29	41	40	36
合 計		49	47	58	58	56
※総合的な福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度利用促進事業との合計						
申立支援件数				(単位:件)		
年 度 区 分		元	2	3	4	5
新規申立支援者数		78	—	—	—	—
申立支援終了者数		71	—	—	—	—
年度末現在支援者数		28	—	—	—	—
申立支援相談件数		—	1,574	1,391	1,547	1,139
※令和2年度から人数ではなく延べ相談件数で集計						

⑥ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見人等候補者の推薦)		担当係	成年後見推進係		
目 的	成年後見人等候補者の確保が困難な人を対象とした手続きの円滑化を進め、状況等に応じ、適切な成年後見人等候補者を推薦します。				
事業内容	弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家を成年後見人等候補者として港区に登録し、推薦に当たっては、顔合わせなどを通して成年被後見人等の意思をできるだけ丁寧にくみ取り、円滑な人間関係を築くことができるよう取り組みます。				
根拠規定等	港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 港区成年後見人等候補者推薦事業実施要綱(区)				
開始時期	平成22年度 平成31年4月1日 区受託事業として実施				
実績表 (元年度～5年度)					
成年後見人等候補者の登録者数 (単位:人)					
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
弁護士	97	87	90	62	67
司法書士	—	46	48	66	66
社会福祉士	27	30	31	27	27
区民後見人※	13	13	15	16	18
精神保健福祉士	0	0	0	0	0
税理士	2	1	3	3	3
社会福祉協議会	—	—	1	1	1
登録者数合計	139	177	188	175	182
※令和6年4月に、「社会貢献型後見人」から名称変更					
成年後見人等候補者の紹介件数 (単位:件)					
年 度	元	2	3	4	5
紹介件数(延べ)	60	77	73	63	47

港区成年後見人等登録者連絡会(2年度～5年度)

区分 年度	開催日	参加者 (人)	テーマ
2	12月4日	78	講演(弁護士)「専門職後見人に期待されること」、港区成年後見制度利用促進事業について
3	11月10日	79	「港区のチーム支援について」 コメンテーター(弁護士、社会福祉士)
4	10月19日	62	「港区の権利擁護支援チームの実践について」 コメンテーター(弁護士、司法書士、社会福祉士)
5	10月18日	62	「チーム支援、意思決定支援について考える」 コメンテーター(弁護士)

社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他	
------	--	-----	--	-----	---	-------	--	-----	--

⑦ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の経費助成)		担当係	成年後見推進係																									
目 的		成年後見制度(法定後見)利用にあたり、必要となる経費を負担することが困難である者に対し、成年後見制度申立経費及び後見人等の報酬を助成することにより、必要な人が必要なときに制度を利用できるよう支援します。																										
事業内容		1 成年後見制度申立経費の助成 法定後見制度の申立てに必要な経費を負担することが困難な人を対象に、申立経費の申請を受け付けます(上限15万円)。 2 後見人等報酬助成 法定後見制度の利用にあたり、成年後見人等の報酬に掛かる経費を負担することが困難な人を対象に、報酬費用の申請を受け付けします。 なお、成年後見人等が港区成年後見人等候補者推薦事業に登録している場合に限ります。																										
根拠規定等		港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 港区成年後見制度申立経費助成事業実施要綱(区) 港区成年後見人等報酬助成事業実施要綱(区)																										
開始時期 (経過)		平成22年度 平成31年4月1日 区受託事業として実施 令和6年4月1日 港区の要綱改正に伴い、報酬助成額の上限拡大、随時受付等に変更																										
実績表(元年度～5年度)																												
申立経費助成																												
<table><tr><td>年度</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>助成件数 (件)</td><td>7</td><td>4</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr></table>		年度	元	2	3	4	5	区分						助成件数 (件)	7	4	0	1	0									
年度	元	2	3	4	5																							
区分																												
助成件数 (件)	7	4	0	1	0																							
後見人等報酬助成																												
<table><tr><td>年度</td><td>元</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>助成件数 (件)</td><td>18</td><td>13</td><td>21</td><td>32</td><td>35</td></tr><tr><td>新規(件)</td><td>5</td><td>4</td><td>10</td><td>14</td><td>11</td></tr></table>		年度	元	2	3	4	5	区分						助成件数 (件)	18	13	21	32	35	新規(件)	5	4	10	14	11			
年度	元	2	3	4	5																							
区分																												
助成件数 (件)	18	13	21	32	35																							
新規(件)	5	4	10	14	11																							
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他																				

⑧ 成年後見制度利用促進事業 (地域連携ネットワークの推進)	担当係	成年後見推進係																												
目 的																														
権利擁護支援のため、本人とその家族、親族や後見人等を取り巻く地域の関係団体等との連携を図り、地域連携ネットワークを構築します。																														
事業内容																														
地域連携ネットワークを効果的に機能させていくために、会議体を設置し、実務的な連携拡充を図ります。 ・港区成年後見制度利用促進協議会 ・港区地域連携ネットワーク連絡会 ・港区地域連携ネットワーク中核機関運営会議 ・港区成年後見制度担当者連携会議 等の開催																														
根拠規定等																														
港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱(区)																														
開始時期																														
平成31年4月1日																														
実績表(元年度～5年度)																														
港区成年後見制度利用促進協議会																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>開催日</th><th>テーマ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">元</td><td>6月5日</td><td>港区成年後見利用促進基本計画について 等</td></tr> <tr> <td>2月5日</td><td>港区成年後見利用促進事業の進捗状況について 等</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2</td><td>9月9日</td><td>港区成年後見制度利用促進事業の報告について 等</td></tr> <tr> <td>1月22日</td><td>港区成年後見制度利用促進事業の進捗状況について 等</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3</td><td>6月23日</td><td>港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等</td></tr> <tr> <td>1月25日</td><td>港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等</td></tr> <tr> <td rowspan="2">4</td><td>6月21日</td><td>港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等</td></tr> <tr> <td>1月27日</td><td>港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等</td></tr> <tr> <td rowspan="2">5</td><td>8月23日</td><td>港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等</td></tr> <tr> <td>1月26日</td><td>令和5年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する取組と事業報告 等</td></tr> </tbody> </table>				開催日	テーマ	元	6月5日	港区成年後見利用促進基本計画について 等	2月5日	港区成年後見利用促進事業の進捗状況について 等	2	9月9日	港区成年後見制度利用促進事業の報告について 等	1月22日	港区成年後見制度利用促進事業の進捗状況について 等	3	6月23日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	1月25日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	4	6月21日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	1月27日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	5	8月23日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等	1月26日	令和5年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する取組と事業報告 等
	開催日	テーマ																												
元	6月5日	港区成年後見利用促進基本計画について 等																												
	2月5日	港区成年後見利用促進事業の進捗状況について 等																												
2	9月9日	港区成年後見制度利用促進事業の報告について 等																												
	1月22日	港区成年後見制度利用促進事業の進捗状況について 等																												
3	6月23日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等																												
	1月25日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等																												
4	6月21日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等																												
	1月27日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等																												
5	8月23日	港区成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について 等																												
	1月26日	令和5年度港区の成年後見制度利用促進事業に関する取組と事業報告 等																												

港区地域連携ネットワーク連絡会

	開催日	テーマ
元	4月24日	講演(弁護士)、中核機関の取組について 等
	8月28日	講演(司法書士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	1月17日	講演(社会福祉士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
2	10月14日	講演(港区しんきん協議会)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
3	4月14日	講演(港区医師会)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	7月14日	講演(医療ソーシャルワーカー)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	10月13日	講演(税理士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	1月19日	講演(社会福祉士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
4	4月13日	講演(弁護士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	7月13日	講演(司法書士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	10月12日	講演(社会福祉士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	1月11日	意見交換、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
5	4月12日	講演(弁護士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	7月12日	各団体の成年後見に関する取組状況、成年後見や権利擁護支援に関する相談事例 等
	10月11日	講演(行政書士)、港区の成年後見制度利用促進に関する事業について 等
	1月10日	アンケート結果と来年度の開催について、各団体の成年後見制度も含めた権利擁護支援等について 等

社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他	
------	--	-----	--	-----	---	-------	--	-----	--

⑨ 成年後見制度利用促進事業 (区民後見人等候補者の養成)		担当係	成年後見推進係																									
目 的	地域における身近な存在として、地域の実情を熟知した上で、その実情に即して成年被後見人等の意思をより丁寧にくみ取って後見等事務を進めていくことができる区民後見人等候補者を養成します。																											
事業内容	区民後見人等候補者養成基礎講習の受講希望者を募り、選考等を経て受講者を決定し、同講習を活用して区民後見人等を養成します。同講習の修了者は区民後見人等候補者として翌年度4月1日付で港区に登録し、一定の研修等を経て、研修の成果など後見人等としての適性を見ながら、後見人等候補者として紹介します。																											
根拠規定等	港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 東京都後見人等候補者養成事業実施要領(都) 「社会貢献型後見人(市民後見人)を目指す方のための基礎講習」 合同実施協定書 港区区民後見人等候補者養成事業実施要綱(区) 港区区民後見人等候補者養成基礎講習事業実施要領(区)																											
開始時期 (経過)	平成23年度 事業開始。基礎講習は東京都が開催 平成26年度 基礎講習は東京都社会福祉協議会が開催 平成27年度 全都を対象とした基礎講習終了に伴い、中央区社協と共同開催 平成31年4月1日 区受託事業として実施 令和6年4月1日 港区の要綱改正に伴い、名称を「社会貢献型後見人」から「区民後見人」に変更																											
実績表(元年度～5年度)																												
区民後見人等候補者養成基礎講習修了者数 (単位:人)																												
<table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>修了者数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table>		区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	修了者数	2	4	3	2	2															
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																							
修了者数	2	4	3	2	2																							
区民後見人等候補者名簿登録者数 (単位:人)																												
<table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>新規登録者数</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>登録辞退者数</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>年度末現在登録者数</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>18</td> </tr> </table>		区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	新規登録者数	2	2	4	3	2	登録辞退者数	0	2	2	2	0	年度末現在登録者数	13	13	15	16	18			
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																							
新規登録者数	2	2	4	3	2																							
登録辞退者数	0	2	2	2	0																							
年度末現在登録者数	13	13	15	16	18																							
区民後見人等受任者数 (単位:人)																												
<table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>新規受任後見人等</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>受任終了</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>年度末現在受任者数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </table>		区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	新規受任後見人等	2	1	3	3	2	受任終了	2	0	1	2	2	年度末現在受任者数	3	4	6	7	7			
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																							
新規受任後見人等	2	1	3	3	2																							
受任終了	2	0	1	2	2																							
年度末現在受任者数	3	4	6	7	7																							
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他																				

⑩ 成年後見制度利用促進事業 (親族後見人等への支援)		担当係	成年後見推進係																																																				
目 的 親族後見人等へのアウトリーチを行うことにより、孤立や不安などを解決し、安心して後見等業務に取り組むことができるよう、後見等活動を支援します。 事業内容 親族向け情報交換会の実施やニュースレターの発行による情報提供、成年後見制度の利用を検討している人やすでに後見人等として活動している家族や親族を対象とした講座等を開催します。 根拠規定等 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区) 開始時期 平成19年度 (経過) 平成31年4月1日 区受託事業として実施 実績表 (元年度～5年度) 親族向け後見人講座 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 区分</th> <th colspan="2">開催日</th> <th>延参加者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">元</td> <td>第1回</td> <td>8月19日・29日</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月6日・21日</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1回</td> <td>9月1日・8日</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>第1回</td> <td>6月21日・28日</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>1月25日・2月1日</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>第1回</td> <td>8月25日・9月1日</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月7日・14日</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>第1回</td> <td>8月21日</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月2日</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> 親族後見人の連絡会(親族後見人カフェ) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 \ 区分</th> <th>開催日</th> <th>参加者 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>12月23日</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>12月7日</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>12月3日</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>12月2日</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>					年度 \ 区分	開催日		延参加者数 (人)	元	第1回	8月19日・29日	56	第2回	2月6日・21日	59	2	第1回	9月1日・8日	35	3	第1回	6月21日・28日	33	第2回	1月25日・2月1日	28	4	第1回	8月25日・9月1日	28	第2回	2月7日・14日	31	5	第1回	8月21日	25	第2回	2月2日	33	年度 \ 区分	開催日	参加者 (人)	2	12月23日	3	3	12月7日	5	4	12月3日	3	5	12月2日	3
年度 \ 区分	開催日		延参加者数 (人)																																																				
元	第1回	8月19日・29日	56																																																				
	第2回	2月6日・21日	59																																																				
2	第1回	9月1日・8日	35																																																				
3	第1回	6月21日・28日	33																																																				
	第2回	1月25日・2月1日	28																																																				
4	第1回	8月25日・9月1日	28																																																				
	第2回	2月7日・14日	31																																																				
5	第1回	8月21日	25																																																				
	第2回	2月2日	33																																																				
年度 \ 区分	開催日	参加者 (人)																																																					
2	12月23日	3																																																					
3	12月7日	5																																																					
4	12月3日	3																																																					
5	12月2日	3																																																					
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他																																															

⑪ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の周知啓発-1)		担当係	成年後見推進係																																										
目的 成年後見制度の理解促進と適正な運用に向けて、区民や関係機関、後見人等への周知啓発を行います。																																													
事業内容 わかりやすいパンフレットやホームページ等による制度の周知とともに、区民、地域、保健・福祉・医療、行政等の関係者、後見人等に対し、講演会やミニ講座等により制度の周知啓発を行います。																																													
根拠規程等 港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区)																																													
開始時期 平成19年度 (経過) 平成31年4月1日 区受託事業として実施																																													
実績表 (元年度～5年度)																																													
区民向け講演会																																													
<table><tr><th>区分 年度</th><th>開催日</th><th>参加者数 (人)</th><th>テーマ</th></tr><tr><td rowspan="2">元</td><td>7月3日</td><td>46</td><td>こんなときどうしますか？そのときに備える財産管理や遺言・相続のこと</td></tr><tr><td>10月26日</td><td>54</td><td>自分らしい終活とは？～遺言・相続・暮らしに関するミニ講座&相談会～</td></tr><tr><td>2</td><td>10月15日</td><td>13</td><td>相続が大きく変わる！～大切な人を守るための相続法改正のポイント～</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td>7月9日</td><td>17</td><td>備えあれば憂いなし！自分らしいエンディング ～明日から実践できる基礎知識～</td></tr><tr><td>12月15日</td><td>24</td><td>自分のことは自分で決める！人生の締めくくり方</td></tr><tr><td rowspan="3">4</td><td>7月28日</td><td>16</td><td>わたしのこれからについて</td></tr><tr><td rowspan="2">12月14日</td><td>22</td><td>講演会「将来に備える任意後見制度」</td></tr><tr><td>6</td><td>相談会(相談員:司法書士、税理士)</td></tr><tr><td rowspan="3">5</td><td>7月7日</td><td>39</td><td>弁護士の勧める終活について</td></tr><tr><td rowspan="2">11月25日</td><td>19</td><td>講演会「これからのあなたらしい生き方の提案」</td></tr><tr><td>6</td><td>相談会(相談員:司法書士、税理士)</td></tr></table>				区分 年度	開催日	参加者数 (人)	テーマ	元	7月3日	46	こんなときどうしますか？そのときに備える財産管理や遺言・相続のこと	10月26日	54	自分らしい終活とは？～遺言・相続・暮らしに関するミニ講座&相談会～	2	10月15日	13	相続が大きく変わる！～大切な人を守るための相続法改正のポイント～	3	7月9日	17	備えあれば憂いなし！自分らしいエンディング ～明日から実践できる基礎知識～	12月15日	24	自分のことは自分で決める！人生の締めくくり方	4	7月28日	16	わたしのこれからについて	12月14日	22	講演会「将来に備える任意後見制度」	6	相談会(相談員:司法書士、税理士)	5	7月7日	39	弁護士の勧める終活について	11月25日	19	講演会「これからのあなたらしい生き方の提案」	6	相談会(相談員:司法書士、税理士)		
区分 年度	開催日	参加者数 (人)	テーマ																																										
元	7月3日	46	こんなときどうしますか？そのときに備える財産管理や遺言・相続のこと																																										
	10月26日	54	自分らしい終活とは？～遺言・相続・暮らしに関するミニ講座&相談会～																																										
2	10月15日	13	相続が大きく変わる！～大切な人を守るための相続法改正のポイント～																																										
3	7月9日	17	備えあれば憂いなし！自分らしいエンディング ～明日から実践できる基礎知識～																																										
	12月15日	24	自分のことは自分で決める！人生の締めくくり方																																										
4	7月28日	16	わたしのこれからについて																																										
	12月14日	22	講演会「将来に備える任意後見制度」																																										
		6	相談会(相談員:司法書士、税理士)																																										
5	7月7日	39	弁護士の勧める終活について																																										
	11月25日	19	講演会「これからのあなたらしい生き方の提案」																																										
		6	相談会(相談員:司法書士、税理士)																																										
成年後見制度等についてのミニ講座&出張相談会 参加者数																																													
(単位:人)																																													
<table><tr><th>区分 年度</th><th>元</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th></tr><tr><td>芝地区</td><td>10</td><td>2</td><td>14</td><td>9</td><td>8</td></tr><tr><td>麻布地区</td><td>6</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>赤坂地区</td><td>4</td><td>4</td><td>6</td><td>2</td><td>10</td></tr><tr><td>高輪地区</td><td>6</td><td>7</td><td>9</td><td>12</td><td>6</td></tr><tr><td>芝浦港南地区</td><td>4</td><td>7</td><td>16</td><td>7</td><td>6</td></tr><tr><td>合計</td><td>30</td><td>25</td><td>50</td><td>34</td><td>36</td></tr></table>				区分 年度	元	2	3	4	5	芝地区	10	2	14	9	8	麻布地区	6	5	5	4	6	赤坂地区	4	4	6	2	10	高輪地区	6	7	9	12	6	芝浦港南地区	4	7	16	7	6	合計	30	25	50	34	36
区分 年度	元	2	3	4	5																																								
芝地区	10	2	14	9	8																																								
麻布地区	6	5	5	4	6																																								
赤坂地区	4	4	6	2	10																																								
高輪地区	6	7	9	12	6																																								
芝浦港南地区	4	7	16	7	6																																								
合計	30	25	50	34	36																																								

⑪ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の周知啓発-2)	担当係	成年後見推進係
-----------------------------------	-----	---------

支援者向け成年後見制度等ミニ講座 参加者数

(単位:人)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
芝地区	31	—	43	—	19
麻布地区	3	—	8	2	—
赤坂地区	6	—	4	2	1
高輪地区	45	—	—	—	20
芝浦港南地区	14	—	—	17	—

成年後見関係機関等との共催による講演会等

区分 \ 年度	開催日	参加者数 (人)	テーマ
元	2月1日	27	老後の不安について (講演会「任意後見について」)
		10	相談会(相談員:司法書士)
2	中止(◎)	—	—
3	6月13日	13	講演会「老後のプランと費用の話」
		5	相談会(相談員:司法書士、税理士)
4	6月25日	19	講演会「成年後見と家族信託の話～使い分けのポイント～」
		4	相談会(相談員:司法書士、税理士)
5	6月25日	22	講演会「将来のことを誰に頼みたい? 任意後見について知っておう!」
		7	相談会(相談員:司法書士、税理士)

⑪ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見制度の周知啓発-3)		担当係	成年後見推進係
講師派遣			
区分 年度	開催日	参加者数 (人)	派遣先
元	8月13日	10	高輪地区介護予防リーダー
	10月15日	18	高輪CCクラブ
	1月17日	35	港区障害者福祉課
	3月10日	中止(◎)	チャレンジコミュニティ・クラブ
	3月18日	中止(◎)	新橋はつらつ太陽家族会
	3月24日	中止(◎)	ぱあとなあ東京区部南ブロック定例会
2	7月2日	11	港区内高齢者相談センター社会福祉士情報交換会 (専門職派遣)
	7月28日	30	チャレンジコミュニティ・クラブ
	9月30日	35	ぱあとなあ東京区部南ブロック定例会
	10月22日	9	事業団サポートの会(専門職派遣)
	11月12日	10	赤坂地区高齢者相談センター 区民講座
	11月27日	17	東京都済生会中央病院
	12月9日	7	赤坂地区高齢者相談センター 出張区民講座
3	6月10日	15	チャレンジコミュニティ・クラブ3期会
	7月2日	13	東京都済生会中央病院
	7月13日	19	JCHO 東京高輪病院
	8月20日	28	東京慈恵会医科大学付属病院
	9月29日	15	赤坂地区高齢者相談センター 区民講座
	10月28日	11	チャレンジコミュニティ・クラブ3期会
	11月5日	22	東京都済生会中央病院
	12月14日	45	東京慈恵会医科大学付属病院
	12月22日	24	JCHO東京高輪病院
	2月10日	24	リーガルサポート東京支部・港地区
	3月22日	8	東京税理士会芝支部
4	8月23日	22	リーガルサポート東京支部・港地区
	9月13日	23	芝浦港南地区高齢者相談センター 権利擁護講座
	10月18日	7	みなと障がい者福祉事業団
	10月27日	12	CC3期会
	11月9日	48	東京都済生会中央病院
	12月7日	13	東京税理士会芝支部
	12月8日	22	みなと障がい者福祉事業団
	12月12日	4	港区立がん在宅緩和ケア支援センター
	1月19日	14	麻布地区高齢者相談センター 区民講座
	1月24日	12	港区立精神障害者支援センター

4	2月16日	5	港区立精神障害者支援センター
	2月16日	20	赤坂地区高齢者相談センター 区民講座
	2月27日	6	特別養護老人ホーム洛和ヴィラ南麻布
	3月20日	6	特別養護老人ホーム洛和ヴィラ南麻布
	3月1日	19	港区シルバー人材センター カフェ講座
	3月13日	5	港区立台場高齢者在宅サービスセンター
	3月14日	16	障害者支援ホーム南麻布家族会
	3月22日	16	神明いきいきプラザ 区民向け講座
	3月23日	9	新橋はつらつ太陽入所者家族会
5	7月25日	28	高輪地区高齢者相談センター 区民講座
	8月1日	30	麻布地区高齢者相談センター 区民講座
	9月25日	20	芝浦港南地区高齢者相談センター 権利擁護講座
	11月1日	15	港区シルバー人材センター カフェ講座
	12月1日	25	港区シルバー人材センター 六本木地域班
	2月2日	22	港区シルバー人材センター 麻布中央地域班
	2月14日	7	やまびこの会
	3月18日	24	高輪地区高齢者相談センター 区民講座
	3月23日	25	港区立三田いきいきプラザ 区民講座

その他の成年後見制度研修会

区分 年度	実施日	参加者数(人)	対象
元	1月27日	16	医療関係者
	2月26日	中止(◎)	ケアマネジャー・ヘルパー
2	—	—	—
3	7月8日	46	ケアマネジャー・ヘルパー
	2月24日	22	ケアマネジャー・ヘルパー
4	10月26日	25	ケアマネジャー・訪問看護
	1月18日	22	ケアマネジャー・訪問看護・ヘルパー
5	10月26日	11	ケアマネジャー・訪問看護
	1月29日	26	ケアマネジャー・訪問看護

民生委員・児童委員向け成年後見制度研修会(元年度～5年度)

区分 年度	実施日	参加者数(人)	対象
元	6月25日	14	芝浦港南地区
	7月25日	22	麻布地区
	7月30日	24	芝地区
	2月28日	25	赤坂青山地区
2	9月25日	20	芝浦港南地区
	10月29日	29	麻布地区
	11月27日	26	赤坂青山地区
	3月25日	23	高輪地区
	3月26日	28	芝地区
3	6月22日	22	芝浦港南地区
	11月24日	23	麻布地区
	11月26日	27	赤坂青山地区
4	6月23日	23	赤坂青山地区
	6月28日	15	麻布地区
	7月25日	18	芝浦港南地区
	7月28日	28	芝地区
	9月29日	23	高輪地区
5	6月27日	24	芝地区
	6月29日	24	高輪地区
	7月25日	15	麻布地区
	7月25日	16	芝浦港南地区
	7月27日	24	赤坂青山地区

社協独自

区補助

区受託

○

東社協受託

その他

⑫ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見人等への支援-1)		担当係	成年後見推進係			
目 的		地域連携ネットワークの関係団体等において制度の理解を促進し、各団体の専門性を活かした成年後見人等への支援を行うことにより、制度の適正な運用に取り組みます。				
事業内容		成年後見人等へのケース支援のほか、専門家後見人を対象とした後見人等の連絡会(座談会)の開催、また、関係団体との連携による講演会等を実施します。				
根拠規定等		港区成年後見制度利用促進事業実施要綱(区)				
開始時期 (経過)		平成19年度 平成31年4月1日 区受託事業として実施				
実績表(元年度～5年度)						
実務支援件数						
区 分 \ 年 度		元	2	3	4	5
新規実務支援者数		53	—	—	—	—
実務支援終了者数		42	—	—	—	—
年度末現在支援者数		43	—	—	—	—
実務支援ケース		—	397	814	1,100	1,176
※令和2年度から人数ではなく延べ相談件数で集計						
後見人等の連絡会(座談会)						
年度 \ 区分	実施日	参加者 (人)	テーマ			
元	6月18日	25	精神障害者の後見人等として ～その関わり方について～			
	10月31日	20	弁護士からみる意思決定支援とは ～被後見人等との信頼関係をどう築いていくか～			
	2月18日	23	公証人からみた任意後見制度の実態			
2	8月5日	13	後見等開始前の財産保全処分について			
	11月6日	23	コロナ禍における後見活動～施設や関係機関との関係づくりのポイント～			
	2月25日	23	医療現場における後見人等の役割～医療職との連携のポイント～			
3	6月15日	25	高齢者相談センターの役割と成年後見制度～高齢者相談センターとの連携のポイント～			
	9月11日	22	被後見人等の親族との関わり方について			
	2月15日	13	成年後見活動における多職種との連携について～専門職が精神疾患・知的障害者をどう担当してゆくのか～			
4	5月26日	20	後見活動における意思決定支援			
	9月29日	22	障害特性に応じた相談援助技術について			
	1月31日	23	後見人活動についての事例検討			
5	5月25日	26	精神障害者に対する基本的知識とその対応等について			
	9月28日	19	後見活動における高齢者相談センターとの連携について			
	2月20日	17	虐待ケースにおける後見活動について			

⑫ 成年後見制度利用促進事業 (成年後見人等への支援-2)					担当係	成年後見推進係			
チーム会議の開催(2年度～5年度)					(単位:回)				
年 度		2	3	4	5				
区 分									
開催数		29	81	92	84				
内 訳	区長申立てケース	12	39	53	45				
	本人申立てケース	8	23	27	23				
	親族申立てケース	9	18	12	16				
	その他	—	1	—	—				

⑬ 法人後見監督の受任				担当係	成年後見推進係																																	
目 的 区民後見人等候補者が後見人等として選任された場合に、港社協が法人後見監督を受任し、後見人等が円滑に後見業務に従事することができるよう支援することを目的とします。 事業内容 区民後見人等候補者を後見人等候補者として申立てを行う場合に、港社協が法人後見監督として受任する旨を明確にします。また、選任後、後見人等が適正に後見事務を行うことができるよう必要な支援を行います。 根拠規定等 成年後見制度における区民後見人等監督業務実施要綱 開始時期 平成24年度 (経過) 令和3年4月1日 社協独自事業として実施 実績表(元年度～5年度) 法人後見監督受任件数 (単位:件) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>新規受任件数</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>受任終了数</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>年度末現在受任件数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>総受任件数(累計)</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>17</td> </tr> </table>									区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	新規受任件数	2	1	3	3	2	受任終了数	2	0	1	2	2	年度末現在受任件数	3	4	6	7	7	総受任件数(累計)	8	9	12	15	17
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																																	
新規受任件数	2	1	3	3	2																																	
受任終了数	2	0	1	2	2																																	
年度末現在受任件数	3	4	6	7	7																																	
総受任件数(累計)	8	9	12	15	17																																	

⑭ 法人後見事業				担当係	成年後見推進係																																																																															
目 的 認知症高齢者の増加など、成年後見制度の利用が必要な人の増加が見込まれる中、親族後見人や専門職後見人とともに重層的に成年後見等を必要とする人をカバーし、セーフティネットとしての役割を担うことを目的とします。 事業内容 福祉サービス利用援助事業利用者で判断能力が衰えてきた人、親なき後の支援が長期にわたる人、港社協のこれまでの権利擁護支援のノウハウが活用できる人等、法人による受任が必要なケースを受任し、成年後見制度におけるセーフティネットとしての役割を担います。また、港社協がこれまで地域福祉の推進で培ってきた、多様な関係機関等との連携により、安定的かつ利用者本位の支援を行います。 根拠規定等 法人後見事業実施要綱 開始時期 平成31年4月1日 区補助事業として実施 (経過) 令和3年4月1日 社協独自事業として実施 令和3年12月 法人後見支援員の導入 実績表(元年度～5年度) 法人後見受任状況 (単位:件) <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>新規受任件数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>内訳)後見</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>保佐</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>終了件数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>年度末現在受任件数</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>総受任件数(累計)</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </table> 法人後見相談対応件数 (単位:件) <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>相談対応件数</td> <td>—</td> <td>556</td> <td>385</td> <td>335</td> <td>394</td> </tr> </table> 法人後見支援員活動者数 (単位:人) <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>新規活動者数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>活動終了者数</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>年度末現在活動者数</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>									区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	新規受任件数	2	3	0	1	1	内訳)後見	1	2	0	0	1	保佐	1	0	0	1	0	補助	0	1	0	0	0	終了件数	0	1	1	1	0	年度末現在受任件数	2	4	3	3	4	総受任件数(累計)	2	5	5	6	7	区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	相談対応件数	—	556	385	335	394	区 分 \ 年 度	3	4	5	新規活動者数	1	0	0	活動終了者数	0	1	0	年度末現在活動者数	1	0	0
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																																																																															
新規受任件数	2	3	0	1	1																																																																															
内訳)後見	1	2	0	0	1																																																																															
保佐	1	0	0	1	0																																																																															
補助	0	1	0	0	0																																																																															
終了件数	0	1	1	1	0																																																																															
年度末現在受任件数	2	4	3	3	4																																																																															
総受任件数(累計)	2	5	5	6	7																																																																															
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																																																																															
相談対応件数	—	556	385	335	394																																																																															
区 分 \ 年 度	3	4	5																																																																																	
新規活動者数	1	0	0																																																																																	
活動終了者数	0	1	0																																																																																	
年度末現在活動者数	1	0	0																																																																																	
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																																																																												

⑮ 港区バリアフリーマップ充実支援業務		担当係	ボランティア・地域活動支援係							
目 的		障害者や高齢者等が快適に社会生活を営むことができる暮らしやすいまちになるよう、福祉のまちづくりの普及啓発を促進します。								
事業内容		障害者や高齢者等の日常生活に役立つよう、港区バリアフリーマップの内容充実に向けて区内のバリアフリー状況を地域のボランティア、障害者等とともに調査し、バリアフリーの普及啓発活動を行います。								
開始時期 (経過)		平成12年7月 港区バリアフリータウンマップ作成委員会設置 (緊急地域雇用特別交付金対象事業2か年継続事業) (東京都福祉改革推進事業補助事業) 平成14年3月 港区バリアフリータウンマップホームページ完成 港区バリアフリータウンマップ(冊子)完成 2,000部 平成14年4月 港区バリアフリータウンマップ運営委員会へ名称変更 平成21年3月 港区バリアフリータウンマップ (冊子改訂版)完成2,000部 平成22年 ニーズ把握のためのアンケート調査を実施 平成25年3月 印刷用のホームページの作成 平成27年4月 港区バリアフリータウンマップ運営会議へ名称変更 平成29年4月 港区バリアフリーマップに名称変更 港区バリアフリーマップ充実検討会へ名称変更 ホームページを港区が管理								
実績表(元年度～5年度)										
年度 区分		元	2	3	4	5				
充実検討会 (回)		5	4	5	5	5				
現地調査 (か所)		10	10	10	10	8				
おすすめコース (コース)		2	2	2	1	-				
アクセスルート		-	-	-	1	5				
※ 港区との契約に基づき調査した箇所数										
社協独自		区補助	区受託	○	東社協受託	その他				

(4) 子ども・子育て家庭福祉事業

① 要支援世帯入学・卒業祝品贈呈事業				担当係	経営管理係																								
目 的 支援が必要な世帯の小学校入学者、小学校卒業者及び中学校卒業者に 対して、区内共通商品券を贈呈し、お祝いすることを目的とします。 事業内容 1 対 象 支援が必要な世帯の小学校入学者 支援が必要な世帯の小学校卒業者 支援が必要な世帯の中学校卒業者 2 祝 品 小学校入学者 区内共通商品券(30,000円分) 小学校卒業者 区内共通商品券(10,000円分) 中学校卒業者 区内共通商品券(5,000円分) 開始時期 昭和38年度 事業開始 (経過) 平成29年度 対象者を拡大(小学校卒業者) 令和3年度 対象者を組み替え(贈呈要件の統一) 実績表(元年度～5年度) (単位:人) <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>小学校入学者</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小学校卒業者</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>中学校卒業者</td> <td>171</td> <td>143</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table> ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。						区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	小学校入学者	3	1	6	8	2	小学校卒業者	10	6	15	9	10	中学校卒業者	171	143	8	10	10
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																								
小学校入学者	3	1	6	8	2																								
小学校卒業者	10	6	15	9	10																								
中学校卒業者	171	143	8	10	10																								
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																					

② 育児サポート事業(育児サポート子むすび)-1		担当係	ボランティア・地域活動支援係										
目 的 住民相互の助け合いを推進する会員制の事業で、子育ての手助けが必要な人(利用会員)と手助けができる人(協力会員)をむすび、住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支えていくことを目的とします。 													
事業内容 1 会員区分 (1) 利用会員 港区在住または在勤で育児サポートを必要とする人 (2) 協力会員 18歳以上(高校生不可)で、港区内で育児支援活動のできる人(平成28年度以降の新規登録会員は、「港区子育て支援員研修」または「育児サポート子むすび協力会員養成講座」を受講した人) (3) 両方会員 利用し、協力もできる人 ※ 事前に会員登録が必要です(無料) 2 活動内容 保育施設等への送迎や時間外の保育、保護者の通院等外出時の保育など ※ 依頼内容等により、対応が難しい場合や応じられる協力会員が見つからない場合があります 3 保育場所 利用会員または協力会員の自宅 等 4 対象となる子ども 0歳から小学校6年生 5 活動時間 月～日曜日(祝日、年末年始含む)午前7時～午後8時 ※ 1回の活動は原則2時間以内、短時間のサポート 6 サポート料 1時間800円(1時間を超えた場合は、30分毎に400円加算) ※ きょうだいの場合は2人目から400円加算 ※ 活動にかかる交通費等は利用会員の負担 7 そ の 他 会員研修会・交流会の実施、会報紙「子むすびめ～」発行													
根拠規定等 港区育児サポート事業実施要綱(区)、育児サポート事業運営要綱 開始時期 平成12年度 (経過) <table><tr><td>平成13年4月</td><td>サブ・リーダー配置</td></tr><tr><td>平成27年4月</td><td>社会福祉法改正により第2種社会福祉事業となる。</td></tr><tr><td>平成28年4月</td><td>協力会員の新規登録は、港区が実施する「港区子育て支援員研修」地域保育コースの受講が必須となる。</td></tr><tr><td>平成30年4月</td><td>「育児サポート子むすび協力会員養成講座」を開始。これにより、協力会員の新規登録には、「港区子育て支援員研修」または、「育児サポート子むすび協力会員養成講座」の受講が必須となる。</td></tr><tr><td>令和2年4月</td><td>「育児サポート子むすび協力会員育成講座」と「港区子育て支援員研修」が統合された。</td></tr></table>				平成13年4月	サブ・リーダー配置	平成27年4月	社会福祉法改正により第2種社会福祉事業となる。	平成28年4月	協力会員の新規登録は、港区が実施する「港区子育て支援員研修」地域保育コースの受講が必須となる。	平成30年4月	「育児サポート子むすび協力会員養成講座」を開始。これにより、協力会員の新規登録には、「港区子育て支援員研修」または、「育児サポート子むすび協力会員養成講座」の受講が必須となる。	令和2年4月	「育児サポート子むすび協力会員育成講座」と「港区子育て支援員研修」が統合された。
平成13年4月	サブ・リーダー配置												
平成27年4月	社会福祉法改正により第2種社会福祉事業となる。												
平成28年4月	協力会員の新規登録は、港区が実施する「港区子育て支援員研修」地域保育コースの受講が必須となる。												
平成30年4月	「育児サポート子むすび協力会員養成講座」を開始。これにより、協力会員の新規登録には、「港区子育て支援員研修」または、「育児サポート子むすび協力会員養成講座」の受講が必須となる。												
令和2年4月	「育児サポート子むすび協力会員育成講座」と「港区子育て支援員研修」が統合された。												

② 育児サポート事業(育児サポート子むすび)-2			担当係	ボランティア・地域活動支援係					
実績表(元年度～5年度)									
会員登録者数			(単位:人)						
年 度 区 分	元	2	3	4	5				
利用会員	1,378	801	1,039	746	902				
協力会員	130	129	139	122	128				
両方会員	12	8	8	8	8				
合 計	1,520	938	1,186	876	1,038				
活動内容とその割合			(単位:件(%))						
年 度 区 分	元	2	3	4	5				
保育所・幼稚園の登園前の預かり	9(0.17)	4(0.13)	0(0.00)	2(0.07)	5(0.21)				
保育所・幼稚園の送り	838(15.54)	464(15.34)	396(11.29)	355(12.37)	252(10.82)				
保育所・幼稚園の迎え	961(17.82)	460(15.2)	323(9.2)	339(11.81)	461(19.79)				
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	69(1.28)	97(3.21)	128(3.65)	156(5.44)	154(6.61)				
保育所・幼稚園の登園前の預かり及び送り	98(1.82)	77(2.55)	38(1.08)	2(0.07)	1(0.04)				
保育所・幼稚園の迎え及び帰宅後の預かり	233(4.32)	287(9.49)	417(11.88)	295(10.28)	236(10.13)				
学童の放課後の預かり	108(2.00)	4(0.13)	22(0.63)	8(0.28)	0(0.00)				
放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かり	48(0.89)	0(0.00)	0(0.00)	14(0.49)	19(0.82)				
放課後児童クラブ帰宅後の預かり	150(2.78)	13(0.43)	0(0.00)	0(0.00)	2(0.09)				
子どもの習い事等の場合の援助	1,777(32.95)	926(30.6)	1,500(42.75)	961(33.48)	668(28.68)				
保育所・学校等休み時の援助	26(0.48)	11(0.36)	68(1.94)	45(1.57)	1(0.04)				
保育所等施設入所前の援助	1(0.01)	2(0.07)	0(0.00)	0(0.00)	36(1.55)				
保護者等の短時間・臨時就労時の場合の援助	83(1.54)	40(1.32)	19(0.54)	0(0.00)	2(0.09)				
保護者等の求職活動中の援助	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)				
保護者等の冠婚葬祭による外出の場合の援助	1(0.01)	3(0.1)	0(0.00)	1(0.03)	0(0.00)				
他の子どもの学校行事の場合の援助	0(0.00)	0(0.00)	0(0.00)	3(0.1)	7(0.3)				
保護者等の外出の援助	78(1.45)	87(2.86)	73(2.08)	78(2.72)	99(4.25)				
保護者等の病気、その他急用時の場合の援助	190(3.52)	22(0.73)	0(0.00)	2(0.07)	50(2.15)				
事前打ち合わせ	162(3.00)	104(3.44)	97(2.76)	101(3.52)	79(3.39)				
産前・産後の支援	419(7.77)	188(6.21)	86(2.45)	243(8.47)	114(4.9)				
支援学校等の送迎	82(1.52)	75(2.48)	159(4.53)	57(1.99)	6(0.26)				
その他	61(1.13)	162(5.35)	183(5.22)	208(7.25)	137(5.88)				
合 計	5,394(100.00)	3,026(100.00)	3,509(100.00)	2,870(100.00)	2,329(100.00)				
※端数調整をしています。									
※令和2年度の「その他」には、新型コロナウイルス感染症による休校中の保育を含んでいます。									
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他	

③ 子ども食堂ネットワーク運搬支援				担当係		ボランティア・地域活動支援係							
目 的 子ども食堂ネットワーク加盟団体への食材等の運搬を支援することで、団体の活動の継続を図ること目的とします。 事業内容 企業・団体等から食材や食品等の寄付があった際、車両による運搬が困難な子ども食堂ネットワーク加盟団体に対して、運搬業務を調整・実施することで活動の負担を一部軽減する取組を行います。 開始時期 令和5年4月 実績表(5年度) (単位:回) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年 度</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>運搬回数</td> <td>7</td> </tr> </table>										年 度	5	運搬回数	7
年 度	5												
運搬回数	7												
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他					

(5) 地域福祉活動推進事業

① 小地域福祉活動推進事業-1 (みんなと地域の福祉活動)	担当係	地域福祉係
目 的 小地域福祉活動とは、社会的孤立等の地域の身近な課題に対し、地域住民の参加と関係機関等との連携により解決しようとする具体的取り組みや、それに向けた過程をいうものです。 小地域福祉活動推進事業は、その小地域福祉活動を実施、または実施しようとする港区内の地域組織等や地域グループに対して、活動を支援するために情報提供・相談支援・活動費助成等を行い、地域福祉を推進することを目的とします。 事業内容 「身近な地域で、身近な気になることを、身近なみんなと、身近な活動でつないでいく」ことを基本として、地域におけるサロン活動・声かけ見まもり活動・みんなの会議(小地域福祉活動協議会)の推進を図るため、地域に出向いて活動の支援を行います。 1 サロン活動 身近な地域で閉じこもりがちな人を対象に、サロン活動を通じてつながりづくりを進め、社会的孤立を防止する活動です。 特定の趣味活動やサークル活動ではなく、誰もが気軽に定期的に集まれる場を作り、気にかけてあえる関係づくりを進めます。 2 声かけ見まもり活動 地域組織等やサロン活動を実施する地域のグループの人たちで、地域や活動にあった方法を工夫して、「日常的にさりげなく」声をかけ、ゆるやかに見まもる活動です。 3 みんなの会議(小地域福祉活動協議会) 地域組織等に福祉部や福祉委員会などの組織を位置づけて、地域のことを話し合い、ちょっと気になる福祉課題に対して、学習会や交流イベントなどを通じて地域の福祉力向上を目指す活動です。 ※地域組織等:町会・自治会、集合住宅管理組合等		

① 小地域福祉活動推進事業-2 (みんなと地域の福祉活動)	担当係	地域福祉係
支援内容 サロン活動・声かけ見まもり活動・みんなの会議(小地域福祉活動協議会)を進めるにあたり、次の支援を行います。 ① 必要な情報の提供や立ち上げ支援 ② 入門講座を開催 ③ 活動に関する相談支援 ④ 行政や専門機関との連携調整支援 ⑤ 活動費用の助成(要登録) ⑥ 活動に関する傷害保険の加入(要登録) ⑦ 活動者への研修会等を開催 等 <登録・助成要件概要> 1 サロン活動 対象:地域組織等・地域グループ 年12回以上実施 サロン活動立上げ支援助成 登録初年度のみ 限度額 10,000 円 助成金 年間助成限度額 35,000 円 2 声かけ見まもり活動 対象:地域組織等・サロン実施地域グループ 年32回以上実施 助成金 地域組織等年間助成限度額 20,000～65,000 円 (人数区分に応じ) サロン実施地域グループ年間助成限度額 20,000 円 3 みんなの会議(小地域福祉活動協議会) 対象:地域組織等 定期的な会合と活動実施 助成金 年間助成限度額 30,000 円		

① 小地域福祉活動推進事業-3 (みんなと地域の福祉活動)	担当係	地域福祉係			
根拠規定等					
小地域福祉活動推進事業要綱					
小地域福祉活動積立金設置規程					
開始時期					
平成25年4月 小地域福祉活動推進事業「みんなと地域の福祉活動」 ※いきいきサロン事業、子育てサロン事業、ひとり暮らし高齢者等見守り事業と別々に行っていた事業に、新たな活動(みんなの会議)を加え、平成25年4月に統合し事業実施					
実績表(元年度～5年度)					
小地域福祉活動 登録数 (単位:か所)					
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5
サロン活動	46	43	41	40	40
内訳) 高齢・障害系サロン	29	28	26	19	17
子育て系サロン	4	2	2	3	5
どなたでも系サロン	13	13	13	18	18
声かけ見まもり活動	7	7	8	7	7
みんなの会議 (小地域福祉活動協議会)	2	2	1	1	1
小地域福祉活動 スキルアップ研修					
区分 \ 年度	元	2	3	4	5
開催数(回)	1 (一部(◎))	2	2	2	2
延べ参加者数(人)	16	22	16	26	29
関係発行物					
・「サロンのはじめ方ガイド」発行(令和4年11月)6,500 部					
・「サロン一覧(冊子)」発行(令和5年11月) 3,500 部					
・「みんなと地域の福祉活動パンフレット(改訂版)」発行(令和6年3月) 2,000 部					

① 小地域福祉活動推進事業-4 (みんなと地域の福祉活動)				担当係	地域福祉係			
講演会・講座等								
区分 年度		参加者数(人)	テーマ・タイトル					
元		9	小地域福祉活動入門講座(全 5 回)					
		中止(◎)	地域の福祉を考えようミニフォーラム					
2		中止(◎)	小地域福祉活動入門講座 『みんなと地域の福祉活動 地域つながりづくり講座』					
		中止(◎)	地域の福祉を考えようミニフォーラム					
3		25	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝える 10 のコト』(前期)					
		16	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝える 10 のコト』(後期)					
		中止(◎)	地域の福祉を考えようミニフォーラム					
4		14	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝えたいコト』					
		15	小地域福祉活動入門講座 『はじめたいあなたに伝えたいコト』(活動立ち上げ編)					
5		21	小地域福祉活動入門講座 『居場所をつくる！サロンはじめ方講座』(全 3 回)					
※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。								

② 地域福祉活動参加促進講座		担当係	ボランティア・地域活動支援係																							
目 的 地域福祉活動やボランティア活動に関する講座を、必須または選択プログラム、交流会と体系的に学べるようにすることで、興味・関心のある地域福祉活動・ボランティア活動に参加しやすくし、活動を継続または活性化すること目的とします。 事業内容 1 必須プログラム パワーアップ塾の構成・各プログラムの説明・これまでの受講者の活動や体験事例を聞くオリエンテーションから始まり、地域福祉活動の基礎講座や自分自身の興味・関心の振り返り、受講者同士または講師・職員との情報交換・意見交換を行います。 2 選択プログラム 幅広い世代が興味・関心を持てる講座を設け、自身が関心のある講座を選択して参加してもらいます。 3 交流会 各講座等を終了後、これまでの参加者が交流し仲間と共に継続して活動に参加できる機会を作ります。 開始時期 平成 28 年度 地域福祉活動・ボランティア活動「パワーアップ塾」として開始 実績表(元年度～5年度) 地域福祉活動・ボランティア活動「パワーアップ塾」 (単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講者</td> <td>26</td> <td>中止(◎)</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>選択プログラム含む延べ参加者</td> <td>101</td> <td>—</td> <td>137</td> <td>86</td> <td>124</td> </tr> </tbody> </table>									年 度	元	2	3	4	5	受講者	26	中止(◎)	28	20	25	選択プログラム含む延べ参加者	101	—	137	86	124
年 度	元	2	3	4	5																					
受講者	26	中止(◎)	28	20	25																					
選択プログラム含む延べ参加者	101	—	137	86	124																					
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																		

③ 港区生活支援体制整備事業-1		担当係	地域福祉係			
目 的 高齢者の生活支援及び介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進します。						
事業内容						
1 港区生活支援体制推進会議 多様な関係主体間(社会福祉法人や民間企業など)の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを区が主体的に推進するために、区単位(推進会議)と地区ごと(地区会議)で行う港区生活支援体制推進会議の運営等の支援をします。						
2 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員) 地域の支え合い活動を広める推進役です。地域の皆さんや関係機関と一緒に、高齢者の支え合いを広げることや、サービスの開発に向けて検討し、取り組んでいきます。 ・高齢者のニーズや地域資源の状況把握 ・不足するサービス・支援の創出 ・担い手の発掘・養成 ・地域住民に対する活動の普及啓発 ・関係機関とのネットワークづくり ・港区生活支援体制推進会議の運営協力 ・港区高齢者地域活動情報サイト「スタみな！」情報更新、運営支援						
根拠規定等 港区生活支援体制整備事業実施要綱(区)						
開始時期 平成29年4月						
実績表(元年度～5年度)						
会議等 (単位:回)						
年 度		元	2	3	4	5
区 分						
生活支援コーディネーター会議		12	10	12	12	12
港区生活支援体制推進会議		2	1 一部(◎)	2	2	2
港区生活支援体制推進会議(地区会議)		10	1	5	5	5

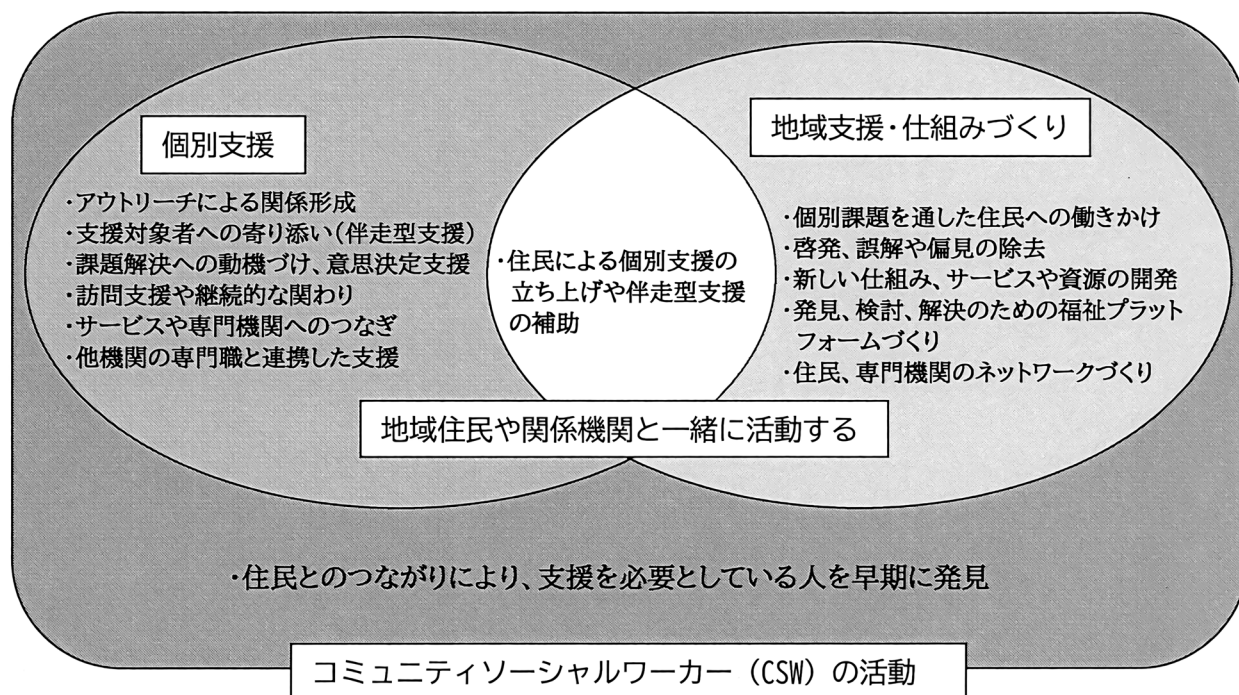
③ 港区生活支援体制整備事業-2		担当係	地域福祉係			
活動実績		(単位:件)				
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	
事業紹介・説明等普及啓発	74	22	74	87	46	
地域情報の収集・調査に関すること	216	123	86	132	108	
活動立ち上げに向けた相談・支援	208	130	91	178	145	
地域活動団体等との情報交換・運営支援等	95	171	242	182	178	
個別支援のための訪問・調整等	61	91	175	209	164	
研修等への参加	16	27	28	27	26	
他の団体や関係機関等との相談・打ち合わせ	77	85	138	96	160	
他の団体や関係機関等につないだり、連携したりして行った支援	13	11	25	48	57	
会議・打ち合わせ等	118	76	99	125	158	
その他	25	21	10	5	5	
合計	903	757	968	1,089	1,047	

③ 港区生活支援体制整備事業-3				担当係	地域福祉係				
講演会・講座等									
区 分 年 度		参加者数 (人)	テーマ・タイトル						
元		119	講演会 「2時間で、MINATOの未来を変えていく。 コミュニティデザインの極意、教えます。」						
2		16	オンラインワークショップ 「新しい地域活動への挑戦」						
		31	オンライン準備(使い方)講座(2回) オンラインステップアップ(教え方)講座(2回)						
3		34	東京ホームタウンプロジェクト2020年度プロボノ プロジェクト報告会 「集合住宅におけるコミュニティづくりの新提案」						
		24	オンラインツール使い方講座(2回)						
		43	オンラインツール教え方講座(3回)						
		22	オンラインツール講座フォローアップ編(1回)						
		162	プロに学ぶ！オンラインツール講座(4回)						
4		25	講演会 「マンションでのコミュニティづくりを考える」						
		17	スマホ・タブレットマイスター養成講座(2回)						
		20	オンラインツール使い方講座(2回)						
		232	プロに学ぶ！オンラインツール講座(6回)						
		106	スマホ・タブレットマイスター派遣(9回)						
5		57	講演会 「地域の見守りと支援のヒント～今すぐ始めるココロとモノの整理術～」						
		12	スマホ・タブレットマイスター養成講座(1回)						
		13	オンラインツール使い方講座(1回)						
		61	プロに学ぶ！オンラインツール講座(2回)						
		191	スマホ・タブレットマイスター派遣(27回)						
港区高齢者地域活動情報サイト「スタみな！」掲載件数(3年度～5年度)									
年 度 区 分		3	4	5					
掲載情報件数(件)		640	661	680					
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他	

目 的 生活上の悩みや困りごとを抱える人や制度の狭間で苦しんでいる人などに対し、関係機関や団体、地域住民と連携しながら、課題の解決を目指すために、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置し、総合相談業務の充実を図ります。

事業内容 介護、育児、障害、ひきこもりなど、複数の課題を抱えてどこに相談したらいいかわからずに困っている場合や、地域に心配な人がいる場合などに、港社協職員がコミュニティソーシャルワーカー(CSW)として、一緒に解決方法を考えます。

また、個別の相談に対応することで、地域で共通する生活課題を見つけ、地域住民や関係機関と連携しながら、解決に向けた支援や新しい仕組みづくり、地域でのネットワーク構築に向けた取り組みを進めます。



開始時期 令和2年4月

実績表

相談支援対応数(2年度～5年度) (単位:件)

年度	2	3	4	5
区分				
新規	86	161	116	148
継続(延べ)	231	726	519	441
終了	57	94	75	12

④ コミュニティソーシャルワーク推進事業-2		担当係	地域福祉係						
講演会・講座等(3年度～5年度)									
年 度	区 分	参加者数 (人)	テーマ・タイトル						
3		54	ひきこもり講演会「ひきこもりを知る」						
		9	ひきこもり学習会「ひきこもりって何だろう」						
4		56	ひきこもり講演会 「ひきこもりに向き合うためのヒント」						
		74	ひきこもり学習会(4回)						
		59	講演会「受援力のススメ」						
5		52	ひきこもり学習会(4回)						
		26	講演会「受援力のススメ」						
		8	「コミュニティカフェ葵鳥」の港区開催						
関係発行物 ・「令和3・4年度コミュニティソーシャルワーカー(CSW)活動報告書」発行(令和6年1月) 700部 ※ 令和4～5年度は、歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。									
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	

⑤ 障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業		担当係	経営企画担当																																																								
目 的 障害者スポーツを通してその振興に寄与し、障害者への理解を促進するとともに、地域福祉活動の推進を図ります。 事業内容 障害者がスポーツをする際に支援する人材の育成 障害者スポーツ等の体験 障害者スポーツを通じた区民等の交流 等 ※MINATO シティハーフマラソンにおけるチャリティ募金等を活用し、実施します。 開始時期 令和2年4月 根拠規定等 障害者スポーツの振興と地域福祉活動を推進する積立金設置規程 実績表(2年度～5年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>実施日</th> <th>延べ 参加者数(人)</th> <th>テーマ・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">2</td> <td>2月20日・27日</td> <td>17</td> <td>チャレンジパラスポーツ(全2回)</td> </tr> <tr> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>MINATOパラスポーツメイト養成講座</td> </tr> <tr> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>パラスポーツ体験</td> </tr> <tr> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>ボッチャ交流大会</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>1月29日(第1回) ※第2～4回は中止(◎)</td> <td>22</td> <td>パラスポーツメイト養成講座(全4回)</td> </tr> <tr> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>パラスポーツ体験</td> </tr> <tr> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>ボッチャ交流大会</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4</td> <td>8月27日 9月3・17日 10月1日</td> <td>78</td> <td>パラスポーツメイト養成講座(全4回)</td> </tr> <tr> <td>10月8日・9日</td> <td>—</td> <td>パラスポーツ体験</td> </tr> <tr> <td>11月26日</td> <td>82</td> <td>ボッチャ交流大会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">5</td> <td>8月26日 9月9・16・23日</td> <td>20</td> <td>パラスポーツメイト養成講座(全4回)</td> </tr> <tr> <td>10月7日・8日 11月25日</td> <td>—</td> <td>パラスポーツ体験</td> </tr> <tr> <td>2月17日</td> <td>99</td> <td>ボッチャ交流大会</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※パラスポーツ体験は、「みなと区民まつり」等で実施しました。					区分 年度	実施日	延べ 参加者数(人)	テーマ・内容	2	2月20日・27日	17	チャレンジパラスポーツ(全2回)	中止(◎)	—	MINATOパラスポーツメイト養成講座	中止(◎)	—	パラスポーツ体験	中止(◎)	—	ボッチャ交流大会	3	1月29日(第1回) ※第2～4回は中止(◎)	22	パラスポーツメイト養成講座(全4回)	中止(◎)	—	パラスポーツ体験	中止(◎)	—	ボッチャ交流大会	4	8月27日 9月3・17日 10月1日	78	パラスポーツメイト養成講座(全4回)	10月8日・9日	—	パラスポーツ体験	11月26日	82	ボッチャ交流大会					5	8月26日 9月9・16・23日	20	パラスポーツメイト養成講座(全4回)	10月7日・8日 11月25日	—	パラスポーツ体験	2月17日	99	ボッチャ交流大会				
区分 年度	実施日	延べ 参加者数(人)	テーマ・内容																																																								
2	2月20日・27日	17	チャレンジパラスポーツ(全2回)																																																								
	中止(◎)	—	MINATOパラスポーツメイト養成講座																																																								
	中止(◎)	—	パラスポーツ体験																																																								
	中止(◎)	—	ボッチャ交流大会																																																								
3	1月29日(第1回) ※第2～4回は中止(◎)	22	パラスポーツメイト養成講座(全4回)																																																								
	中止(◎)	—	パラスポーツ体験																																																								
	中止(◎)	—	ボッチャ交流大会																																																								
4	8月27日 9月3・17日 10月1日	78	パラスポーツメイト養成講座(全4回)																																																								
	10月8日・9日	—	パラスポーツ体験																																																								
	11月26日	82	ボッチャ交流大会																																																								
5	8月26日 9月9・16・23日	20	パラスポーツメイト養成講座(全4回)																																																								
	10月7日・8日 11月25日	—	パラスポーツ体験																																																								
	2月17日	99	ボッチャ交流大会																																																								
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																																																			

⑥ 港区重層的支援体制整備事業実施準備支援業務				担当係		地域福祉係					
目 的 社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業を令和7年度から区で事業開始するにあたり、実施準備を支援することにより、円滑な事業開始に資することを目的とします。 事業内容 地域での生活において課題を抱える区民が適切な支援を受けられるよう、相談、社会参加、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「港区重層的支援体制整備事業」の令和7年度の本格実施に向けて、検討・試行を行う業務の一部を受託実施します。 1 参加支援事業【社会福祉法 106 条の 4 第 2 項第 2 号】 既存の参加支援に向けた支援では対応できない本人の個別のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。 2 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号】 複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、同行訪問や家庭訪問等により本人との信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行います。 3 多機関協働事業(支援プランの作成を含む)【社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 及び第 6 号】 複雑化・複合化した事例に対応する関係機関の抱える課題の把握や、役割分担、支援の方向性の整理等の事例全体の調整機能の役割を果たし、主に支援者を支援する役割を担います。港区重層的支援会議の運営、支援プランの作成及びモニタリング、再プランの策定などを行います。 根拠規定等 港区重層的支援体制整備事業試行実施要綱(区) 開始時期 令和6年4月											
社協独自		区補助		区受託		○		東社協受託		その他	

⑦ 港区ひきこもり支援専用相談窓口				担当係		地域福祉係			
目 的 社会福祉法及び生活困窮者自立支援法に規定するひきこもりの状態にある本人及びその家族を対象にした相談支援及び自立支援に資することを目的とします。 事業内容 区内在住のひきこもり状態にある本人、家族の相談に応じ、相談内容に応じて、各専門窓口と連携しながら支援を行います。 1 ひきこもり支援相談窓口の設置 (1)窓口相談 (2)電話相談 (3)メール等を介した相談 2 アウトリーチの実施 3 東京都ひきこもりサポートネットとの連携 4 ひきこもりに関する講演会等の開催 根拠規定等 生活困窮者自立支援法(国) 開始時期 令和6年4月									
社協独自		区補助		区受託	○	東社協受託		その他	

(6) 福祉資金の貸付

① 生活福祉資金貸付事業-1	担当係	生活支援係
目 的 所得の少ない世帯・障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とします。 事業内容 1 貸付対象 次の(1)～(3)のいずれかに該当する世帯で、他から借入れが困難な場合で、かつ審査の上、返済の見込みがあると判断された世帯 (1)低所得世帯 世帯の収入が収入基準を超えない世帯 (2)障害者世帯 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けた人の属する世帯あるいは障害者総合支援法による障害者福祉サービスの受給者証を所有していること (3)高齢者世帯 日常生活上、療養または介護を必要とする、65歳以上の高齢者が属し、その収入が収入基準を超えない世帯 2 貸付種類 (1)福祉資金 ① 福祉費 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用 ② 緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の生活費 (2)教育支援資金 ① 教育支援費 学校教育法に規定する高等学校、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校に修学するのに必要な費用 ② 就学支度費 上記の学校に入学する際に必要な入学金 (3)総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金 ① 生活支援費 生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費 ② 一時生活再建費 生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ③ 住宅入居費 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用		

① 生活福祉資金貸付事業-2	担当係	生活支援係
(4)不動産担保型生活資金 ① 不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活資金 ② 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護状態の高齢者世帯に対し、その不動産を担保とした生活資金 ※ 要保護状態とは、福祉事務所が生活保護の受給が必要であると認めた状態 3 貸付限度額及び返済 資金種類により異なる 4 連帯保証人及び貸付利子 (1)福祉資金福祉費及び総合支援資金 ① 連帯保証人を立てた場合は、無利子 ② 連帯保証人が立てられない場合は、据置期間終了後、元金に対して年利1.5% (2)福祉資金緊急小口資金及び教育支援資金 無利子 (3)不動産担保型生活資金 年利3%又は当該年度における4月1日時点での長期プライムレートのいずれか低い利率 根拠規定等 社会福祉法人東京都社会福祉協議会生活福祉資金貸付規則 開始時期（経過） 昭和30年10月 「世帯更生資金貸付制度」として、国、都道府県が補助金を負担し、都道府県社会福祉協議会への補助事業として創設 平成2年 「生活福祉資金貸付制度」に改称 平成14年3月 総合雇用対策の一環として「離職者支援資金」創設 平成15年4月 「長期生活支援資金」（現：不動産担保型生活資金）と「緊急小口資金」創設 平成19年6月 「要保護世帯向け長期生活支援資金」（現：要保護世帯向け不動産担保型生活資金）創設 平成19年9月 セーフティネットの拡充策の一つとして、「緊急小口資金」の貸付限度額を引上げ 平成21年10月 第2のセーフティネットの一環として、「総合支援資金」創設。資金種類の統合・再編や要件緩和など、制度を抜本的に改正 平成28年 「子育てが困難な状況にある家庭・子ども等への配慮・対策等の強化」を目的として、「教育支援資金」の貸付上限額を引上げ 日本学生支援機構奨学金の拡充に伴う教育支援資金の見直し（給付型奨学金と第一種奨学金を優先してのつなぎ・不足額の貸付）		

実績表(元年度～5年度)

送金実績

区分			年度	元	2	3	4	5
福祉資金	福祉費	件数(件)		5	1	1	2	4
		金額(円)		1,008,000	82,000	55,000	178,000	2,326,000
	緊急小口資金	件数(件)		6	4	2	7	21
		金額(円)		375,000	295,000	180,000	585,000	1,743,000
教育支援資金	新規	教育支援費	件数(件)	18	8	10	20	27
			金額(円)	12,918,000	7,491,000	9,982,500	15,723,800	20,237,800
		就学支度費	件数(件)	8	7	5	12	9
			金額(円)	1,732,000	1,230,000	1,130,000	2,560,000	2,109,000
	継続	教育支援費	件数(件)	43	37	11	9	7
			金額(円)	36,111,000	28,465,500	6,480,000	5,724,000	3,559,200
総合支援資金	生活支援費	件数(件)		0	0	0	0	1
		金額(円)		0	0	0	0	615,000
	一時生活再建費	件数(件)		0	0	0	0	0
		金額(円)		0	0	0	0	0
	住宅入居費	件数(件)		0	0	0	0	0
		金額(円)		0	0	0	0	0
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	件数(件)		0	0	0	0	0
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	件数(件)		0	0	0	0	0

※ 総合支援資金生活支援費で、送金の年度がまたがっている場合は、貸付決定年度に総額を掲載しています。

① 生活福祉資金貸付事業-4 (新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付)		担当係	生活支援係																												
目 的 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業により減収した人を対象として実施した特例貸付の借受人で、生活再建のために支援が必要な人に対し、適切な支援を行うことを目的とします。 事業内容 1 対象 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例貸付の借受人で、生活再建のために支援が必要な人 2 内容 償還困難者への相談支援、生活状況の把握、見守り支援 等 根拠規定等 社会福祉法人東京都社会福祉協議会緊急小口資金等特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業実施要綱 開始時期 (経過) 令和2年3月25日 特例貸付の申請受付を開始 令和4年9月30日 特例貸付の申請受付を終了 令和4年12月8日 特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業開始 実績表(元年度～5年度) <table border="1"> <tr> <th>区分 年度</th> <th>実施日</th> <th>延べ 参加者数(人)</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1月17日～1月31日</td> <td>16</td> <td>借受人を対象とした出張相談会 (5か所)</td> </tr> </table> 【参考】 申請受付実績 <table border="1"> <tr> <th>資金</th> <th>件数・金額</th> <th>件数(件)</th> <th>金額(千円)</th> </tr> <tr> <td>緊急小口資金</td> <td></td> <td>6,509</td> <td>1,292,680</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金(初回)</td> <td></td> <td>5,878</td> <td>2,884,500</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金(延長)</td> <td></td> <td>2,980</td> <td>1,486,060</td> </tr> <tr> <td>総合支援資金(再貸付)</td> <td></td> <td>3,381</td> <td>1,676,210</td> </tr> </table>				区分 年度	実施日	延べ 参加者数(人)	内容	5	1月17日～1月31日	16	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)	資金	件数・金額	件数(件)	金額(千円)	緊急小口資金		6,509	1,292,680	総合支援資金(初回)		5,878	2,884,500	総合支援資金(延長)		2,980	1,486,060	総合支援資金(再貸付)		3,381	1,676,210
区分 年度	実施日	延べ 参加者数(人)	内容																												
5	1月17日～1月31日	16	借受人を対象とした出張相談会 (5か所)																												
資金	件数・金額	件数(件)	金額(千円)																												
緊急小口資金		6,509	1,292,680																												
総合支援資金(初回)		5,878	2,884,500																												
総合支援資金(延長)		2,980	1,486,060																												
総合支援資金(再貸付)		3,381	1,676,210																												
社協独自		区補助																													
		区受託																													
		東社協受託	○																												
		その他																													

② 臨時特例つなぎ資金貸付事業		担当係	生活支援係																			
目 的 離職者を支援するための公的給付制度を申請している住居のない離職者に対して、当該給付金の交付を受けるまでの当面の生活費を迅速に貸し付けることにより、その自立を支援することを目的とします。 事業内容 1 貸付対象 住居のない離職者であって、次の(1)～(2)のいずれにも該当する人 (1) 離職者を支援する公的給付制度の申請を受理されている人で、当該給付開始までの生活に困窮していること (2) 貸付を受けようとする人の名義の金融機関の口座を有していること 2 貸付限度額 10万円以内 3 貸付利子 無利子 4 連帯保証人 不要 5 返 済 10か月以内 根拠規定等 社会福祉法人東京都社会福祉協議会臨時特例つなぎ資金貸付規則 開始時期 平成21年10月 国による緊急雇用対策として事業創設 実績表(元年度～5年度) 送金実績 <table border="1"> <tr> <th>年度 区分</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>件数 (件)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>金額 (円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>					年度 区分	元	2	3	4	5	件数 (件)	0	0	0	0	0	金額 (円)	0	0	0	0	0
年度 区分	元	2	3	4	5																	
件数 (件)	0	0	0	0	0																	
金額 (円)	0	0	0	0	0																	
社協独自		区補助		区受託		東社協受託	○	その他														

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業-1	担当係	生活支援係
目 的 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とします。 また、児童扶養手当受給世帯または所得が同水準の世帯で、東京都が実施する母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている世帯に対し、住宅支援資金を貸し付け、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ります。 事業内容 1 貸付対象 ・入学準備金・就職準備金 ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者 ・住宅支援資金 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている、児童扶養手当受給者または所得が同水準の世帯 2 貸付限度額 入学準備金 50万円以内 就職準備金 20万円以内 住宅支援資金 月額40,000円以内 上限12か月 3 貸付利子 ・入学準備金・就職準備金 連帯保証人を立てた場合は、無利子 連帯保証人が立てられない場合は、据置期間終了後、元金に対して 年利1.0% ・住宅支援資金 無利子(保証人不要) 4 返 済 返済すべき事由の生じた月の翌月から 入学準備金 5年以内 就職準備金 2年以内 住宅支援資金 5年以内 5 償還免除要件 ・入学準備金・就職準備金 養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、都内において 5年間その職に従事 ・住宅支援資金 就業していない方が1年以内に就職、またはプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をして、1年間引き続き就業を継続 根拠規定等 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱 開始時期 入学準備金・就職準備金：平成28年12月 住宅支援資金：令和3年12月		

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業-2				担当係	生活支援係			
実績表(元年度～5年度) 貸付決定実績								
年度 区分		元	2	3	4	5		
入学準備金	件数 (件)	1	0	1	0	0		
	金額 (円)	500,000	0	500,000	0	0		
就職準備金	件数 (件)	1	0	0	0	0		
	金額 (円)	200,000	0	0	0	0		
住宅支援資金	件数 (件)			6	0	5		
	金額 (円)			2,880,000	0	2,400,000		

(7) ボランティア活動推進事業

① 災害ボランティア活動の推進-1	担当係	ボランティア・地域活動支援係
目 的 災害ボランティア活動を円滑に進めるため、行政をはじめ、町会・自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、ボランティア団体、個人ボランティア等と連携し情報の共有化を進めるとともに、平常時から災害時に備えた体制づくりに向けた取り組みを推進します。		
事業内容		
1 平常時からの取り組み		
港社協は、さまざまな事業を通じて、災害時に要援護者となる人やニーズを把握するとともに、小地域福祉活動における住民相互の助け合いによる支援活動として地域住民の組織等によるサロン活動などを展開しています。民生委員・児童委員協議会等との連携など、さらに小地域福祉活動が災害時及び被災後の生活支援にも役立つという点も踏まえ、広報・啓発をしています。		
2 災害ボランティア講座等の実施		
災害ボランティアセンターにおけるコーディネート機能が円滑に行えるよう、ボランティア活動及びボランティアコーディネーターに必要な要素を学習し、また区民等が被災地で行うボランティア活動や、平常時からの地域でのつながりの重要性などを学ぶことを目的に講座を実施しています。		
3 災害ボランティアの登録		
災害時に活動がスムーズに行われるよう、平常時から災害時に活動が可能な個人等のボランティア登録を実施しています。		
登録者数：54人（令和6年3月末）時点		
4 災害ボランティア活動推進連絡会の設置		
港区の各団体が持っている防災及び災害ボランティア活動に関する情報や港社協が取り組む関連事業について意見交換を行う等、平常時からの取り組みの共有と連携を図ります（年2回開催）。		
5 災害ボランティア活動マニュアルの更新		
港社協と港区との協定に基づき、ボランティアの受け入れ、派遣等非常時に備えた体制づくりを整備するため、「港区災害ボランティア活動マニュアル」について、情報の変更等に応じて更新作業をすすめます。		

① 災害ボランティア活動の推進-2				担当係		ボランティア・地域活動支援係			
根拠規定等									
・災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(区との協定書) ・大規模災害被災地における区民の支援活動についての援助に関する協定書(区との協定書) ・東京都社会福祉協議会と港区社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定書 ・災害時における医薬品等の提供についての協定書 ・災害時におけるボランティア手話通訳派遣についての協定書 ・災害ボランティア活動本部設置及び運営規程 ・災害応急対策態勢要綱 ・災害活動用被服等貸与要綱 ・災害ボランティア活動推進連絡会設置要綱									
開始時期		平成13年11月							
実績表(元年度～5年度)									
災害ボランティア講座等開催状況									
区分 年度		実施日	参加者数 (人)	テーマ・内 容					
元		8月20日	25	「災害ボランティア基礎講座～災害時の多様性を考える～」(講義)					
		1月28日・2月1日・22日	21	災害ボランティア養成講座(講義・講習)(全3回)					
2		8月25日	38	災害ボランティア基礎講座～災害ボランティアの基礎を知る～(講義)					
		1月21日・28日 2月4日	27	災害ボランティア養成講座(講義)(全3回)					
3		8月28日	28	災害ボランティア基礎講座(講義)					
		1月27日・29日	20	災害ボランティア養成講座(講義)(全2回)					
4		6月18日	6	災害支えあいまち歩き講座(講義)					
		8月23日	19	災害ボランティア基礎講座(講義)					
		2月21日・26日	31	災害ボランティア養成講座(講義)(全2回)					
5		6月18日	18	災害に備えたまち歩き講座(講義)					
		8月27日	22	災害ボランティア基礎講座(講義)					
		2月14日・18日	45	災害ボランティア養成講座(講義)(全2回)					
関係発行物 「港区災害ボランティア活動マニュアル改訂版」(令和4年3月改訂)									
※ 令和3年度までは歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。									
社協独自	○	区補助	○	区受託		東社協受託		その他	

② 災害ボランティア活動本部体制の確立			担当係		ボランティア・地域活動支援係																																																																					
目 的 災害時に被災者及び要援護者への支援を行うこと等を目的として、災害ボランティア活動本部を円滑に設置・運営するために、平常時から災害時に備えた体制づくりを進めることで活動本部体制の確立を目指します。 事業内容 1 災害ボランティアセンター設置運営時に備えた訓練の実施など 港社協が災害ボランティアセンターを円滑に設置運営し、かつ有効に機能するよう、本会職員等を主対象とする災害ボランティア訓練を定期的の実施し、広域訓練等がある場合には参加・協力します。また、活動用資機材等の整備を進めます。 2 港区との連携及び体制整備 平常時から区との協議を行い、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう協力・連携します。また、災害発生後、港区から災害ボランティアセンターの設置運営を要請された際は、相互の役割分担に基づき設置運営を行います。 根拠規定等 ・災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(区との協定書) ・大規模災害被災地における区民の支援活動についての援助に関する協定書(区との協定書) ・東京都社会福祉協議会と港区社会福祉協議会における災害時相互支援に関する協定書 ・災害時における医薬品等の提供についての協定書 ・災害時におけるボランティア手話通訳派遣についての協定 ・災害ボランティア活動本部設置及び運営規程 ・災害応急対策態勢要綱 ・災害活動用被服等貸与要綱 ・災害ボランティア活動推進連絡会設置要綱 開始時期 平成13年11月 実績表(元年度～5年度) <table><tr><th>年度</th><th>区分</th><th>実施日</th><th>参加者数(人)</th><th>テ ー マ ・ 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">元</td><td></td><td>7月25日、29日</td><td>47 (内、職員37)</td><td>・普通救命講習</td></tr><tr><td></td><td>12月2日～12月23日</td><td>5</td><td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td></tr><tr><td></td><td>2月9日</td><td>32</td><td>・被災地職員派遣報告・資機材稼働操作訓練</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td></td><td>12月1日～12月22日</td><td>6</td><td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td></tr><tr><td></td><td>3月23日</td><td>3</td><td>・災害ボランティアセンター設置図上訓練</td></tr><tr><td rowspan="2">3</td><td></td><td>12月1日～12月21日</td><td>7</td><td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td></tr><tr><td></td><td>3月13日</td><td>32</td><td>・災害ボランティア活動本部訓練</td></tr><tr><td rowspan="3">4</td><td></td><td>10月12日、17日</td><td>38 (内、職員31)</td><td>・普通救命講習</td></tr><tr><td></td><td>12月1日～12月23日</td><td>4</td><td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td></tr><tr><td></td><td>3月9日</td><td>31</td><td>・災害ボランティア活動本部訓練</td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td></td><td>12月1日～12月22日</td><td>4</td><td>・災害ボランティア本部職員参集訓練</td></tr><tr><td></td><td>1月28日</td><td>48</td><td>・災害ボランティア活動本部訓練</td></tr></table> 関係発行物 「港区災害ボランティア活動マニュアル改訂版」(令和4年3月改訂) <table><tr><td>社協独自</td><td>○</td><td>区補助</td><td>○</td><td>区受託</td><td></td><td>東社協受託</td><td></td><td>その他</td><td></td></tr></table>							年度	区分	実施日	参加者数(人)	テ ー マ ・ 内 容	元		7月25日、29日	47 (内、職員37)	・普通救命講習		12月2日～12月23日	5	・災害ボランティア本部職員参集訓練		2月9日	32	・被災地職員派遣報告・資機材稼働操作訓練	2		12月1日～12月22日	6	・災害ボランティア本部職員参集訓練		3月23日	3	・災害ボランティアセンター設置図上訓練	3		12月1日～12月21日	7	・災害ボランティア本部職員参集訓練		3月13日	32	・災害ボランティア活動本部訓練	4		10月12日、17日	38 (内、職員31)	・普通救命講習		12月1日～12月23日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練		3月9日	31	・災害ボランティア活動本部訓練	5		12月1日～12月22日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練		1月28日	48	・災害ボランティア活動本部訓練	社協独自	○	区補助	○	区受託		東社協受託		その他	
年度	区分	実施日	参加者数(人)	テ ー マ ・ 内 容																																																																						
元		7月25日、29日	47 (内、職員37)	・普通救命講習																																																																						
		12月2日～12月23日	5	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																																						
		2月9日	32	・被災地職員派遣報告・資機材稼働操作訓練																																																																						
2		12月1日～12月22日	6	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																																						
		3月23日	3	・災害ボランティアセンター設置図上訓練																																																																						
3		12月1日～12月21日	7	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																																						
		3月13日	32	・災害ボランティア活動本部訓練																																																																						
4		10月12日、17日	38 (内、職員31)	・普通救命講習																																																																						
		12月1日～12月23日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																																						
		3月9日	31	・災害ボランティア活動本部訓練																																																																						
5		12月1日～12月22日	4	・災害ボランティア本部職員参集訓練																																																																						
		1月28日	48	・災害ボランティア活動本部訓練																																																																						
社協独自	○	区補助	○	区受託		東社協受託		その他																																																																		

③ ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流		担当係	ボランティア・地域活動支援係																																				
目 的 ボランティア団体、NPO、地域活動団体など多様な団体・個人が交流し、ネットワーク化を図ることで、連携・協働など地域の新たなつながりをつくることを目的とします。 事業内容 区内で活動しているボランティア団体、NPO、地域活動団体など多様な団体・個人が交流する場を開催し、活動の周知や連携・協働の場づくりを行います。 開始時期 (経過) 平成8年度 ボランティア団体との情報交換会 開始 平成12年度 NPOとの情報交換会 開始 平成19年度 「ボランティア団体・NPOとの情報交換会」として合同開催開始 ボランティア団体・NPO交流発表会 開始 平成28年度 ボランティア団体・NPO情報交換会を発展解消し、地域福祉活動団体なども加えて、さらなる幅広いネットワーク化を図るため、「ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流」として再構築 実績表(元年度～5年度) ボランティア団体・NPOの交流発表会 <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>参加団体 (団体)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>7</td> <td>21</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>個人参加者 (人)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>24</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>活動紹介パネル展示 及びチラシの配架 (団体)</td> <td>146</td> <td>145</td> <td>141</td> <td>133</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>活動発表&活動紹介 ブース(団体)</td> <td>10</td> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table>										区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	参加団体 (団体)	—	—	7	21	11	個人参加者 (人)	—	—	—	24	43	活動紹介パネル展示 及びチラシの配架 (団体)	146	145	141	133	130	活動発表&活動紹介 ブース(団体)	10	中止(◎)	—	—	—
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																																		
参加団体 (団体)	—	—	7	21	11																																		
個人参加者 (人)	—	—	—	24	43																																		
活動紹介パネル展示 及びチラシの配架 (団体)	146	145	141	133	130																																		
活動発表&活動紹介 ブース(団体)	10	中止(◎)	—	—	—																																		
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																															

④ 施設ボランティアコーディネーター連絡会		担当係	ボランティア・地域活動支援係																						
目 的 ボランティアの受け入れ態勢やその仕組み等について情報共有を行うことで、活動しやすい環境をつくることを目的とします。 事業内容 施設でのボランティアの受け入れが円滑に進むように連絡会を開催し、ボランティアが継続的に活動できる環境や受け入れにあたっての課題等について情報交換するとともに、施設と地域が連携できる関係を構築します。 開始時期 (経過) 平成28年度 施設ボランティアコーディネーター連絡会 開始 実績表(元年度～5年度) 参加施設・団体 (単位:団体) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">参加施設(人数)</td> <td>18(21)</td> <td>18(21)</td> <td>16(18)</td> <td>14(16)</td> <td>14(18)</td> </tr> <tr> <td>中止(◎)</td> <td>中止(◎)</td> <td>8(9)</td> <td>13(18)</td> <td>11(13)</td> </tr> </tbody> </table>									年 度	元	2	3	4	5	参加施設(人数)	18(21)	18(21)	16(18)	14(16)	14(18)	中止(◎)	中止(◎)	8(9)	13(18)	11(13)
年 度	元	2	3	4	5																				
参加施設(人数)	18(21)	18(21)	16(18)	14(16)	14(18)																				
	中止(◎)	中止(◎)	8(9)	13(18)	11(13)																				
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																	

⑤ 共に生きるみんなの歌と踊りのつどい		担当係	ボランティア・地域活動支援係					
目 的		障害のある人もない人も、共に歌い、踊ることを通して「共に生きる」喜びを分かち合い、地域共生社会づくりを推進します。						
事業内容								
1 内 容	歌、踊り、あそび歌、楽器演奏、公募された詩の朗読などを出演者とともに楽しみます。また、ボランティア、ボランティア団体、障害者施設や障害者団体の職員等による実行委員会方式で企画・運営し、司会、音響、照明、朗読、手話通訳等の多くの作業を実行委員やボランティアが中心となって行います。							
2 場 所	麻布区民センターホール							
3 参加団体等	みなと工房(就労継続支援B型) 港区立精神障害者支援センター あいはと・みなと 東京都立港特別支援学校「MOC」 朗読奉仕グループ「Qの会」 地上天国建設楽団 BTRD KOKOZO南青山 デフ・フレンズ 手話ダンスサークル「四季」 個人ボランティア 他							
開始時期 (経過)	昭和56年	国際障害者年を契機に、「福祉まつり」の一部として、BLUE-THREEレク・ダンス研究会が中心となって企画実施						
	昭和57年	「福祉まつり」から独立して実施 ボランティア、障害者施設、障害者団体の職員等による実行委員会方式で実施						
実績表(元年度～5年度)		(単位:団体)						
	年度 区分	元	2	3	4	5		
	開催日	7月6日	延期(◎)	12月11日	7月2日	7月1日		
	参加団体	11	—	7	8	9		
	参加人数	207	—	31	81	135		
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託	その他	

⑥ ボランティア活動参加促進事業 (ボランティア入門講座)		担当係	ボランティア・地域活動支援係						
目 的		これからボランティアを始める人や始めたばかりの人を対象に、ボランティア活動や地域活動の促進を図る事を目的に、活動のきっかけになる講座を実施します。							
事業内容		ボランティアについての基礎を学ぶ講座を実施します。							
開始時期 (経過)		平成2年度	若葉マークのボランティア教室開始						
		平成9年度	シニアボランティア推進事業開始						
		平成22年度	若葉マークのボランティア教室とシニアボランティア推進事業をボランティア入門講座として統合						
		令和6年度	ボランティア活動参加促進事業として再構築						
実績表(元年度～5年度)									
区分 年度	実施回数 (回)	参加者数 (人)	備考						
元	6	33	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を2回実施)						
2	2	16	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を2回実施)						
3	3	20	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話						
4	3	23	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を1回実施)						
5	3	20	ボランティアの基礎についての講座および先輩ボランティアの話(入門講座後、ボランティア交流会を1回実施)						
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	

⑦ ボランティア活動参加促進事業 (ボランティアスキルアップ講座)		担当係	ボランティア・地域活動支援係					
目 的		ボランティア活動のスキルアップや、活動の幅を広げるために必要な知識や技術を習得することを目的とします。						
事業内容		すでにボランティア活動をしている人等を対象に、港区の地域性及びボランティアニーズに対応しながら講座を企画・実施します。						
開始時期 (経過)		平成10年11月 「ボランティア学習会」として事業開始 平成28年度 「ボランティアスキルアップ講座」に名称変更 令和6年度 ボランティア活動促進事業として再構築						
実績表(元年度～5年度)								
区分 年度	実施日	参加 者数 (人)	テーマ					
元	6月26日・7月3日・17日・24日・8月7日・9月4日 体験:8月9日～8月30日	27	「傾聴ボランティア講座」					
	8月22日・30日 体験:9月2日～9月30日	11	「子どもボランティア講座」					
	11月12日・22日 体験:11月25日～12月25日	8	「障害について知ろう」					
2	10月1日・8日・15日	12	「傾聴ボランティア講座」					
	1月19日・21日・26日	85	「オンラインボランティア講座」					
3	6月11日・18日・25日	11	「オンラインボランティア講座」					
	8月19日・27日・9月25日 体験:9月1日～9月24日	12	「子どもにかかわるボランティア講座」					
	10月6日・13日・21日・11月10日 体験:10月25日～11月5日	24	「傾聴ボランティア講座」					
4	6月7日・14日・7月12日 体験:6月20日～7月10日	25	「障害を理解しこころをバリアフリーに」					
	8月24日・31日 9月7日	10	「ボラ動画を編集しよう！」					
	10月5日・12日・19日 11月9日	29	「傾聴ボランティア講座」					
5	8月2日・7日 体験:6月20日～7月10日	44	「地域で支える子育て」					
	9月20日・27日・10月4日・11月2日 体験:10月10日～10月18日		「傾聴ボランティア講座」					
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他

⑧ ボランティア活動参加促進事業 (夏！体験ボランティア)		担当係	ボランティア・地域活動支援係																																								
目 的 夏季期間中に、普段からボランティア活動に関心がありながら、これまで参加するきっかけのなかった区民等(小学生以上)を対象に、ボランティア体験プログラムを提供することで、参加者が地域や社会におけるさまざまな課題に気付き、ボランティア活動を通して地域社会とのつながりを持つきっかけとすることを目的とします。 事業内容 1 実施期間 7月下旬～8月 2 体験内容 ・ 高齢者施設 特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等 ・ 障害者施設 知的障害者・精神障害者施設等 ・ 児童施設 保育園、児童館等 ・ 団体等 国際支援NPO、ボランティア団体(美容・歌・点字・手話・音訳・切手整理)等 開始時期 (経過) 昭和63年度 青年ボランティア活動体験学習事業(2施設、6名参加)として東京ボランティア・センター(名称は当時)と共催実施 平成10年度 「夏！体験ボランティア」と事業名称を変更して実施 令和6年度 ボランティア活動参加促進事業として再構築 実績表(元年度～5年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ボランティア体験受入施設・団体数(か所)</td> <td></td> <td>55</td> <td>中止(◎)</td> <td>15</td> <td>32</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>活動メニュー数 (個)</td> <td></td> <td>55</td> <td>—</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>参加申込者数 (人)</td> <td></td> <td>119</td> <td>—</td> <td>53</td> <td>110</td> <td>156</td> </tr> </tbody> </table>									年 度		元	2	3	4	5	区 分							ボランティア体験受入施設・団体数(か所)		55	中止(◎)	15	32	45	活動メニュー数 (個)		55	—	16	35	54	参加申込者数 (人)		119	—	53	110	156
年 度		元	2	3	4	5																																					
区 分																																											
ボランティア体験受入施設・団体数(か所)		55	中止(◎)	15	32	45																																					
活動メニュー数 (個)		55	—	16	35	54																																					
参加申込者数 (人)		119	—	53	110	156																																					
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																																			

⑨ ふれあい講習会				担当係	ボランティア・地域活動支援係			
目 的		区内の学校、企業、団体等を対象に、障害のある人のお話や各種体験（車いす、視覚障害者・ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等）を通して、障害のある人や高齢者の気持ちや接し方を理解することにより、ボランティア活動への参加促進やノーマライゼーションの普及啓発を目的とします。						
事業内容		・身体障害、視覚障害、聴覚障害のある人のお話 ・手話、車いす、視覚障害者・ガイドヘルプ体験、高齢者疑似体験等						
対 象		港区内の学校、企業、団体等						
開始時期 （経過）		昭和57年9月	区立御成門中学校と芝浜中学校2校で開催					
		昭和59年度	私立中学校に拡大					
		昭和61年度	企業・組合に拡大					
		平成3年度	区立小・中学校PTAに拡大					
実績表(元年度～5年度)								
年度			元	2	3	4	5	
幼稚園	区立	学校数	0	0	0	0	0	
		延参加人数	0	0	0	0	0	
小学校	区立	学校数	5	5	1	2	3	
		延参加人数	586	527	68	171	236	
	私立	学校数	1	1	1	1	1	
		延参加人数	154	238	233	152	234	
中学校	区立	学校数	2	1	1	3	1	
		延参加人数	192	94	76	300	90	
	私立	学校数	5	3	3	4	5	
		延参加人数	1,125	728	834	1,262	1,166	
高等学校	都立	学校数	0	0	0	0	0	
		延参加人数	0	0	0	0	0	
	私立	学校数	2	2	0	0	0	
		延参加人数	335	389	0	0	0	
大学		学校数	0	0	0	0	0	
		延参加人数	0	0	0	0	0	
企業・団体		企業・団体数	3	2	1	2	5	
		延参加人数	172	59	10	28	115	
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他

⑩ 地区ボランティアコーナーの活用・整備等-1	担当係	ボランティア・地域活動支援係
目 的 身近な地域でのボランティア活動を促進するため、「地区ボランティアコーナー」の整備を進めています。「活動の場」「交流の場」「情報の場」となるよう、地域住民によるボランティア活動の推進とともに地域福祉活動の活性化を図ることを目的とします。 事業内容 1 内 容 地区ボランティアコーナーに利用登録するボランティア団体等が、それぞれの活動に利用します。 週1回(芝浦港南地区ボランティアコーナーは週3回)、ボランティア・地域活動支援係職員が在室し、ボランティア活動に関わる相談や情報提供、ボランティア保険の手続き等を行います。 2 利用対象 あらかじめ各地区ボランティアコーナーの利用登録をしたボランティア活動を行う団体等 根拠規定等 地区ボランティアコーナー設置・運営規程 開始時期 (経過) 平成17年4月27日 高輪地区ボランティアコーナー開設 (高輪1-4-8) 精神障害者地域活動支援センター「あいはーと・みなと」1階 平成19年4月2日 赤坂・青山地区ボランティアコーナー開設 (南青山2-16-5) 青山いきいきプラザ1階 平成 26 年 11 月1日 麻布地区ボランティアコーナー開設 (西麻布2-13-3) 西麻布いきいきプラザ等複合施設5階 平成 26 年 12 月 22 日 芝浦港南地区ボランティアコーナー開設(芝浦1-16-1) みなとパーク芝浦1階 平成 31 年3月 11 日 高輪地区ボランティアコーナー仮移転 (港区白金台 4-6-2) 郷土歴史館等複合施設 ゆかしの杜 6 階 令和3年6月 1 日 高輪地区ボランティアコーナー移転(港区高輪 1-4-8) 精神障害者支援センター「あいはーと・みなと」2 階 令和4年7月 1 日 芝地区ボランティアコーナー開設(港区芝 5-28-4) 旧三田図書館 2 階		

実績表(元年度～5年度)

芝地区ボランティアコーナー

年 度		元	2	3	4	5
区 分						
利用登録	団体(団体)				10	12
利用実績	利用回数(回)				59	90
	延べ利用者数(人)				751	1,004

麻布地区ボランティアコーナー

年 度		元	2	3	4	5
区 分						
利用登録	団体(団体)	6	3	6	6	10
利用実績	利用回数(回)	48	34	16	16	27
	延べ利用者数(人)	289	220	52	47	83

赤坂・青山地区ボランティアコーナー

年 度		元	2	3	4	5
区 分						
利用登録	団体(団体)	12	9	9	9	12
利用実績	利用回数(回)	85	54	57	65	38
	延べ利用者数(人)	301	209	175	198	156

高輪地区ボランティアコーナー

年 度		元	2	3	4	5
区 分						
利用登録	団体(団体)	12	13	13	13	17
利用実績	利用回数(回)	59	8	50	73	87
	延べ利用者数(人)	207	25	229	345	394

芝浦港南地区ボランティアコーナー

年 度		元	2	3	4	5
区 分						
利用登録	団体(団体)	17	14	17	19	21
利用実績	利用回数(回)	274	225	151	218	251
	延べ利用者数(人)	1,800	1,478	562	1,007	1,203

※ 令和2～5年度は、歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。

社協独自

○

区補助

区受託

東社協受託

その他

⑪ ボランティアの相談・活動支援				担当係	ボランティア・地域活動支援係																					
目 的 ボランティア活動に関するさまざまな相談の受付、情報の提供、活動の支援などを行うことで、ボランティア活動の推進を図ることを目的とします。 事業内容 ボランティア活動に関する相談受付・情報提供・活動支援 ボランティア(個人・団体)の登録 根拠規定等 ボランティア団体登録要綱 実績表(元年度～5年度) ボランティア登録数 <table border="1"> <tr> <th>区分 \ 年度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>個人 (人)</td> <td>98</td> <td>141</td> <td>125</td> <td>187</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>団体 (団体)</td> <td>101</td> <td>102</td> <td>94</td> <td>95</td> <td>91</td> </tr> </table>									区分 \ 年度	元	2	3	4	5	個人 (人)	98	141	125	187	154	団体 (団体)	101	102	94	95	91
区分 \ 年度	元	2	3	4	5																					
個人 (人)	98	141	125	187	154																					
団体 (団体)	101	102	94	95	91																					
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																		

⑫ ボランティア保険受付・手続		担当係	ボランティア・地域活動支援係																																							
目 的 ボランティア活動中の偶然な事故により、ボランティア自身が被ったケガ(傷害保険)、活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負った場合(賠償責任保険)の補償を目的とした東京都社会福祉協議会ボランティア保険の受付・手続をし、ボランティア活動の推進を図ります。 保険の内容 1 対象となるボランティア活動 ・ 日本国内での活動 ・ 無償の活動(交通費・食事代・材料費など費用弁償程度の支給は無償の範囲) ・ 個人の自発的な意思により他人や社会に貢献する目的を持って取り組まれる活動 2 保 険 料 <table border="1"> <tr> <td>基本コース</td> <td>掛 金</td> <td>天災コース</td> <td>掛 金</td> </tr> <tr> <td>Aプラン</td> <td>350円</td> <td>天災Aプラン</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>Bプラン</td> <td>500円</td> <td>天災Bプラン</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>Cプラン</td> <td>700円</td> <td>天災Cプラン</td> <td>1,400円</td> </tr> </table> 3 そ の 他 福祉活動やボランティア活動を目的とする行事参加者を対象とした行事保険(傷害保険、賠償責任保険、当日参加対応型)の受付も行っています。 開始時期 昭和52年4月 補償期間 4月1日から翌年3月31日まで 実績表(元年度～5年度) <table border="1"> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> <tr> <td>ボランティア保険加入者数(人)</td> <td>6,832</td> <td>4,277</td> <td>5,465</td> <td>4,624</td> <td>4,648</td> </tr> <tr> <td>行事保険加入受付件数 (件)</td> <td>175</td> <td>51</td> <td>42</td> <td>130</td> <td>187</td> </tr> </table>									基本コース	掛 金	天災コース	掛 金	Aプラン	350円	天災Aプラン	600円	Bプラン	500円	天災Bプラン	1,000円	Cプラン	700円	天災Cプラン	1,400円	区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5	ボランティア保険加入者数(人)	6,832	4,277	5,465	4,624	4,648	行事保険加入受付件数 (件)	175	51	42	130	187
基本コース	掛 金	天災コース	掛 金																																							
Aプラン	350円	天災Aプラン	600円																																							
Bプラン	500円	天災Bプラン	1,000円																																							
Cプラン	700円	天災Cプラン	1,400円																																							
区 分 \ 年 度	元	2	3	4	5																																					
ボランティア保険加入者数(人)	6,832	4,277	5,465	4,624	4,648																																					
行事保険加入受付件数 (件)	175	51	42	130	187																																					
社協独自		区補助		区受託		東社協受託	○	その他																																		

⑬ 使用済み切手・カード・書き損じはがき等の寄付受領			担当係	ボランティア・地域活動支援係		
目 的 使用済み切手、カード、書き損じはがき、使用済みインクカートリッジ等の寄付を受け、協力団体・企業に売却し換金しています。売却金はボランティア活動推進事業のために役立てます。						
実績表(元年度～5年度)						
寄付物品の受領 (単位:件)						
年 度		元	2	3	4	5
区 分						
使用済み切手		301	337	332	242	244
カード類		74	70	62	43	45
書き損じはがき等		39	38	31	23	25
物品寄付(未使用切手、商品券を含む)		34	22	43	22	19
インクカートリッジ		—	—	—	—	17
寄付物品の換金額 (単位:円)						
年 度		元	2	3	4	5
区 分						
使用済み切手		73,165	57,060	98,390	48,630	52,600
カード類		4,159	8,379	—	9,926	5,156
書き損じはがき、未使用切手、商品券等		271,670	129,650	100,000	514,940	80,000
インクカートリッジ		—	—	—	—	12,380
合 計		348,994	195,089	198,390	573,496	150,136
※使用済み切手の整理はボランティアの協力で行われています。						
社協独自	○	区補助	区受託		東社協受託	その他

⑭ 「ボランティア情報」の発行		担当係		ボランティア・地域活動支援係													
目 的 ボランティア活動の募集情報や各種助成金、ボランティアセンターからのお知らせなどを周知・連絡するとともに、一般の人へのボランティア活動の紹介や啓発を目的とします。 事業内容 1 発行頻度 年6回、別冊年2回発行 2 発行部数 3,400部／回(別冊上半期・下半期3,500部) 3 送 付 先 個人ボランティア、ボランティア団体、情報スタンド、区内公共施設、区内学校企業の社会貢献担当へ送付、駅(東京メトロ 青山一丁目駅、白金台駅、六本木駅、JR東日本 浜松町駅)に配架 開始時期 昭和54年度(年度によって発行回数・発行部数が異なります。) 実績表(元年度～5年度) (単位:部) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月発行部数</td> <td>3,900 (7・10月号 4,000)</td> <td>3,900 (別冊4,000) ※6月号休刊</td> <td>3,800 (9・4月号、 別冊3,900)</td> <td>3,800 (9・4月号、 別冊3,900)</td> <td>3,700 (10月号、 別冊3,800)</td> </tr> </tbody> </table> ※ 歳末たすけあい運動配分金を活用して実施しました。 ※ 令和2年度(偶数月のみ発行)以外は毎月発行しました。 ※ 令和6年度は奇数月(4月号は発行)、別冊は2回発行とします。						年 度	元	2	3	4	5	月発行部数	3,900 (7・10月号 4,000)	3,900 (別冊4,000) ※6月号休刊	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,700 (10月号、 別冊3,800)
年 度	元	2	3	4	5												
月発行部数	3,900 (7・10月号 4,000)	3,900 (別冊4,000) ※6月号休刊	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,800 (9・4月号、 別冊3,900)	3,700 (10月号、 別冊3,800)												
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他									

⑮ 「みなとネット」社会貢献活動支援事業			担当係	ボランティア・地域活動支援係																																			
目 的 港区に立地する企業各社が、ネットワークを形成し、地域社会で社会貢献活動を推進するとともに、企業間の交流による情報交換と活動実践の場としての「みなとネット」を側面から支援し、企業や地域活動団体等のボランティアネットワークづくりおよび交流を推進することを目的とします。 事業内容 1 活動内容 定例会開催 隔月1回 イベント開催 年1回 企業と地域の人との交流イベントを開催 2 会員資格 港区内に立地する企業等 3 入会金等 入会金、年会費とも無料。ただし、イベントに係る費用は分担します。 開始時期 平成8年4月17日 「みなとネット」発足 (経過) 令和3年1月 定例会 月1回開催から隔月1回開催に変更 実績表(元年度～5年度) <table><tr><th rowspan="2">区分 年度</th><th rowspan="2">会員企業 ・団体</th><th colspan="3">イ ベ ント</th></tr><tr><th>テ ー マ</th><th>延参加企業 ・団体</th><th>延会員参加者 数(人)</th></tr><tr><td>元</td><td>19社 1団体</td><td>第4回港区地域福祉フォーラム 講演会「みんなで考えよう SDGs」</td><td>14社 1団体</td><td>22</td></tr><tr><td>2</td><td>13社 1団体</td><td>中止(◎)</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>13社 1団体</td><td>港区との意見交換会</td><td>8社 1団体</td><td>20</td></tr><tr><td>4</td><td>13社 1団体</td><td>「宇宙教室」あいプラ・みなとネット協働イベント</td><td>14社 1団体</td><td>90</td></tr><tr><td>5</td><td>17社 1団体</td><td>みなと区民まつり(あそぼう「SDGsかるた」)</td><td>17社 1団体</td><td>28</td></tr></table> 社協独自 ○ 区補助 区受託 東社協受託 その他							区分 年度	会員企業 ・団体	イ ベ ント			テ ー マ	延参加企業 ・団体	延会員参加者 数(人)	元	19社 1団体	第4回港区地域福祉フォーラム 講演会「みんなで考えよう SDGs」	14社 1団体	22	2	13社 1団体	中止(◎)	—	—	3	13社 1団体	港区との意見交換会	8社 1団体	20	4	13社 1団体	「宇宙教室」あいプラ・みなとネット協働イベント	14社 1団体	90	5	17社 1団体	みなと区民まつり(あそぼう「SDGsかるた」)	17社 1団体	28
区分 年度	会員企業 ・団体	イ ベ ント																																					
		テ ー マ	延参加企業 ・団体	延会員参加者 数(人)																																			
元	19社 1団体	第4回港区地域福祉フォーラム 講演会「みんなで考えよう SDGs」	14社 1団体	22																																			
2	13社 1団体	中止(◎)	—	—																																			
3	13社 1団体	港区との意見交換会	8社 1団体	20																																			
4	13社 1団体	「宇宙教室」あいプラ・みなとネット協働イベント	14社 1団体	90																																			
5	17社 1団体	みなと区民まつり(あそぼう「SDGsかるた」)	17社 1団体	28																																			

⑯ ひとり暮らし高齢者フランス料理昼食会						担当係		ボランティア・地域活動支援係	
目 的		公益社団法人全日本司厨士協会東京地方本部城南地区港支部、区内施設との共催で、区内在住 70 歳以上のひとり暮らし高齢者を昼食会に招待する事業を開催することで、職能団体の社会貢献活動の推進、ひとり暮らし高齢者の交流の場作りを目的とします。							
事業内容		公益社団法人全日本司厨士協会東京地方本部城南地区港支部からの協力要請により、区内在住の70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象としたフランス料理の昼食会を共催実施しています。							
開始時期 （経過）		昭和59年11月 「給食サービス会」としてボランティアに食事を提供 （以後毎年実施） 昭和62年11月 ひとり暮らし高齢者、身体障害者などを対象に実施 （以後毎年実施） 平成15年11月 以後隔年で実施 平成21年11月 以後毎年実施							
実績表(元年度～5年度)						(単位：人)			
年 度 区 分		元	2	3	4	5			
参加者数		46	中止(◎)	中止(◎)	中止(◎)	46			
社協独自		○	区補助		区受託		東社協受託		その他

(8)その他の事業・法人運営

① 社会福祉法人の連携による社会貢献事業-1		担当係	経営企画担当
目 的 平成28年度の社会福祉法の改正により社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されたことにともない、区内に事業所等のある高齢、子ども、障害分野等の社会福祉法人と連携を図り、地域における福祉課題に取り組むことを目的とします。			
事業内容 区内にある特別養護老人ホームや保育園、障害者の就労支援などを行う社会福祉法人が、港区における公益的な取組を進められるよう幹事法人を選出し、連携・支援を図りながら連絡会を開催します。			
開始時期 平成28年度 区内社会福祉法人の情報交換会を開催 (経過) 平成29年度 港区社会福祉法人連絡会として開催			
実績表(元年度～5年度)			
港区社会福祉法人連絡会			
区分 年度	開催日	参加数 (法人)	内 容
元	6月25日	12	・令和元年度の港区社会福祉法人連絡会の取組について ・令和元年度の助成金の申請について
	12月3日	14	・地域福祉フォーラムでの取り組み報告について ・令和元年度の取り組みについて ・港区社会福祉法人連絡会 活用ガイド(令和2年度版)の作成について
	2月18日	5	・先進事例学習会
2	3月26日	6	・学習会「災害時における社会福祉法人の取組について ～熊本地震、熊本豪雨災害の経験から～」
3	10月26日	13	・令和3年度地域ネットワーク助成金の申請について ・令和3年度連絡会について ・情報交換、意見交換 等
	2月1日	11	・学習会「大災害時の社会福祉法人の役割」
4	9月27日	16	・令和4年度地域ネットワーク助成金について ・令和4年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等
	1月12日	12	・学習会「港区における包括的な支援の取組と社会福祉法人の役割」

① 社会福祉法人の連携による社会貢献事業-2		担当係	経営企画担当																								
<table border="1"> <tr> <th>区分 年度</th> <th>開催日</th> <th>参加数 (法人)</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>7月27日</td> <td>13</td> <td>・令和5年度地域ネットワーク助成金について ・令和5年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等</td> </tr> <tr> <td>2月26日</td> <td>10</td> <td>・学習会「福祉関係機関のためのひきこもり学習会 ～ひきこもりの理解と対応～」</td> </tr> </table>				区分 年度	開催日	参加数 (法人)	内 容	5	7月27日	13	・令和5年度地域ネットワーク助成金について ・令和5年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等	2月26日	10	・学習会「福祉関係機関のためのひきこもり学習会 ～ひきこもりの理解と対応～」													
区分 年度	開催日	参加数 (法人)	内 容																								
5	7月27日	13	・令和5年度地域ネットワーク助成金について ・令和5年度港区社会福祉法人連絡会の取組について ・情報共有、意見交換 等																								
	2月26日	10	・学習会「福祉関係機関のためのひきこもり学習会 ～ひきこもりの理解と対応～」																								
企画等																											
<table border="1"> <tr> <th>区分 年度</th> <th>開催日</th> <th>参加数 (法人)</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>元</td> <td>10月27日</td> <td>19</td> <td>プチ仕事体験&無料相談 学ぼう！体験してみよう！福祉のお仕事</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>中止(◎)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2月1日～ 14日(募集)</td> <td>15</td> <td>子ども食堂・フードパントリー等応援企画</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>11月20日～ 12月4日 (募集)</td> <td>18</td> <td>子ども食堂・フードパントリー等応援企画</td> </tr> </table>				区分 年度	開催日	参加数 (法人)	内 容	元	10月27日	19	プチ仕事体験&無料相談 学ぼう！体験してみよう！福祉のお仕事	2	中止(◎)	—	—	3	中止(◎)	—	—	4	2月1日～ 14日(募集)	15	子ども食堂・フードパントリー等応援企画	5	11月20日～ 12月4日 (募集)	18	子ども食堂・フードパントリー等応援企画
区分 年度	開催日	参加数 (法人)	内 容																								
元	10月27日	19	プチ仕事体験&無料相談 学ぼう！体験してみよう！福祉のお仕事																								
2	中止(◎)	—	—																								
3	中止(◎)	—	—																								
4	2月1日～ 14日(募集)	15	子ども食堂・フードパントリー等応援企画																								
5	11月20日～ 12月4日 (募集)	18	子ども食堂・フードパントリー等応援企画																								
※令和元年度は港区地域福祉フォーラム内で実施																											
関係発行物 「港区社会福祉法人 活用ガイド」(平成31年3月発行、令和4年3月改定)																											
社協独自	○	区補助	区受託																								
			東社協受託																								
			その他																								

② 地域福祉推進協議会				担当係	経営企画担当				
目 的		区内福祉関係団体等の地域福祉の充実に向けた支援等を円滑に行うことを目的とします。							
事業内容		区内福祉関係団体等の活動の充実や連携にむけた検討や社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画(地域公益事業)に対する地域協議会としての役割を担い、分野を超えた会議を開催します。(年2回)							
開始時期 (経過)		平成23年度 福祉関係団体等との意見交換会として事業開始 平成28年度 福祉関係団体等の連絡会に名称変更 平成29年度 港区地域福祉推進協議会に再編成							
実績表(元年度～5年度)									
区分 年度		開催日	出席者数	内 容					
元		5月16日	11	・社会福祉法人の社会福祉充実計画(地域公益事業)について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)					
		12月12日	11	・地域福祉に関する取組について ・各団体の取組等について意見交換					
2		中止(◎)	—	—					
3		中止(◎)	—	—					
4		5月16日	13	・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)					
5		5月19日	11	・社会福祉法人の社会福祉充実計画(地域公益事業)への意見について ・地域福祉に関する取組について ・意見交換(各委員の団体の取組など)					
社協独自		○	区補助	○	区受託	東社協受託		その他	

③ 福祉総合相談・調査研究・連絡調整				担当係	全係		
福祉総合相談							
1 目的		区民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言や援助を行い、福祉の増進を図ることを目的とします。					
2 相談内容		港社協が実施する事業などについての専門的な相談や、他法・他施策・他機関の紹介などにより問題解決を支援します。 その他、参与(民生委員・児童委員)による地域での身近な相談と連携して対応しています。					
○ 各係で担当する主な相談援助							
＜経営管理係＞							
・ 会費・寄付金・募金に関する相談							
＜地域福祉係＞							
・ 小地域福祉活動に関する相談							
・ コミュニティソーシャルワークに関する相談							
・ 港区生活支援体制整備事業に関する相談							
・ ひきこもりに関する相談							
＜ボランティア・地域活動支援係＞							
・ ボランティア活動やボランティア団体等に関する相談							
・ 住民参加による地域福祉活動や社会貢献活動に関する相談							
・ 有償在宅福祉サービス事業・育児サポート事業に関する相談							
＜生活支援係＞							
・ 手話通訳者派遣及び手話講習会に関する相談							
・ 資金貸付に関する相談							
・ 介護相談員派遣等事業に関する相談							
＜成年後見推進係＞							
・ 総合的な福祉サービス利用援助事業に関する相談							
・ 成年後見制度に関する相談							
＜経営企画担当＞							
・ 港区地域福祉活動計画に関する相談							
・ 区内社会福祉法人との連絡調整に関する相談							
調査研究							
各種福祉事業の充実のため、日頃から地域福祉の実態調査と問題点の把握に努め、各種の研究会、協議会、シンポジウムへ参加するなど、新たな情報収集に努めています。							
連絡調整							
地域福祉活動を推進するため、区をはじめとする行政機関、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人等の関係福祉団体、福祉施設などとの連絡を密にして、事業の横断的な連絡調整に努めています。							
社協独自	○	区補助		区受託	東社協受託	その他	

④ 歳末たすけあい運動		担当係	経営管理係		
目 的 共同募金の一環として、募金運動を行います。募金は、在宅の重度障害者(児)への見舞品や地域福祉活動費に配分され、港区の地域福祉推進のために役立てられます。					
実施期間		12月1日から12月31日までの1か月間			
協力団体等		町会・自治会、母の会、港区民生委員・児童委員協議会など			
根拠規定等		社会福祉法(国) 共同募金運動要綱(中央共同募金会) 歳末たすけあい運動実施要綱(東京都共同募金会・東京都社会福祉協議会)			
実施主体		港区社会福祉協議会			
開始時期 (経過)		昭和27年 東京都社会福祉協議会の主唱により「金品持ち寄り運動」 として展開 昭和34年 共同募金運動の一環となり、地域の要援護者のための募金運動 として多くの関係団体の協力で実施 平成8年 検討委員会報告書「東京都におけるこれからの歳末たすけあい 運動のあり方について」において、配分金を見舞金配布から地域 福祉活動費として活用する方向へ移行する提言がなされる			
配分方法		各区市町村の募金額に応じ、東京都共同募金会の配分委員会で審査し、 理事会等で決定したものが、各区市町村社協に配分されます。			
配分計画		・ 在宅重度障害者(児)見舞品贈呈事業 ・ 小地域福祉活動推進事業 ・ 有償在宅福祉サービス事業(おむすびサービス) ・ ボランティア情報の発行 ・ 要支援世帯入学・卒業祝品贈呈事業 ・ 車いす貸出事業 ・ コミュニティソーシャルワーク推進事業 ・ 地区ボランティアコーナーの活用・整備 ・ 地域福祉活動助成(東京都共同募金会港地区協力会実施)			
実績表(元年度～5年度)					
(単位:円)					
年 度	元	2	3	4	5
募金総額	8,306,845	7,167,813	7,512,513	7,901,416	6,424,415
※ 預金利息含む					
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他

⑤ 港区地域福祉フォーラム			担当係	経営企画担当																																
目 的 区内で活動するさまざまな福祉関係団体等との連携を強化し、地域福祉の普及啓発を図ります。 事業内容 区内で活動するボランティア団体やNPO、社会貢献活動を行う企業、社会福祉法人などの活動紹介や講演会、シンポジウム等を開催します。 開始時期 平成16年度 「福祉講演会」として事業開始 (経過) 平成28年度 「福祉講演会等」を「港区地域福祉フォーラム」に拡充 実績表(元年度～5年度) (単位:団体) <table><tr><th>区分 年度</th><th>実 施 日</th><th>テ ー マ</th><th>会 場</th><th>参加数 (人数)</th></tr><tr><td>元</td><td>10月26日 10月27日</td><td>第4回港区地域福祉フォーラム ～地域のつながりから「減災」を考える～ 地域活動団体の活動紹介・発表、講演会、第3回表彰式、地域活動発表ステージ 等</td><td>高輪区民センター</td><td>283 (2,625)</td></tr><tr><td>2</td><td>中止(◎)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>3</td><td>中止(◎)</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>4</td><td>12月17日</td><td>第5回港区地域福祉フォーラム ～気づき、つながり・支えあう～ 講演会・シンポジウム、つながり川柳 入賞作品発表・応募作品紹介、地域福祉活動団体紹介動画公開</td><td>麻布区民センター</td><td>(95) ※講演会・シンポジウム</td></tr><tr><td>5</td><td>11月25日 (※)</td><td>第6回港区地域福祉フォーラム ～地域と歩んだ70年、これからも共に～ 講演会・シンポジウム、地域活動団体 パネル展、謎解きラリー、車いす体験、被災地支援物産販売 等</td><td>赤坂区民センター</td><td>208 (539)</td></tr></table> ※ 創立70周年記念式典等と同日開催							区分 年度	実 施 日	テ ー マ	会 場	参加数 (人数)	元	10月26日 10月27日	第4回港区地域福祉フォーラム ～地域のつながりから「減災」を考える～ 地域活動団体の活動紹介・発表、講演会、第3回表彰式、地域活動発表ステージ 等	高輪区民センター	283 (2,625)	2	中止(◎)	—	—	—	3	中止(◎)	—	—	—	4	12月17日	第5回港区地域福祉フォーラム ～気づき、つながり・支えあう～ 講演会・シンポジウム、つながり川柳 入賞作品発表・応募作品紹介、地域福祉活動団体紹介動画公開	麻布区民センター	(95) ※講演会・シンポジウム	5	11月25日 (※)	第6回港区地域福祉フォーラム ～地域と歩んだ70年、これからも共に～ 講演会・シンポジウム、地域活動団体 パネル展、謎解きラリー、車いす体験、被災地支援物産販売 等	赤坂区民センター	208 (539)
区分 年度	実 施 日	テ ー マ	会 場	参加数 (人数)																																
元	10月26日 10月27日	第4回港区地域福祉フォーラム ～地域のつながりから「減災」を考える～ 地域活動団体の活動紹介・発表、講演会、第3回表彰式、地域活動発表ステージ 等	高輪区民センター	283 (2,625)																																
2	中止(◎)	—	—	—																																
3	中止(◎)	—	—	—																																
4	12月17日	第5回港区地域福祉フォーラム ～気づき、つながり・支えあう～ 講演会・シンポジウム、つながり川柳 入賞作品発表・応募作品紹介、地域福祉活動団体紹介動画公開	麻布区民センター	(95) ※講演会・シンポジウム																																
5	11月25日 (※)	第6回港区地域福祉フォーラム ～地域と歩んだ70年、これからも共に～ 講演会・シンポジウム、地域活動団体 パネル展、謎解きラリー、車いす体験、被災地支援物産販売 等	赤坂区民センター	208 (539)																																
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他																												

⑥ 普及啓発			担当係	全係					
目 的 さまざまな広報媒体やイベント、事業を通して、効果的な情報発信を行い、港社協の活動が幅広く区民などの目に留まる機会が増えるようにします。また、それらの機会を利用した会員募集も行い、会員の加入促進に努めています。あわせて、公共団体・福祉関係団体の情報提供も行い、区民が福祉情報を得られる機会を増やします。									
事業内容 1 広報紙、各種パンフレットの発行など (1)広報紙「みなと社協」 ・ 年6回(偶数月1日)発行 ・ 発行部数 58,200部／回 ・ 新聞(朝日、読売、毎日、日本経済、産経、東京)に折り込み配布(港区内) ・ 区役所、各総合支所、いきいきプラザ、区民センター等の区立施設、駅(東京メトロ 青山一丁目駅、白金台駅、六本木駅)、情報スタンドなどに設置 (2)港社協の事業概要 年1回発行 (3)社協案内パンフレット「活動する港社協」 年1回発行 (4)「ボランティア情報」 ・ ボランティア活動の啓発を目的として、年6回、別冊年2回発行 ・ 発行部数 3,400部／回(別冊上半期・下半期3,500部) (5)その他、各事業に伴うパンフレット類の発行 2 ホームページによる情報提供(平成13年3月16日開設) ・ 令和5年度 約138,000アクセス ※トップページのアクセス件数 3 SNSによる情報提供 ・ X(旧Twitter) @minatocosw(令和2年12月1日開設) - 令和5年度 閲覧数 44,626件 4 会員募集・加入促進 ・ 会員募集のポスターやチラシを関係各所へ配布 ・ 事業実施時には会員入会コーナーを設置 5 港区介護のしごと面接・相談会 ※港区、東京都福祉人材センターとの共催事業 6 地域貢献型自動販売機の設置 新たな地域福祉への貢献の仕組みとして地域に示すとともに、事業周知や地域福祉活動推進のため設置 7 その他 ・ 区の行事や区内施設でのイベント等への参加及び事業PR ・ 区報「広報みなと」などの協力を得て、事業や講座などをPR ・ 公共団体・福祉関係団体のポスターやチラシなどを掲示・配布し、福祉情報を提供									
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他	

⑦ 情報スタンド設置-1		担当係	経営管理係		
目 的 普及啓発の拠点として、港社協の情報を身近な場所で得ることができるよう、車いすステーションや商店街などに社会貢献活動のひとつとして協力を得て、設置しています。広報紙「みなと社協」や各種事業などのパンフレット類を置き、港社協への理解と福祉サービスの利用促進を図ることを目的とします。					
開始時期		平成16年度			
実績表(元年度～5年度)		(単位:か所)			
年 度	元	2	3	4	5
設置数	29	29	29	29	29
情報スタンド一覧					
No.	スタンド名	所 在 地			
1	芝商店会	芝2-30-11 寿堂菓子店			
2	芝の家	芝3-26-8			
3	清水薬局	芝大門2-3-15			
4	ニュー新橋ビル商店連合会	新橋2-16-1			
5	Café Deux(カフェ・ドゥー)	新橋3-16-3 生涯学習センター内			
6	ご近所ラボ新橋	新橋6-4-2 きらきらプラザ新橋1階			
7	福祉プラザさくら川	新橋6-19-2			
8	虎ノ門高齢者在宅サービスセンター	虎ノ門1-21-10 3階			
9	(株)ヤマシタ	三田1-4-28三田国際ビル22階			
10	麻布十番商店街振興組合	麻布十番2-3-10			
11	オリーブ	東麻布2-11-3			
12	愛育クリニック	南麻布5-6-8			
13	(株)ハリウッドビューティサロン	六本木6-4-1 六本木ヒルズハリウッドビューティープラザ			
14	赤坂みすじ通り会	赤坂3-15-4 バリ島ビル1階			
15	赤坂子ども中高生プラザ／サン・サン赤坂	赤坂6-6-14			
16	北青山高齢者在宅サービスセンター	北青山1-6-1			
17	(有)青山但馬屋	北青山2-7-11			
18	青山外苑前商店街振興組合	南青山2-18-2 福田ビル3階			
19	高輪親睦会内 安田自転車店	高輪3-3-6			
20	東京高輪病院	高輪3-10-11			

⑧ 後援等名義使用承認				担当係	経営管理係等			
目 的 後援等の名義使用承認申請に基づき、催しや事業など、その趣旨に賛同し、後援等の名義使用を承認し、団体等の事業に対し側面から支援することを目的としています。 根拠規定等 後援等名義使用承認に関する事務取扱要領 実績表(5年度) 名義使用承認(後援) 19 件 ○ 港区聴覚障害者協会「港区聴覚障害者協会創立 50 周年記念大会」 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」 ○ 東京司法書士会港支部「第4回港区くらしと事業の無料相談会」 ○ 港区心身障害児・者団体連合会「バリアフリー映画会」 ○ 港区老人クラブ連合会「第37回カラオケ大会・第47回芸能大会」 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」 ○ EJA TOKYO「ART KUNST FESTIVAL 2023」 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」 ○ 港区心身障害児・者団体連合会「バリアフリー映画会」 ○ 株式会社ゼストエンターテイメント「テンポル・バート東京23区チャリティーコンサート@港区」 ○ ニュー新橋ビル商店連合会「福祉バザール新橋古本市」 ○ 藤田観光株式会社 ホテルグレイスリー田町「芝浦エリア 4ホテル合同企画 ハロウィーンイベント」 ○ BTRD「第 27 回福祉レクリエーション講習会」 ○ 第42回障害者週間記念事業実行委員会「第42回障害者週間記念事業」 ○ 山形県歌謡振興会「2023 歌謡文化・いのちの祭典 in みなと～障害者福祉週間・木田俊之チャリティーコンサート」 ○ NPO 日本朗読文化協会 朗読ボランティアグループかもめ「第 13 回かもめ朗読会」 ○ BTRD「第22回福祉レクリエーション講座」 ○ 認定 NPO 法人プラチナ美容塾「認定 NPO 法人プラチナ美容塾10周年記念感謝デー」 ○ 東京都行政書士会港支部「終活・任意後見に関する市民向けセミナー、無料相談会」								
社協独自	○	区補助		区受託		東社協受託		その他

⑨ 赤い羽根共同募金運動への協力				担当係	経営管理係												
目 的 東京都共同募金会港地区協力会の事務局として、赤い羽根共同募金運動へ協力します。募金は、港区内の民間福祉施設や障害者団体等へ配分され、地域福祉推進のために役立てられます。 実施期間 10月1日から12月31日まで 協力団体等 町会・自治会など 根拠規定等 社会福祉法(国) 共同募金運動要綱(中央共同募金会) 東京都共同募金会港地区協力会会則 実施主体 東京都共同募金会港地区協力会 開始時期 平成18年度 区から港社協に事務移管 配分方法 募金額に応じて港地区配分推せん委員会が推せんし、東京都共同募金会の配分委員会で審査され、理事会等で決定したものが、各施設・団体へ配分されます。 実績表(元年度～5年度) (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募金総額</td> <td>2,049,123</td> <td>1,683,090</td> <td>1,663,563</td> <td>1,689,448</td> <td>1,662,512</td> </tr> </tbody> </table> ※預金利息含む						年 度	元	2	3	4	5	募金総額	2,049,123	1,683,090	1,663,563	1,689,448	1,662,512
年 度	元	2	3	4	5												
募金総額	2,049,123	1,683,090	1,663,563	1,689,448	1,662,512												
社協独自		区補助		区受託		東社協受託		その他	○								

⑩ 港地区配分推せん委員会への協力		担当係	経営管理係																																								
目 的 東京都共同募金会港地区配分推せん委員会の事務局として、区内の住民の地域福祉ニーズに応じて、地域における共同募金の配分を調整し、東京都共同募金会の配分委員会に対して意見具申を行い、地域の福祉ニーズを反映させることを目的とします。 実施主体 東京都共同募金会港地区協力会 事業内容 1 赤い羽根共同募金による配分推せん 赤い羽根共同募金の地域配分について、区内の民間福祉施設、障害者団体などを東京都共同募金会へ推せんします。 2 歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成 歳末たすけあい運動の地域福祉活動費の一部を原資として、地域福祉活動団体へ助成します。 根拠規定等 社会福祉法(国) 地区配分推せん委員会規程(東京都共同募金会) 港地区配分推せん委員会設置規程(東京都共同募金会港地区協力会) 開始時期 平成23年度 委員会設置 実績表(元年度～5年度) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 年度</th> <th>回</th> <th>実施日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">元</td> <td>第1回</td> <td>7月22日</td> <td>22団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>1月30日</td> <td>10施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>第1回</td> <td>9月29日</td> <td>21団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月1日</td> <td>8施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td>第1回</td> <td>7月28日</td> <td>13 団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月1日</td> <td>11 施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>第1回</td> <td>7月13日</td> <td>16団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月1日</td> <td>12施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5</td> <td>第1回</td> <td>6月29日</td> <td>19団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>2月7日</td> <td>9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)</td> </tr> </tbody> </table>					区分 年度	回	実施日	内 容	元	第1回	7月22日	22団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	1月30日	10施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	2	第1回	9月29日	21団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月1日	8施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	3	第1回	7月28日	13 団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月1日	11 施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	4	第1回	7月13日	16団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月1日	12施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)	5	第1回	6月29日	19団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)	第2回	2月7日	9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)
区分 年度	回	実施日	内 容																																								
元	第1回	7月22日	22団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																								
	第2回	1月30日	10施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																								
2	第1回	9月29日	21団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																								
	第2回	2月1日	8施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																								
3	第1回	7月28日	13 団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																								
	第2回	2月1日	11 施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																								
4	第1回	7月13日	16団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																								
	第2回	2月1日	12施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																								
5	第1回	6月29日	19団体に助成 (歳末たすけあい運動による地域福祉活動助成)																																								
	第2回	2月7日	9施設・団体を推せん(赤い羽根共同募金地域配分)																																								
社協独自		区補助		区受託		東社協受託		その他	○																																		

⑪ 地域福祉貢献賞・地域福祉功労賞 表彰		担当係	経営企画担当																									
目 的 地域社会の共助づくりを進め、日頃、港区の地域福祉において活動している個人・団体への労を報いるとともに、その功績をたたえて区民の福祉増進に資するため、表彰を行います。 事業内容 地域福祉貢献賞および地域福祉功労賞の表彰 地域福祉貢献賞 ・港区の地域福祉において自主的に3年以上継続して活動し、特に功績が顕著なもの ・その他特に顕著な功績が認められるもの 地域福祉功労賞 ・本会事業に3年以上継続して連携・協力し、特に功績が顕著なもの ・その他特に顕著な協力があると認められるもの 開始時期 (経過) 平成29年度 実績表(元年度～5年度) (単位:組) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉貢献賞</td> <td>14</td> <td>中止(◎)</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>地域福祉功労賞</td> <td>35</td> <td>中止(◎)</td> <td>20</td> <td>17</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>表彰式</td> <td>10月26日</td> <td>中止(◎)</td> <td>3月6日</td> <td>1月28日</td> <td>2月3日</td> </tr> </tbody> </table> ※令和元年度は港区地域福祉フォーラム内で表彰式を開催					年 度	元	2	3	4	5	地域福祉貢献賞	14	中止(◎)	13	12	10	地域福祉功労賞	35	中止(◎)	20	17	25	表彰式	10月26日	中止(◎)	3月6日	1月28日	2月3日
年 度	元	2	3	4	5																							
地域福祉貢献賞	14	中止(◎)	13	12	10																							
地域福祉功労賞	35	中止(◎)	20	17	25																							
表彰式	10月26日	中止(◎)	3月6日	1月28日	2月3日																							
社協独自	○	区補助	区受託	東社協受託	その他																							

(9)事業開始時期一覽表

(9) 事業開始時期一覧表

① 現在の実施事業 (1/2)

区 分		40 年代	50 年代	60 年代	平成 元年	～	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5	6
ふれあい通信“かంగリ”																											
長寿を祝う集い																											
介護相談員派遣等事業																											
港区老人クラブ連合会事務局 運営等支援																											
障害者（児）ボウリング大会																											
在宅重度障害者（児）見舞品 贈呈事業																											
手話通訳者派遣事業																											
手話講習会																											
車いす貸出事業																											
車いすステーション																											
有償在宅福祉サービス事業 （おむすびサービス）																											
総合的な福祉サービス 利用援助・ 支援事業	福祉サービス利用 援助事業																										
	福祉サービス利用 支援事業																										
成年後見制度利用促進 事業	制度利用に向けた相談支援																										
	成年後見人等候補者の推薦																										
	成年後見制度の経費助成																										
	地域連携ネットワークの推進																										
	区民後見人等候補者の養成																										
	親族後見人等への支援 成年後見制度の周知啓発																										
	成年後見人等への支援																										
	法人後見監督の受任																										
法人後見事業																											
港区バリアフリーマップ充実 支援業務																											
要支援世帯入学・卒業祝品 贈呈事業																											
育児サポート事業 （育児サポート子むすび）																											
子ども食堂ネットワーク運搬 支援																											
小地域福祉活動推進事業 （みんなと地域の福祉活動）																											
地域福祉活動参加促進講座																											
港区生活支援体制整備事業																											

① 現在の実施事業 (2/2)

区 分	40年代	50年代	60年代	平成元年	～	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5	6
障害者スポーツの振興と地域福祉活動推進事業																										
コミュニティソーシャルワーク推進事業																										
生活福祉資金貸付事業																										
臨時特例つなぎ資金貸付事業																										
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業																										
災害ボランティア活動の推進																										
災害ボランティア活動本部体制の確立																										
ボランティア団体・NPO・地域活動団体の交流																										
施設ボランティアコーディネーター連絡会																										
共に生きるみんなの歌と踊りのつどい																										
ふれあい講習会																										
地区ボランティアコーナーの活用・整備等																										
ボランティアセンターの運営	ボランティアの相談・活動支援																									
	ボランティア保険受付・手続																									
	使用済み切手・カード・書き損じはがき等の寄付受領																									
「ボランティア情報」の発行																										
ボランティア活動参加促進事業	ボランティア入門講座																									
	ボランティアスキルアップ講座																									
	夏！体験ボランティア																									
「みなとネット」社会貢献活動支援事業																										
ひとり暮らし高齢者フランス料理昼食会																										
社会福祉法人の連携による社会貢献事業																										
地域福祉推進協議会																										
福祉総合相談・調査研究・連絡調整																										
歳末たすけあい運動																										
港区地域福祉フォーラム																										
普及啓発																										
情報スタンド設置																										
後援等名義使用承認																										
赤い羽根共同募金運動への協力																										
港地区配分推せん委員会への協力																										
地域福祉貢献賞・地域福祉功労賞 表彰																										
港区重層的支援体制整備事業実施準備支援業務																										
港区ひきこもり支援専用相談窓口																										

② 廃止等した事業 (1/2)

区 分	40 年代	50 年代	60 年代	平成 元年	～	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5
創立50周年記念事業																												
芝地区配食サービス “あじさい”																												
住所不定者援護事業																												
三宅島災害避難者への支援活動																												
高齢者会食サービス																												
通所介護サービス事業 (デイサービス)																												
通所介護サービス事業 (施設入浴サービス)																												
ホームヘルパー養成研修 (昼コース)																												
支援費制度																												
精神障害者ホームヘルプサービ ス事業																												
ガイドヘルパー養成研修																												
ボランティア交流IT会議																												
訪問介護事業																												
児童・生徒のボランティア活動 普及事業																												
特別支援学校送迎支援事業																												
ひとり暮らし高齢者訪問電話 サービス事業																												
高齢者緊急一時介護人派遣事業																												
障害者自立支援事業 (重度訪問介護)																												
生活安定応援事業																												
老人クラブ連合会行事援助事業																												
障害者団体行事援助事業																												
ひとり親家庭福祉援助事業																												
児童福祉週間行事援助事業																												
女性福祉団体等援助事業																												
民間福祉施設援助事業																												
民間施設等クリスマス行事援助 事業																												
ボランティア団体活動助成																												
マスコットキャラクター作成																												
高齢者家事援助サービス事業																												
ひとり暮らし高齢者等見守り事 業																												
いきいきサロン事業																												
子育てサロン事業																												
居宅介護事業																												

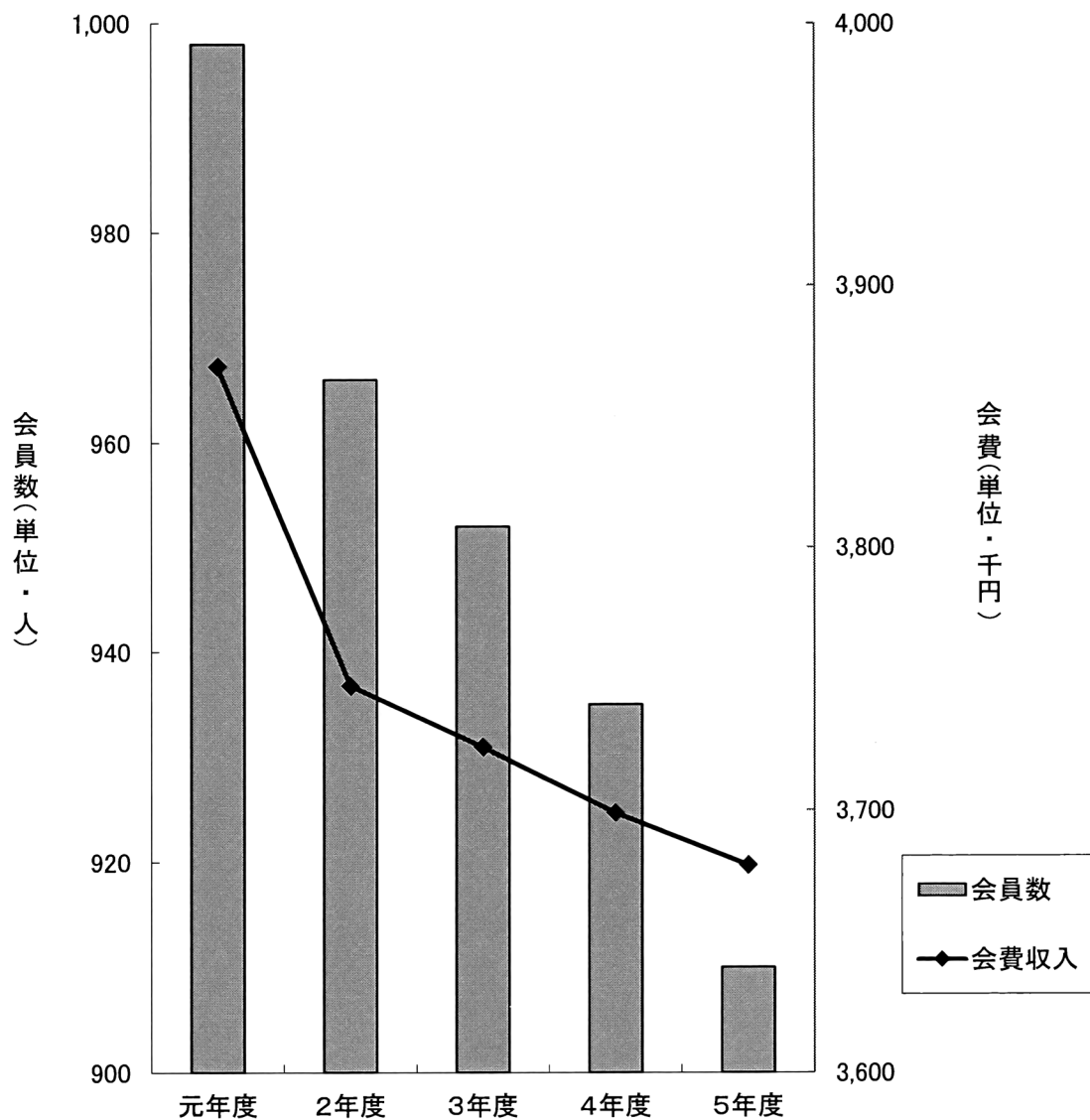
② 廃止等した事業（2/2）

区 分	40 年代	50 年代	60 年代	平成 元年	～	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	2	3	4	5
創立60周年記念事業																												
歩行支援用具（シルバーカー）貸出事業																												
同行援護事業																												
移動支援事業																												
ひとり親家庭休養ホーム利用旅費助成																												
緊急援護資金貸付事業																												
ひとり暮らし高齢者バスハイク																												
在宅高齢者回転呼出灯設置費助成事業																												
交通遺児援助事業																												
地域福祉推進のための財源確保（旧福祉バザー）																												
創立70周年記念事業																												

資 料

資料1 会員数・会費収入の推移

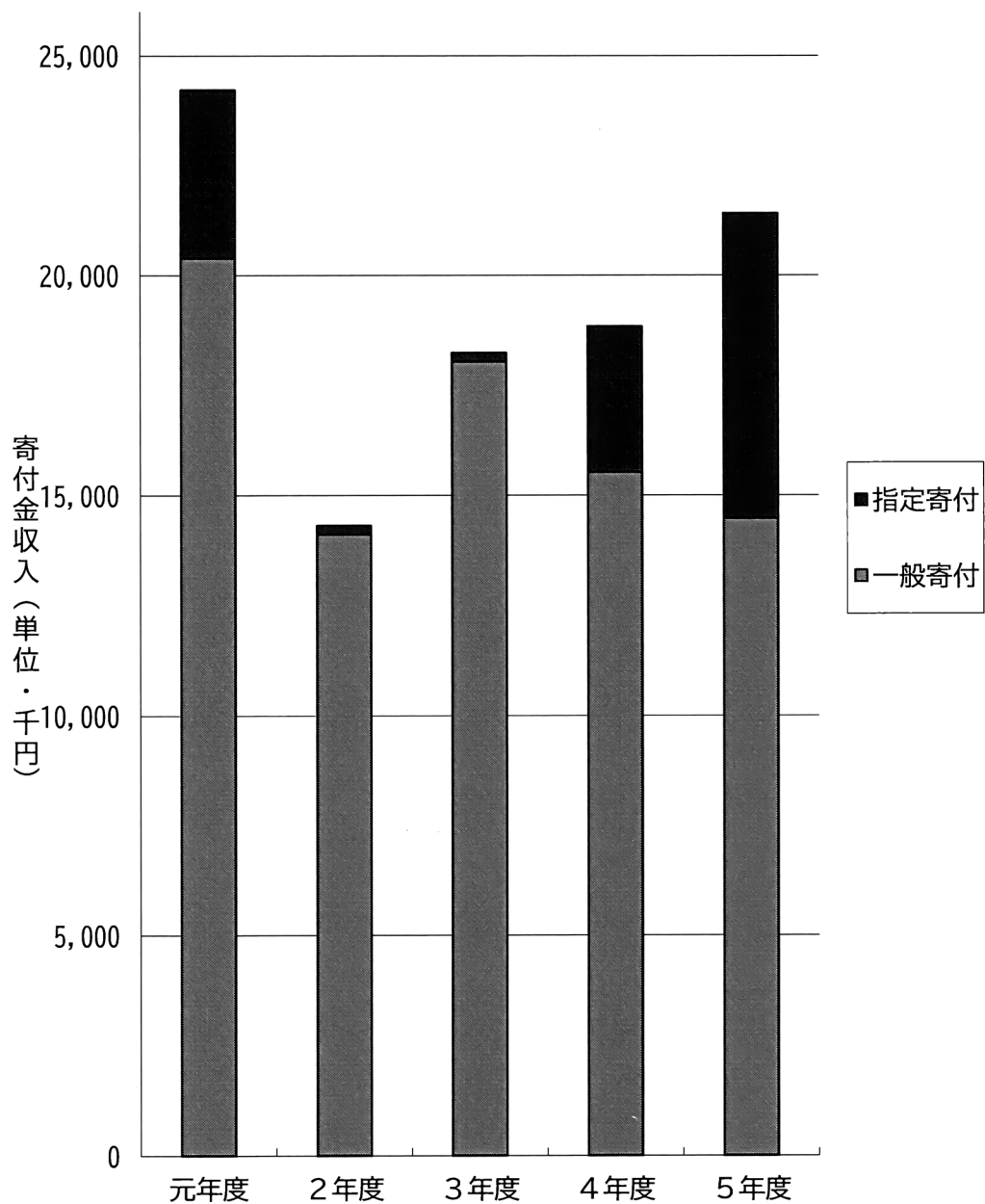
区 分		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個人会員 (1,000円以上)	会員数 (件)	738	717	703	684	654
	会費収入(円)	1,533,500	1,475,500	1,477,500	1,444,500	1,374,000
団体会員 (3,000円以上)	会員数 (件)	121	115	112	117	123
	会費収入(円)	1,072,000	1,023,000	993,000	1,016,000	1,076,000
法人会員 (5,000円以上)	会員数 (件)	139	134	137	134	133
	会費収入(円)	1,264,000	1,249,000	1,254,000	1,239,000	1,229,000
合 計	会員数 (件)	998	966	952	935	910
	会費収入(円)	3,869,500	3,747,500	3,724,500	3,699,500	3,679,000



資料2 寄付金収入の推移

(単位:円)

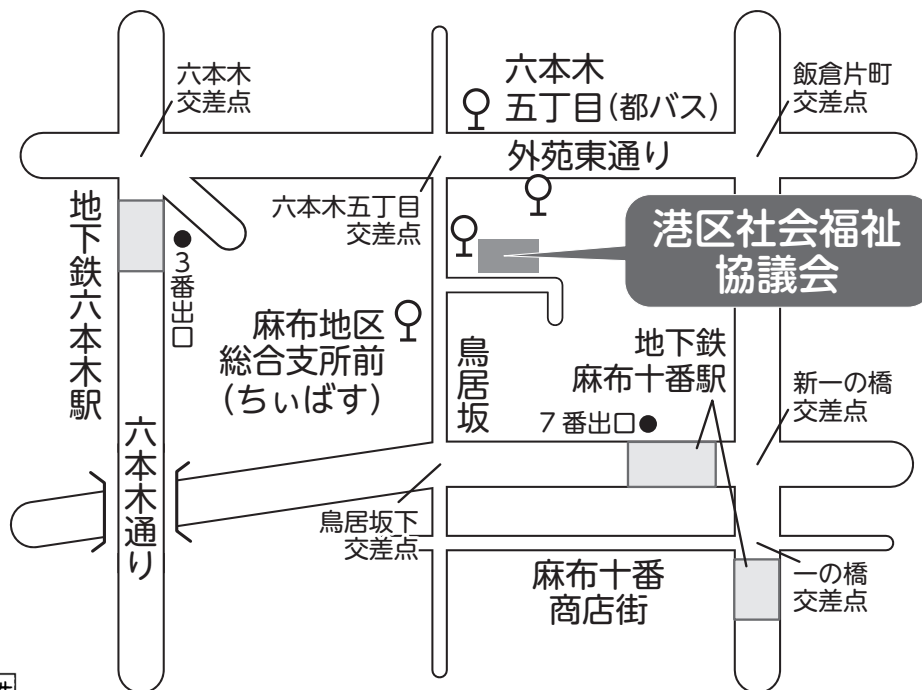
区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一般寄付	20,388,939	14,103,220	18,042,207	15,537,945	14,469,174
指定寄付	3,836,530	207,000	200,000	3,311,006	6,948,433
合 計	24,225,469	14,310,220	18,242,207	18,848,951	21,417,607



資料3 「社会福祉法」における社会福祉協議会の規定

市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会
第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 - 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整を行うものとする。 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を超えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
都道府県社会福祉協議会
第110条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。 - 一 前条第一項各号に掲げる事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの - 二 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 - 三 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 - 四 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 2 前条第五項及び第六項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 ～案内図～



地下鉄

- 日比谷線・大江戸線「六本木駅」 3番出口 徒歩7分
- 南北線・大江戸線「麻布十番駅」 7番出口 徒歩10分

港区コミュニティバス(ちいばす)

- (田町ルート) 田町駅東口～六本木駅前
 - (麻布東ルート) 港区役所北～六本木けやき坂～港区役所北
 - (麻布西ルート) 広尾駅～六本木けやき坂～広尾駅
- 「麻布地区総合支所前」バス停 徒歩1分

都営バス

- (反96) 五反田駅～六本木ヒルズ
 - (渋88) 渋谷駅前～新橋駅前
- 「六本木五丁目」バス停 徒歩3分

港社協の事業概要

令和6年度(2024年度)版

令和6年9月発行

編集・発行 社会福祉法人 港区社会福祉協議会

〒106-0032

東京都港区六本木5-16-45 港区麻布地区総合支所2階

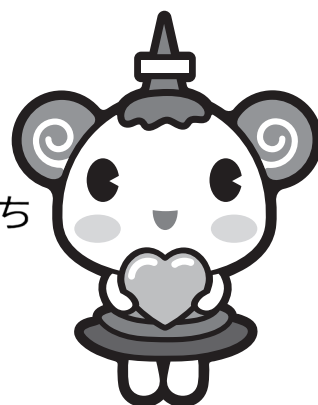
電話 03-6230-0280 FAX 03-6230-0285

E-mail info@minato-cosw.net

港区社会福祉協議会
会員募集中！



ときには支え、ときには支えられる私たちのまち



港社協マスコットキャラクター

み～しゃ